

令和8年

第1回定例会議案書

会期 自：令和8年2月10日
至：令和 年 月 日

議案第8号

専決処分の承認について

地方自治法第179条第1項の規定により、下記事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和8年2月10日提出

白浜町長 大江 康弘

記

- | | |
|---------|-----------------------|
| 1 処分事項 | 令和7年度白浜町一般会計補正予算（第8号） |
| 2 専決年月日 | 令和8年1月21日 |

白専第1号

専 決 処 分 書

令和7年度白浜町一般会計補正予算（第8号）については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和8年1月21日

白浜町長 大江 康弘

令和7年度

白浜町一般会計補正予算（第8号）

令和7年度白浜町一般会計補正予算（第8号）

令和7年度白浜町の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ25,200千円を追加し、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ16,285,400千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年1月21日専決

白浜町長 大江 康弘

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
16. 県支出金		1,031,894	25,200	1,057,094
	3. 委託金	99,860	25,200	125,060
歳入合計		16,260,200	25,200	16,285,400

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		3, 223, 669	25, 200	3, 248, 869
	4. 選挙費	84, 148	25, 200	109, 348
歳 出 合 計		16, 260, 200	25, 200	16, 285, 400

1 総括

歳入歳出補正予算事項別明細書

(歳入)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計
16. 県支出金	1,031,894	25,200	1,057,094
歳入合計	16,260,200	25,200	16,285,400

(歳出)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2. 総務費	3,223,669	25,200	3,248,869	25,200			
歳出合計	16,260,200	25,200	16,285,400	25,200			

2 歳 入

(款) 16. 県支出金

(項) 3. 委託金

単位：千円

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 総務費県委託金	99,860	25,200	125,060	4. 選挙費委託金	25,200	衆議院議員総選挙費委託金 25,200
計	99,860	25,200	125,060			
歳入合計	16,260,200	25,200	16,285,400			

3 歳 出

(款) 2. 総務費

(項) 4. 選挙費

単位：千円

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一般財源	節		説 明	
				特 定 財 源				区 分	金 額		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
4. 衆議院議員 選挙費	0	25,200	25,200	25,200				1. 報酬	2,868	開票管理者報酬 12,200円×1人	13
										開票立会人報酬 10,100円×10人	101
										期日前投票管理者報酬 12,800円×22人	282
										期日前投票立会人報酬 10,900円×44人	480
										投票管理者報酬 14,500円×35人	508
										投票立会人報酬 12,400円×70人	868
										会計年度任用職報酬(4人)	379
										会計年度任用職報酬(手当分)	237
								3. 職員手当等	8,780	超過勤務手当	8,780
								7. 報償費	110	ポスター掲示場設置謝礼	110
								8. 旅費	35	通勤費用(会計年度任用職) 普通旅費	31 4
10. 需用費	4,533	コピー代 消耗品費 燃料費 食糧費 印刷製本費	150 3,182 35 690 476								
11. 役務費	2,707	電話料	90								

(款) 2. 総務費

(項) 4. 選挙費

単位：千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
									郵便料 2,030 広告料 329 器具点検手数料 223 設備管理手数料 30 両替等手数料 5	
								12. 委託料 5,591	ポスター掲示場設置等委託料 3,975 システム保守委託料 370 選挙公報配布委託料 440 分類機立会委託料 156 会場設営等委託料 650	
								13. 使用料及び賃借料 576	器具等借上料 60 施設使用料 234 有料道路通行料 8 駐車場使用料 2 投票システム利用料 77 携帯電話借上料 195	
計	84,148	25,200	109,348	25,200						
歳出合計	16,260,200	25,200	16,285,400	25,200						

給 与 費 明 細 書

1 特 別 職

単位：千円

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考		
		報 酬	給 料	期 末 手 当 年間支給率(月分)	そ の 他 の 手 当				計	
補正後	長 等	3		22,440	8,836 (3.50)	6,425	37,701	5,241	42,942	その他の手当の内容 ・通勤手当 ・市町村総合事務組合負担金
	議 員	12	34,200		10,816 (3.50)		45,016	9,186	54,202	
	その他の 特 別 職	2,017	71,315				71,315		71,315	
	計	2,032	105,515	22,440	19,652	6,425	154,032	14,427	168,459	
補正前	長 等	3		22,440	8,836 (3.50)	6,425	37,701	5,241	42,942	その他の手当の内容 ・通勤手当 ・市町村総合事務組合負担金
	議 員	12	34,200		10,816 (3.50)		45,016	9,186	54,202	
	その他の 特 別 職	1,835	69,063				69,063		69,063	
	計	1,850	103,263	22,440	19,652	6,425	151,780	14,427	166,207	
比 較	長 等	0		0	0 (0.00)	0	0	0	0	
	議 員	0	0		0 (0.00)		0	0	0	
	その他の 特 別 職	182	2,252				2,252		2,252	
	計	182	2,252	0	0	0	2,252	0	2,252	

給 与 費 明 細 書

2 一 般 職

(1) 総括

単位：千円

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	(206) 293	349,428	1,117,612	906,157	2,373,197	460,353	2,833,550	
補正前	(202) 293	348,812	1,117,612	897,377	2,363,801	460,353	2,824,154	
比 較	(4) 0	616	0	8,780	9,396	0	9,396	

職員数における()書きは、短時間勤務職員に係るもので、外書きである。

単位：千円

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当	通勤手当	住宅手当	特殊勤務手当	超過勤務手当	休日勤務手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当
	補正後	32,371	23,644	18,476	12,160	92,279	23,500	16,680	305,614	272,392
	補正前	32,371	23,644	18,476	12,160	83,499	23,500	16,680	305,614	272,392
	比 較	0	0	0	0	8,780	0	0	0	0

単位：千円

職員手当 の 内 訳	区 分	宿日直手当	地域手当	単身赴任手当	市町村総合事務組合 負担金(退職手当分)	市町村総合事務組合 負担金(加入分)	市町村総合事務組合 負担金(特別償還分)	管理職員 特別勤務手当		
	補正後	1,409	1,775	738	77,583		27,536			
	補正前	1,409	1,775	738	77,583		27,536			
	比 較	0	0	0	0		0			

ア 会計年度任用職員以外の職員

単位：千円

区分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	288		1,100,383	784,102	1,884,485	372,622	2,257,107	
補正前	288		1,100,383	775,322	1,875,705	372,622	2,248,327	
比 較	0		0	8,780	8,780	0	8,780	

単位：千円

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当	通勤手当	住宅手当	特殊勤務手当	超過勤務手当	休日勤務手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当
	補正後	32,371	23,177	18,476	12,160	91,988	23,500	16,680	240,532	217,385
	補正前	32,371	23,177	18,476	12,160	83,208	23,500	16,680	240,532	217,385
	比 較	0	0	0	0	8,780	0	0	0	0

単位：千円

職員手当 の内訳	区 分	宿日直手当	地域手当	単身赴任手当	市町村総合事務組合 負担金(退職手当分)	市町村総合事務組合 負担金(加入分)	市町村総合事務組合 負担金(特別償還分)	管理職員 特別勤務手当		
	補正後	1,409	1,775	738	76,375		27,536			
	補正前	1,409	1,775	738	76,375		27,536			
	比 較	0	0	0	0		0			

イ 会計年度任用職員

単位：千円

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	(206) 5	349,428	17,229	122,055	488,712	87,731	576,443	
補正前	(202) 5	348,812	17,229	122,055	488,096	87,731	575,827	
比 較	(4) 0	616	0	0	616	0	616	

職員数における（ ）書きは、短時間勤務職員に係るもので、外書きである。

単位：千円

職員手当 の内訳	区 分	通勤手当	超過勤務手当	期末手当	勤勉手当	市町村総合事務組合 負担金(退職手当分)				
	補正後	467	291	65,082	55,007	1,208				
	補正前	467	291	65,082	55,007	1,208				
	比 較	0	0	0	0	0				

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

単位：千円

区 分	増減額	増減額事由別内訳	説 明	備 考
給 料		給与改定に伴う増減分		
		昇給に伴う増加分		
		その他の増減分		
職員手当	8,780	制度改正に伴う増減分		
		その他の増減分	8,780	

議案第9号

町道路線の廃止について

町道路線を別紙のとおり廃止することについて、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を求める。

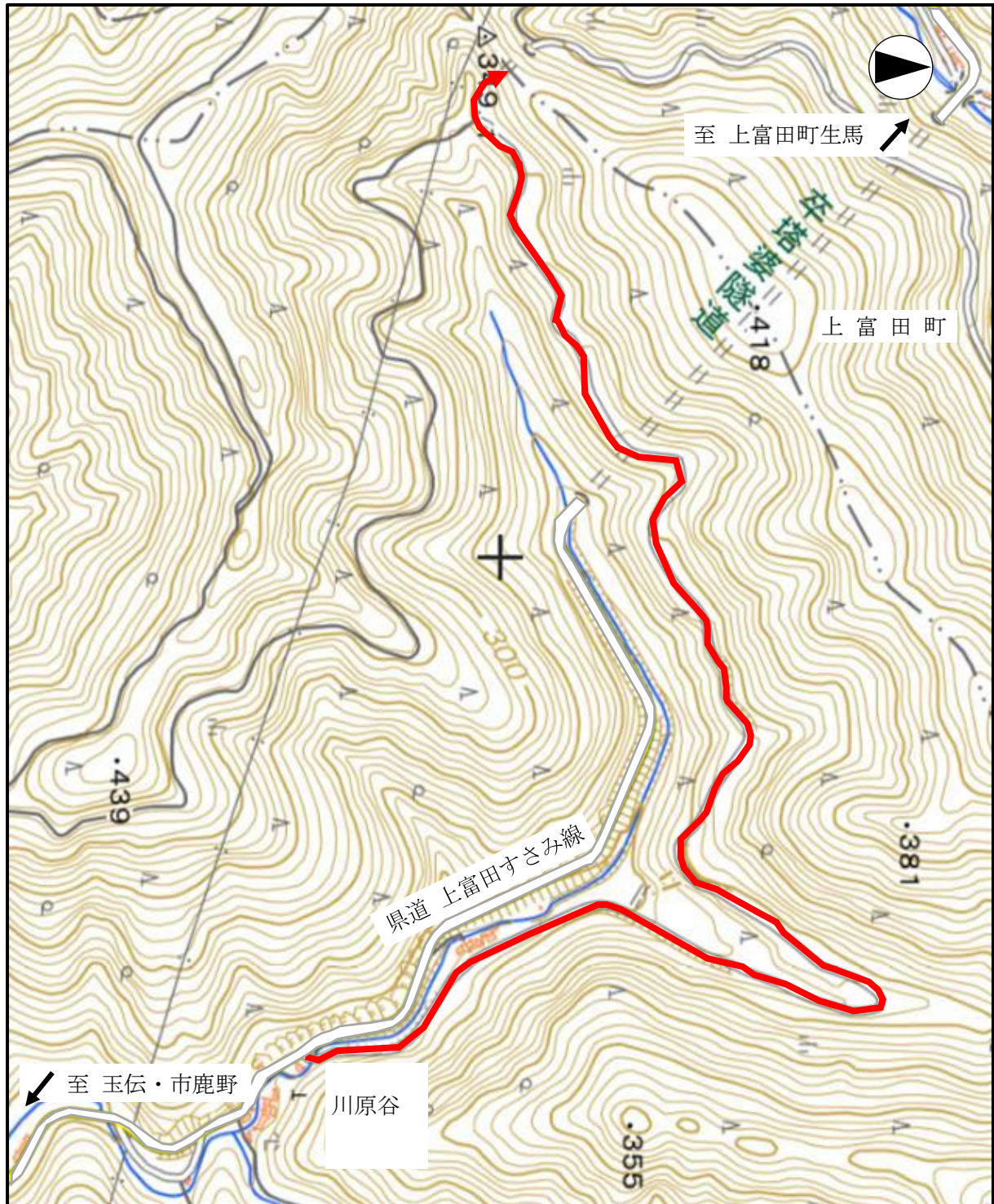
令和8年2月10日提出

白浜町長 大江 康弘

町道路線廃止調書

整理番号	路線名	起 終 点	延長 (m)	幅員 (m)	備考
4201	卒塔婆線	起点：白浜町玉伝字川原谷512番 地先 終点：白浜町玉伝字大平712番 地先	2,643.5	3.2 ~ 5.0	

町道路線廃止箇所図



町道路線廃止調書

整理番号	路線名	起 終 点	延長 (m)	幅員 (m)	備考
4201	卒塔婆線	起点：白浜町玉伝字川原谷512番 終点：白浜町玉伝字大平712番	地先 地先 2,643.5	3.2 ~ 5.0	

議案第10号

工事等委託契約の締結について

次のとおり工事等委託契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月10日提出

白浜町長 大江 康弘

記

- | | |
|----------|---|
| 1. 業務名 | 白浜町教育関連施設照明LED化業務 |
| 2. 業務場所 | 別紙「業務場所」のとおり |
| 3. 契約金額 | 一金150,040,000円 |
| 4. 契約の相手 | 和歌山県田辺市神子浜一丁目20番12号
和歌山電工株式会社
代表取締役 木下 智雄 |
| 5. 契約の方法 | 随意契約 |

業 務 場 所

	施設名	所在地
1	白浜第一小学校	白浜町196番地
2	白浜第二小学校	白浜町2234番地
3	西富田小学校	白浜町才野47番地
4	南白浜小学校	白浜町中1696番地の2
5	北富田小学校	白浜町内ノ川579番地
6	富田小学校	白浜町十九淵545番地
7	日置小学校	白浜町日置979番地の1
8	安宅小学校	白浜町安宅217番地
9	安居小学校	白浜町安居626番地
10	白浜中学校	白浜町2601番地
11	富田中学校	白浜町栄320番地
12	日置中学校	白浜町日置979番地の2
13	三舞中学校	白浜町安居626番地
14	西富田学童保育所	白浜町堅田752番地の1
15	日置給食センター	白浜町日置979番地の1
16	安居給食センター	白浜町安居626番地
17	中央公民館	白浜町1130番地の9
18	日置川拠点公民館	白浜町日置980番地の1

工 事 等 委 託 契 約 の 概 要

1. 工 期

令和8年 月 日から

令和8年3月31日まで

2. 契約保証金

免除、ただし履行保証保険

3. 随意契約の理由

本業務は、令和9年12月末に蛍光灯の生産が終了することを受け、町内教育関連施設の照明器具を蛍光灯からLED照明に更新するものである。複数の教育関連施設の照明器具の更新をまとめ、現場調査、機器選定、設計、学校運営に配慮した施工計画の作成並びに施工及び保守管理を一体とすることで、より安価に工事を行うことができるため、これらの業務を一括とした工事等委託業務とすることとした。

契約に当たっては、本業務はその業務内容が多岐にわたり競争入札に適しないことから、公募型プロポーザルを行った上で、随意契約を行うもの。

議案第 11 号

白浜町課設置に関する条例の一部を改正する条例について

白浜町課設置に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月10日提出

白浜町長 大江 康弘

理 由

組織を改めたいので、本案を提出する。

白浜町条例第 号

白浜町課設置に関する条例の一部を改正する条例

白浜町課設置に関する条例（平成18年白浜町条例第7号）の一部を次のように改正する。

第1条中「次の課」の次に「（室を含む。以下同じ。）」を加え、「総務課」を「町長
公室
課」に改める。

第2条総務課の項の前に次のように加える。

町長公室

- (1) 町政の総合調整に関すること。
- (2) 秘書及び交際に関すること。

第2条総務課の項中第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 防犯及び交通安全に関すること。

第2条地域防災課の項中第2号を次のように改める。

- (2) 国民保護に関すること。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

白浜町課設置に関する条例の一部改正 新旧対照表

改正後	現 行
<p>(課の設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、町長の権限に関する事務を分掌させるため、白浜町に次の課(室を含む。以下同じ。)を置く。</p> <p><u>町長公室</u></p> <p>総務課</p> <p>地域防災課</p> <p>税務課</p> <p>民生課</p> <p>住民保健課</p> <p>生活環境課</p> <p>観光課</p> <p>農林水産課</p> <p>建設課</p> <p>上下水道課</p> <p>第2条 課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p><u>町長公室</u></p> <p>(1) <u>町政の総合調整に関すること。</u></p> <p>(2) <u>秘書及び交際に関すること。</u></p> <p>総務課</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>防犯及び交通安全に関すること。</u></p> <p>地域防災課</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>国民保護に関すること。</u></p> <p>(略)</p>	<p>(課の設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、町長の権限に関する事務を分掌させるため、白浜町に次の課_____を置く。</p> <p>総務課</p> <p>地域防災課</p> <p>税務課</p> <p>民生課</p> <p>住民保健課</p> <p>生活環境課</p> <p>観光課</p> <p>農林水産課</p> <p>建設課</p> <p>上下水道課</p> <p>第2条 課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>総務課</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>地域防災課</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>防犯及び交通安全に関すること。</u></p> <p>(略)</p>

白浜町課設置に関する条例の一部改正の要旨

1. 改正の趣旨

政策形成及び政策推進の機能を強化すること等を目的に、組織を改めたいので、関係規定を改正する。

2. 改正の内容

- (1) 総務課内の組織であった町長公室を町長直下の組織とし、町長の政策判断を迅速かつ的確に全庁へ反映させる体制を構築する。
- (2) 地域防災課所管の防犯及び交通安全に関する事務を総務課へ所管替えし、地域防災課における防災業務体制のより一層の充実を図る。

3. 施行期日

令和8年4月1日から施行する。

議案第12号

白浜町各種基金条例の一部を改正する条例について

白浜町各種基金条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月10日提出

白浜町長 大江 康弘

理 由

基金を見直したいので、本案を提出する。

白浜町条例第 号

白浜町各種基金条例の一部を改正する条例

白浜町各種基金条例（平成18年白浜町条例第46号）の一部を次のように改正する。

第1条の表を次のように改める。

名称	目的
財政調整基金	財源不足の調整
減債基金	町債の償還財源に充当
庁舎等整備基金	庁舎等の整備
ふるさと創生基金	ふるさと創生事業
地域福祉基金	地域福祉の充実等に充当
大型共同作業場整備基金	大型共同作業場整備
水源の森基金	水源涵養林の購入、育成等を行うことによる水資源の保全
ふるさと・水と土保全基金	土地改良施設の機能を発揮させるための集落共同活動の支援
観光施設基金	観光施設改良
消防施設基金	消防施設の増強改良
教育基金	教育施設の新営改築、教育振興
河床整備基金	日置川流域における地域の振興と生活環境保全
地域振興基金	地域の振興
ふるさと白浜応援基金	寄附金による活力あるふるさとづくり事業及び地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業として行う事業
地域づくり基金	日置川地域の振興等
公共施設整備基金	清掃センターごみ焼却場跡地及び公共施設用地の利活用
地域活性化基金	町最終処分場周辺地域の活性化を目的とした事業
森林環境整備基金	森林整備及びその促進
跡地利用施設整備基金	富田川衛生施設組合施設跡地の利活用

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

白浜町各種基金条例の一部改正 新旧対照表

改正後		現行	
(設置の目的) 第1条 次に定めるそれぞれの目的達成に必要な財源を積み立てるため、次に定めるそれぞれの基金を設置する。		(設置の目的) 第1条 次に定めるそれぞれの目的達成に必要な財源を積み立てるため、次に定めるそれぞれの基金を設置する。	
名称	目的	名称	目的
財政調整基金	財源不足の調整	財政調整基金	財源不足の調整
減債基金	町債の償還財源に充当	減債基金	町債の償還財源に充当
庁舎等整備基金	庁舎等の整備	庁舎等整備基金	庁舎等の整備
ふるさと創生基金	ふるさと創生事業	自動車買換準備基金	自動車買換準備
地域福祉基金	地域福祉の充実等に充当	財産造成基金	町有財産造成
大型共同作業場整備基金	大型共同作業場整備	ふるさと創生基金	ふるさと創生事業
水源の森基金	水源涵養林の購入、育成等を行うことによる水資源の保全	地域福祉基金	地域福祉の充実等に充当
ふるさと・水と土保全基金	土地改良施設の機能を發揮させるための集落共同活動の支援	大型共同作業場整備基金	大型共同作業場整備
観光施設基金	観光施設改良	水源の森基金	水源涵養林の購入、育成等を行うことによる水資源の保全
消防施設基金	消防施設の増強改良	環境保全基金	環境の保全
教育基金	教育施設の新営改築、教育振興	ふるさと・水と土保全基金	土地改良施設の機能を發揮させるための集落共同活動の支援
河床整備基金	日置川流域における地域の振興と生活環境保全	観光施設基金	観光施設改良
地域振興基金	地域の振興	消防施設基金	消防施設の増強改良
ふるさと白浜応援基金	寄附金による活力あるふるさとづくり事業及び地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業として行う事業	教育基金	教育施設の新営改築、教育振興
地域づくり基金	日置川地域の振興等	学教育施設整備基金	学校教育施設の整備
公共施設整備基金	清掃センターごみ焼却場跡地及び公共施設用地の利活用	水力発電施設周辺地域振興基金	公共用施設整備等の利便性向上のための事業や地域の活性化を目的とした事業支援
地域活性化事業基金	町最終処分場周辺地域の活性化を目的とした事業	河床整備基金	日置川流域における地域の振興と生活環境保全
森林環境整備基金	森林整備及びその促進	地域振興基金	地域の振興
跡地利用施設整備基金	富田川衛生施設組合施設跡地の利活用	ふるさと白浜応援基金	寄附金による活力あるふるさとづくり事業
		地域づくり基金	日置川地域の振興等
		公共施設整備基金	清掃センターごみ焼却場跡地及び公共施設用地の利活用
		地域活性化事業基金	町最終処分場周辺地域の活性化を目的とした事業
		森林環境整備基金	森林整備及びその促進

白浜町各種基金条例の一部改正の要旨

1. 改正の趣旨

基金の廃止及び設置並びに基金の目的を見直したいので、関係規定を改正する。

2. 改正の内容

(1) 廃止する基金

名称	目的
自動車買替準備基金	自動車買替準備
財産造成基金	町有財産造成
環境保全基金	環境の保全
水力発電周辺地域振興基金	公共用施設整備等の利便性向上のための事業や地域の活性化を目的とした事業支援
学校教育施設整備基金	学校教育施設の整備

(2) 新たに設置する基金

名称	目的
跡地利用施設整備基金	富田川衛生施設組合施設跡地の利活用

(3) 基金の目的の改正 ※下線の事業を追加

名称	目的
ふるさと白浜応援基金	寄附金による活力あるふるさとづくり事業及び <u>地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業として行う事業</u>

3. 施行期日

令和8年4月1日から施行する。

改正する基金について

1. 廃止する基金

①自動車買替準備基金 【所管課：総務課】

○基金の概要

- ・基金目的：自動車買替準備
- ・設置日：平成18年3月1日

○基金額の推移

単位：円

年度	積立額	取崩額	基金残高	備考（充当事業）
H27	10	0	4,624	
H28	9	0	4,633	
H29	5,000,008	0	5,004,641	
H30	5,005,490	0	10,010,131	
R1	5,014,933	0	15,025,064	
R2	16,527	13,200,000	1,841,591	バキュームカー購入
R3	1,337	0	1,842,928	
R4	1,327	0	1,844,255	
R5	962	0	1,845,217	
R6	779	0	1,845,996	

○廃止の理由

基金の必要性が薄れ、今後の活用の見込みも低いため。

○その他

基金は令和7年度中に全額取り崩し、自動車購入費に充てる。

②財産造成基金 【所管課：総務課】

○基金の概要

- ・基金目的：町有財産造成
- ・設置日：平成18年3月1日

○基金額の推移

単位：円

年度	積立額	取崩額	基金残高	備考（充当事業）
H27	23,124	4,544,181	2,657,371	道路整備用地取得費
H28	5,897	0	2,663,268	
H29	4,515	0	2,667,783	
H30	2,926	0	2,670,709	
R1	3,984	0	2,674,693	
R2	2,942	0	2,677,635	
R3	1,943	0	2,679,578	
R4	1,929	0	2,681,507	
R5	1,398	0	2,682,905	
R6	1,132	0	2,684,037	

○廃止の理由

基金の必要性が薄れ、今後の活用見込みも低いため。

○その他

基金は令和7年度中に一部取り崩し、用地購入費に充て、残金は財政調整基金に積み立てる。

③環境保全基金 【所管課：生活環境課】

○基金の概要

- ・基金目的：環境の保全
- ・設置日：平成18年3月1日

○基金額の推移

単位：円

年度	積立額	取崩額	基金残高	備考（充当事業）
H27	3,389	0	1,136,053	
H28	2,448	0	1,138,501	
H29	3,938	0	1,142,439	
H30	4,021	0	1,146,460	
R1	4,635	0	1,151,095	
R2	1,883	0	1,152,978	
R3	1,484	0	1,154,462	
R4	4,123	0	1,158,585	
R5	841	0	1,159,426	
R6	563	0	1,159,989	

○廃止の理由

基金の必要性が薄れ、今後の活用見込みも低いため。

○その他

基金は令和7年度中に全額取り崩し、環境保全事業に充てる。

④学校教育施設整備基金 【所管課：教育委員会】

○基金の概要

- ・基金目的：学校教育施設の整備
- ・設置経緯：旧市鹿野小の校舎等の建物に係る財産処分の承認を得る際に、国庫納付金相当額を積み立てるために設置。
- ・設置日：令和3年4月1日

○基金額の推移

単位：円

年度	積立額	取崩額	基金残高	備考（充当事業）
R3	999,000	0	999,000	
R4	19	0	999,019	
R5	312,295	0	1,311,314	
R6	26	0	1,311,340	

○廃止の理由

基金の必要性が薄れ今後の活用見込みも低いため。

○その他

基金は令和7年度中に全額取り崩し、学校施設の整備事業に充てる。

⑤水力発電施設周辺地域振興基金 【所管課：日置川事務所】

○基金の概要

- ・基金目的：公共用施設整備等の利便性向上のための事業や地域の活性化を目的とした事業支援
- ・設置経緯：発電用施設の周辺地域における公共用施設の整備や地域住民の福祉向上のための事業に対して交付される水力発電施設周辺地域交付金を積み立てし、事業を実施するために設置。
- ・設置日：平成18年3月1日

○基金額の推移

単位：円

年度	積立額	取崩額	基金残高	備考（充当事業）
H27	0	2,000,500	0	向平キャンプ場整備
H28	0	0	0	
H29	0	0	0	
H30	0	0	0	
R1	0	0	0	
R2	0	0	0	
R3	0	0	0	
R4	0	0	0	
R5	0	0	0	
R6	0	0	0	

○廃止の理由

基金の必要性が薄れ、今後の活用見込みも低いため。

（複数年にわたる事業の場合などは基金に積み立てした後、事業実施年に取崩しているが、近年は交付金を当該年度の事業に充てる運用をしているため。）

2. 新たに設置する基金

①跡地利用施設整備基金 【所管課：生活環境課】

○基金目的

富田川衛生施設組合跡地の利活用

○設置の理由

富田川衛生施設組合施設の跡地利用を目的とした事業に係る財源を年次的に積み立てるため。

○その他

基金は令和8年度から15年間、10,000千円/年を積み立てる予定。

3. 基金目的を改正する基金

①ふるさと白浜応援基金 【所管課：総務課】

○改正の理由

企業からの地方創生応援税制の対象となる寄附（企業版ふるさと納税）を積み立てるため。

○改正の概要

目的に「地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業として行う事業」を加える。

○その他

企業版ふるさと納税は、原則として受領した年度の事業費に充て、事業費を超える額は基金に積み立て、翌年度以降の事業に充てる。

議案第 13 号

白浜町税条例等の一部を改正する条例について

白浜町税条例等の一部を改正したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 10 日提出

白浜町長 大江 康弘

理 由

町税の納期を変更したいので、本案を提出する。

白浜町条例第 号

白浜町税条例等の一部を改正する条例

(白浜町税条例の一部改正)

第1条 白浜町税条例(平成18年白浜町条例第49号)の一部を次のように改正する。

第40条第1項中「6月15日」を「6月1日」に、「8月15日」を「8月1日」に、「10月15日」を「10月1日」に、「12月10日」を「12月1日」に改める。

第67条第1項中「4月15日」を「4月1日」に、「7月15日」を「7月1日」に、「11月15日」を「11月1日」に、「1月15日」を「1月1日」に改める。

第83条第2項中「5月15日」を「5月1日」に改める。

(白浜町都市計画税条例の一部改正)

第2条 白浜町都市計画税条例(平成18年白浜町条例第50号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「4月15日」を「4月1日」に、「7月15日」を「7月1日」に、「11月15日」を「11月1日」に、「1月15日」を「1月1日」に改める。

(白浜町国民健康保険税条例の一部改正)

第3条 白浜町国民健康保険税条例(平成18年白浜町条例第51号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「6月15日から6月30日まで」を「6月1日から同月30日まで」に、「7月15日から7月31日まで」を「7月1日から同月31日まで」に、「8月15日から8月31日まで」を「8月1日から同月31日まで」に、「9月15日から9月30日まで」を「9月1日から同月30日まで」に、「10月15日から10月31日まで」を「10月1日から同月31日まで」に、「11月15日から11月30日まで」を「11月1日から同月30日まで」に、「12月10日から12月25日まで」を「12月1日から同月25日まで」に、「1月15日から1月31日まで」を「1月1日から同月31日まで」に、「2月15日から2月末日まで」を「2月1日から同月末日まで」に、「3月15日から3月31日まで」を「3月1日から同月31日まで」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

白浜町税条例の一部改正 新旧対照表（第1条関係）

改正後	現行
<p>（個人の町民税の納期）</p> <p>第40条 普通徴収の方法によって徴収する個人の町民税の納期は、次のとおりとする。</p> <p>第1期 <u>6月1日</u> から同月30日まで</p> <p>第2期 <u>8月1日</u> から同月31日まで</p> <p>第3期 <u>10月1日</u> から同月31日まで</p> <p>第4期 <u>12月1日</u> から同月25日まで</p> <p>2 （略）</p> <p>（固定資産税の納期）</p> <p>第67条 固定資産税の納期は、次のとおりとする。</p> <p>第1期 <u>4月1日</u> から同月30日まで</p> <p>第2期 <u>7月1日</u> から同月31日まで</p> <p>第3期 <u>11月1日</u> から同月30日まで</p> <p>第4期 翌年<u>1月1日</u> から同月31日まで</p> <p>2～4 （略）</p> <p>（種別割の賦課期日及び納期）</p> <p>第83条 種別割の賦課期日は、4月1日とする。</p> <p>2 種別割の納期は、<u>5月1日</u> から同月31日までとする。</p>	<p>（個人の町民税の納期）</p> <p>第40条 普通徴収の方法によって徴収する個人の町民税の納期は、次のとおりとする。</p> <p>第1期 <u>6月15日</u> から同月30日まで</p> <p>第2期 <u>8月15日</u> から同月31日まで</p> <p>第3期 <u>10月15日</u> から同月31日まで</p> <p>第4期 <u>12月10日</u> から同月25日まで</p> <p>2 （略）</p> <p>（固定資産税の納期）</p> <p>第67条 固定資産税の納期は、次のとおりとする。</p> <p>第1期 <u>4月15日</u> から同月30日まで</p> <p>第2期 <u>7月15日</u> から同月31日まで</p> <p>第3期 <u>11月15日</u> から同月30日まで</p> <p>第4期 翌年<u>1月15日</u> から同月31日まで</p> <p>2～4 （略）</p> <p>（種別割の賦課期日及び納期）</p> <p>第83条 種別割の賦課期日は、4月1日とする。</p> <p>2 種別割の納期は、<u>5月15日</u> から同月31日までとする。</p>

白浜町都市計画税条例の一部改正 新旧対照表（第2条関係）

改正後	現行
<p>（納期）</p> <p>第5条 都市計画税の納期は、次のとおりとする。</p> <p>第1期 <u>4月1日</u> から同月30日まで</p> <p>第2期 <u>7月1日</u> から同月31日まで</p> <p>第3期 <u>11月1日</u> から同月30日まで</p>	<p>（納期）</p> <p>第5条 都市計画税の納期は、次のとおりとする。</p> <p>第1期 <u>4月15日</u> から同月30日まで</p> <p>第2期 <u>7月15日</u> から同月31日まで</p> <p>第3期 <u>11月15日</u> から同月30日まで</p>

<p>で</p> <p>第4期 翌年<u>1月1日</u>から同月31日まで</p> <p>2 (略)</p>	<p>で</p> <p>第4期 翌年<u>1月15日</u>から同月31日まで</p> <p>2 (略)</p>
---	--

白浜町国民健康保険税条例の一部改正 新旧対照表 (第3条関係)

改正後	現 行
<p>(納期)</p> <p>第12条 普通徴収によって徴収する国民健康保険税の納期は、次のとおりとする。</p> <p>第1期 <u>6月1日から同月30日まで</u></p> <p>第2期 <u>7月1日から同月31日まで</u></p> <p>第3期 <u>8月1日から同月31日まで</u></p> <p>第4期 <u>9月1日から同月30日まで</u></p> <p>第5期 <u>10月1日から同月31日まで</u></p> <p>――</p> <p>第6期 <u>11月1日から同月30日まで</u></p> <p>――</p> <p>第7期 <u>12月1日から同月25日まで</u></p> <p>――</p> <p>第8期 翌年<u>1月1日から同月31日まで</u></p> <p>第9期 翌年<u>2月1日から同月末日まで</u></p> <p>――</p> <p>第10期 翌年<u>3月1日から同月31日まで</u></p> <p>2、3 (略)</p>	<p>(納期)</p> <p>第12条 普通徴収によって徴収する国民健康保険税の納期は、次のとおりとする。</p> <p>第1期 <u>6月15日から6月30日まで</u></p> <p>第2期 <u>7月15日から7月31日まで</u></p> <p>第3期 <u>8月15日から8月31日まで</u></p> <p>第4期 <u>9月15日から9月30日まで</u></p> <p>第5期 <u>10月15日から10月31日まで</u></p> <p>――</p> <p>第6期 <u>11月15日から11月30日まで</u></p> <p>――</p> <p>第7期 <u>12月10日から12月25日まで</u></p> <p>――</p> <p>第8期 翌年<u>1月15日から1月31日まで</u></p> <p>第9期 翌年<u>2月15日から2月末日まで</u></p> <p>――</p> <p>第10期 翌年<u>3月15日から3月31日まで</u></p> <p>2、3 (略)</p>

白浜町税条例等の一部改正の要旨

1. 改正の趣旨

納税者の納税環境の向上を図ることを目的に、町税の納期を変更したいので、関係規定を改正する。

2. 改正の内容

町税の納期を次のとおり改める。（※括弧内は改正前の納期）

(1) 個人の町民税（第1条関係）

第1期	第2期	第3期	第4期
6月1日から 同月30日まで (6月15日から 同月30日まで)	8月1日から 同月31日まで (8月15日から 同月31日まで)	10月1日から 同月31日まで (10月15日から 同月31日まで)	12月1日から 同月25日まで (12月10日から 同月25日まで)

(2) 固定資産税（第1条関係）

第1期	第2期	第3期	第4期
4月1日から 同月30日まで (4月15日から 同月30日まで)	7月1日から 同月31日まで (7月15日から 同月31日まで)	11月1日から 同月30日まで (11月15日から 同月30日まで)	翌年1月1日から 同月31日まで (翌年1月15日から 同月31日まで)

(3) 軽自動車税種別割（第1条関係）

5月1日から同月31日まで（5月15日から同月31日まで）

(4) 都市計画税（第2条関係）

第1期	第2期	第3期	第4期
4月1日から 同月30日まで (4月15日から 同月30日まで)	7月1日から 同月31日まで (7月15日から 同月31日まで)	11月1日から 同月30日まで (11月15日から 同月30日まで)	翌年1月1日から 同月31日まで (翌年1月15日から 同月31日まで)

(5) 国民健康保険税（第3条関係）

第1期	6月1日から同月30日まで (6月15日から6月30日まで)	第6期	11月1日から同月30日まで (11月15日から11月30日まで)
第2期	7月1日から同月31日まで (7月15日から7月31日まで)	第7期	12月1日から同月25日まで (12月10日から12月25日まで)
第3期	8月1日から同月31日まで (8月15日から8月31日まで)	第8期	翌年1月1日から同月31日まで (翌年1月15日から1月31日まで)
第4期	9月1日から同月30日まで (9月15日から9月30日まで)	第9期	翌年2月1日から同月末日まで (翌年2月15日から2月末日まで)
第5期	10月1日から同月31日まで (10月15日から10月31日まで)	第10期	翌年3月1日から同月31日まで (翌年3月15日から3月31日まで)

3. 施行期日

令和8年4月1日から施行する。

議案第 14 号

白浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

白浜町国民健康保険税条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月10日提出

白浜町長 大江 康弘

理 由

第三期和歌山県国民健康保険運営方針に基づき、関係規定を改正したいので、本案を提出する。

白浜町条例第 号

白浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

白浜町国民健康保険税条例（平成18年白浜町条例第51号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の6.5」を「100分の7」に改める。

第5条中「2万3,000円」を「2万5,000円」に改める。

第23条第1項第1号ア中「16,100円」を「17,500円」に改め、同項第2号ア中「11,500円」を「12,500円」に改め、同項第3号ア中「4,600円」を「5,000円」に改め、同条第2項第1号ア中「3,450円」を「3,750円」に改め、同号イ中「5,750円」を「6,250円」に改め、同号ウ中「9,200円」を「10,000円」に改め、同号エ中「11,500円」を「12,500円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の白浜町国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

白浜町国民健康保険税条例の一部改正 新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の7</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>2万5,000円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>430,000円</u>（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の6.5</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>2万3,000円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>430,000円</u>（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5</p>

第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 17,500円

イ～カ （略）

- (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を

第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 16,100円

イ～カ （略）

- (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を

乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき305,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 12,500

円

イ～カ (略)

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき560,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 5,000円

イ～カ (略)

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ

乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき305,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 11,500

円

イ～カ (略)

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき560,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 4,600円

イ～カ (略)

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ

当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 3,750円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 6,250円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 10,000円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 12,500円

3 (略)

当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 3,450円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 5,750円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 9,200円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 11,500円

3 (略)

白浜町国民健康保険税条例の一部改正の要旨

1. 改正の趣旨

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第82条の2に基づき定められた第三期和歌山県国民健康保険運営方針により、令和12年度からの国民健康保険税の県内統一を目指し、所得割の算定税率及び均等割額を段階的に引き上げるため、関係規定を改正する。

2. 改正の内容

- (1) 国民健康保険税の基礎課税額に係る所得割額の算定税率を「100分の6.5」から「100分の7」に引き上げる。
- (2) 国民健康保険税の基礎課税額に係る均等割額を「2万3,000円」から「2万5,000円」に引き上げる。
- (3) 国民健康保険税の基礎課税額に係る均等割額が引き上げられたことに伴い、軽減割合に応じて定められていた均等割額について、改正を行う。

3. 施行期日

令和8年4月1日から施行する。

議案第 15 号

白浜町火災予防条例の一部を改正する条例について

白浜町火災予防条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月10日提出

白浜町長 大江 康弘

理 由

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、関係規定を改正したいので、本案を提出する。

白浜町火災予防条例の一部を改正する条例

白浜町火災予防条例（平成18年白浜町条例第175号）の一部を次のように改正する。

第7条の2の見出し中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条第1項中「サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という。）」を「一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ。）」に改め、同項第2号及び同条第2項中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条を第7条の3とする。

第7条の次に次の1条を加える。

（簡易サウナ設備）

第7条の2 簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であつて、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。
- (2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあつては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りではない。

2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号、第10号から第14号まで、第17号から第18号の3まで、第2項第6号及び第3項並びに第4項を除く。）及び第5条第1項の規定を準用する。

第29条の7第1項第1号中「住宅用防災機器」の次に「、感震ブレーカー」を加える。

第44条第6号の次に次の1号を加える。

(6)の2 簡易サウナ設備（個人が設けるものを除く。）

第44条第7号中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改める。

附 則

この条例は、令和8年3月31日から施行する。

白浜町火災予防条例の一部改正 新旧対照表

改正後	現 行
<p>(簡易サウナ設備)</p> <p><u>第7条の2 簡易サウナ設備</u> (屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室 (サウナ室のうちテントを活用したものをいう。) 又はバレル型サウナ室 (サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。) に設ける放熱設備であって、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。) の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) <u>火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の隔離距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。</u></p> <p>(2) <u>簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあつては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りではない。</u></p> <p><u>2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条 (第1項第1号、第10号から第14号まで、第17号から第18号の3まで、第2項第6号及び第3項並びに第4項を除く。) 及び第5条第1項の規定を準用する。</u></p> <p>(一般サウナ設備)</p> <p><u>第7条の3 一般サウナ設備</u> (簡易サウナ設備以外のサウナ設備 (サウナ室に設ける放熱設備をいう。) をいう。以下同じ。) の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</p>	<p>(サウナ設備 _____)</p> <p><u>第7条の2 サウナ室に設ける放熱設備</u> (以下「サウナ設備」という。) _____ の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</p>

白浜町火災予防条例の一部改正の要旨

1. 改正の趣旨

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成14年総務省令第24号）の一部改正に伴い、関係規定を改正する。

2. 改正の内容

(1) 簡易サウナ設備に関する事項

対象火気設備等の種類に簡易サウナ設備を追加するとともに、当該設備の位置及び構造に関する基準を規定する。

(2) 住宅における火災の予防の推進に関する事項

住宅における火災の予防を推進するため、町が実施する施策に感震ブレーカーの普及促進を明記する。

3. 施行期日

令和8年3月31日から施行する。

議案第16号

白浜町簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

白浜町簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月10日提出

白浜町長 大江 康弘

理 由

田野井簡易水道を廃止したいので、本案を提出する。

白浜町条例第 号

白浜町簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

白浜町簡易水道事業の設置等に関する条例（令和4年白浜町条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

名称	給水区域	給水人口	1日最大給水量
市江簡易水道	日置の一部	2,330人	609立方メートル
口ケ谷簡易水道	口ケ谷		
安居簡易水道	安居、寺山		
久木簡易水道	久木		
城簡易水道	城		
玉伝簡易水道	玉伝の一部		
市鹿野簡易水道	市鹿野の一部		
上滝簡易水道	市鹿野の一部		

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

白浜町簡易水道事業の設置等に関する条例の一部改正 新旧対照表

改正後				現行			
別表（第3条関係）				別表（第3条関係）			
名称	給水区域	給水人口	1日最大給水量	名称	給水区域	給水人口	1日最大給水量
市江簡易水道	日置の一部	2,330人	609立方メートル	市江簡易水道	日置の一部	2,910人	727立方メートル
口ケ谷簡易水道	口ケ谷			田野井簡易水道	田野井		
安居簡易水道	安居、寺山			口ケ谷簡易水道	口ケ谷		
久木簡易水道	久木			安居簡易水道	安居、寺山		
城簡易水道	城			久木簡易水道	久木		
玉伝簡易水道	玉伝の一部			城簡易水道	城		
市鹿野簡易水道	市鹿野の一部			玉伝簡易水道	玉伝の一部		
上滝簡易水道	市鹿野の一部			市鹿野簡易水道	市鹿野の一部		
				上滝簡易水道	市鹿野の一部		

白浜町簡易水道事業の設置等に関する条例の一部改正の要旨

1. 改正の趣旨

田野井簡易水道を上水道日置川給水区に編入することに伴い、当該簡易水道を廃止したいので、関係規定を改正する。

2. 改正の内容

条例に規定する簡易水道事業の一覧から田野井簡易水道を削り、給水人口及び1日最大給水量を下表のとおりとする。

名称	給水区域	給水人口	1日最大給水量
市江簡易水道	日置の一部	2, 330人	609立方メートル
ロケ谷簡易水道	ロケ谷	(2, 910人)	(727立方メートル)
安居簡易水道	安居、寺山		
久木簡易水道	久木		
城簡易水道	城		
玉伝簡易水道	玉伝の一部		
市鹿野簡易水道	市鹿野の一部		
上滝簡易水道	市鹿野の一部		

※括弧内は改正前のもの

3. 施行期日

令和8年4月1日から施行する。

議案第 17 号

白浜町共同作業場条例の一部を改正する条例について

白浜町共同作業場条例の一部を改正したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 10 日提出

白浜町長 大江 康弘

理 由

共同作業場の廃止及び地籍調査による共同作業場の位置の変更を行いたいので、本案を提出する。

白浜町条例第 号

白浜町共同作業場条例の一部を改正する条例

白浜町共同作業場条例（平成18年白浜町条例第106号）の一部を次のように改正する。

第2条の表安宅縫製共同作業場の項及び安宅整毛共同作業場の項中「白浜町安宅287番地」を「白浜町安宅287番地の9」に改め、同表安宅割箸共同作業場の項を削り、同表白浜町スナック菓子製造共同作業場の項中「白浜町大古20番地」を「白浜町大古30番地」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

白浜町共同作業場条例の一部改正 新旧対照表

改 正 後		現 行	
(名称及び位置) 第2条 共同作業場の名称及び位置は、次のとおりとする。		(名称及び位置) 第2条 共同作業場の名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
(略)	(略)	(略)	(略)
安宅縫製共同作業場	<u>白浜町安宅287番地</u> <u>地の9</u>	安宅縫製共同作業場	<u>白浜町安宅287番</u> <u>地_____</u>
安宅整毛共同作業場	<u>白浜町安宅287番</u> <u>地の9</u>	安宅整毛共同作業場	<u>白浜町安宅287番</u> <u>地_____</u>
(略)	(略)	安宅割箸共同作業場	<u>白浜町安宅451番</u> <u>地の1</u>
(略)	(略)	(略)	(略)
白浜町スナック菓子製造共同作業場	<u>白浜町大古30番地</u>	白浜町スナック菓子製造共同作業場	<u>白浜町大古20番地</u>

白浜町共同作業場条例の一部改正の要旨

1. 改正の趣旨

共同作業場の廃止及び地籍調査による共同作業場の位置の変更に伴い、関係規定を改正する。

2. 改正の内容

安宅割箸共同作業場を廃止し、安宅縫製共同作業場及び安宅整毛共同作業場の位置を「白浜町安宅287番地」から「白浜町安宅287番地の9」に、白浜町スナック菓子製造共同作業場の位置を「白浜町大古20番地」から「白浜町大古30番地」に改める。

3. 施行期日

公布の日から施行する。

議案第18号

白浜町健康交流拠点施設条例を廃止する条例について

白浜町健康交流拠点施設条例を廃止したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月10日提出

白浜町長 大江 康弘

理 由

白浜町健康交流拠点施設の用途廃止により、関係規定を廃止したいので、本案を提出する。

白浜町条例第 号

白浜町健康交流拠点施設条例を廃止する条例

白浜町健康交流拠点施設条例（平成18年白浜町条例第145号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

白浜町健康交流拠点施設条例の廃止の要旨

1. 廃止の趣旨

白浜町健康交流拠点施設（リヴァージュ・スパひきがわ）の売却に伴い、用途を廃止したため、当該施設の設置及び管理について定める条例を廃止するもの。

2. 施行期日

令和8年4月1日から施行する。

議案第19号

白浜町東白浜防災センター条例の制定について

白浜町東白浜防災センター条例を制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月10日提出

白浜町長 大江 康弘

理 由

白浜町東白浜防災センターの設置及び管理に関し、必要な事項を定めたいので、本案を提出する。

白浜町東白浜防災センター条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、白浜町東白浜防災センター（以下「防災センター」という。）の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 町民の防災意識の向上を図り、安全で災害に強いまちづくりを推進するため、防災センターを設置する。

(名称及び位置)

第3条 防災センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
東白浜防災センター	白浜町1068番地の1

(用途)

第4条 防災センターの用途は、次のとおりとする。

- (1) 防災意識の啓発に関すること。
- (2) 自主防災組織の育成及び指導に関すること。
- (3) 防災に関する講演会及び講習会の開催に関すること。
- (4) 防災資機材等の備蓄及び保管に関すること。
- (5) 災害時における防災活動に関すること。
- (6) その他町長が必要と認めること。

(施設)

第5条 防災センターに、次に掲げる施設を設ける。

- (1) 研修室
- (2) 事務室
- (3) 備蓄倉庫

2 前項に掲げる施設のうち、貸与を行う施設（以下「貸与施設」という。）は、同項第1号の施設とし、その使用料は、無料とする。

(使用の許可等)

第6条 貸与施設を使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、規則で定めるところにより、あらかじめ町長に使用を申請し、その許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 町長は、前項の許可に際し、管理上必要な条件を付することができる。

(使用の制限)

第7条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸与施設の使用を許可しない。

- (1) 営利を目的とすると認められるとき。
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (3) 防災センターの施設又は附属設備（以下「施設等」という。）を損傷し、又は滅失

するおそれがあるとき。

- (4) 防災センターの管理上支障があると認められるとき。
- (5) その他町長が使用を不相当と認めたとき。

(使用許可の取消し等)

第8条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、貸与施設の使用を停止し、又は許可を取り消すことができる。

- (1) 災害が発生し、又は発生するおそれがあり、防災活動を実施することを決定したとき。
- (2) 虚偽又は不正の行為により使用許可を受けたとき。
- (3) 許可条件に違反したとき。
- (4) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(目的外使用等の禁止)

第9条 使用者は、貸与施設を許可された使用目的以外の目的に使用し、又は使用する権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(原状回復義務)

第10条 使用者は、貸与施設の使用を終了したとき、又は第8条の規定により使用の停止を命じられたとき、若しくは許可を取り消されたときは、速やかにこれを原状に復さなければならない。

(損害賠償)

第11条 使用者は、その責に帰すべき事由により、施設等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、防災センターの管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

白浜町東白浜防災センター条例の制定の要旨

1. 制定の趣旨

大規模災害時における迅速な災害対応を行うことを目的に、白浜町東白浜防災センター（以下「防災センター」という。）を建築し、その設置及び管理に関し、必要な事項を定める。

2. 条例の内容

防災センターの設置及び管理に関し、次に掲げる事項を定める。

- (1) 防災センターの設置に関する事項（第2条、第3条関係）
- (2) 用途に関する事項（第4条関係）
- (3) 施設及び貸与に関する事項（第5条関係）
- (4) 使用等に関し必要な事項（第6条から第11条関係）

3. 施行期日

規則で定める日から施行する。

議案第 20 号

白浜町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく固定資産税の特別措置に関する条例の制定について

白浜町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく固定資産税の特別措置に関する条例を制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月10日提出

白浜町長 大江 康弘

理 由

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づき、固定資産税の特別措置を定めたいので、本案を提出する。

白浜町条例第 号

白浜町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく固定資産税の特別措置に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第1項の規定により、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「法」という。）第4条第6項の規定による同意を得た基本計画（以下「同意基本計画」という。）により定められた促進区域である本町（以下「促進区域」という。）において、法第13条第4項又は第7項による承認を得た地域経済牽引事業計画に従って当該促進区域に設置した地域経済牽引事業のための施設のうち、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）第2条で定める施設を促進区域内に設置した事業者が所有する、当該対象施設の用に供する家屋若しくは構築物又はこれらの敷地である土地に対して本町が課する固定資産税の課税免除（以下「課税免除」という。）を行うことに関し必要な事項を定めるものとする。

(特別措置)

第2条 町長は、同意基本計画の同意の日（以下「同意日」という。）から令和10年3月31日までに前条に規定する対象施設を設置した事業者について、当該対象施設の用に供する家屋若しくは構築物（当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）又はこれらの敷地である土地（同意日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税を新たに課されることになった年度以降3年度分に限り、白浜町税条例（平成18年白浜町条例第49号）第62条の規定にかかわらず、課税免除をすることができる。

(申請)

第3条 課税免除の適用を受けようとする事業者は、毎年1月31日までに規則で定めるところにより、申請書を町長に提出し町長の承認を受けなければならない。

(変更事項の届出)

第4条 課税免除の承認を受けた事業者は、課税免除の申請の内容に変更があったときは、その事実の発生した日から10日以内にその旨を町長に届け出なければならない。

(承認の取消し又は停止)

第5条 町長は、課税免除の承認を受けた事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その承認を取り消し、又は課税免除の措置を停止することができる。

- (1) 第2条に規定する特別措置の要件を満たさなくなったとき。
- (2) 承認を受けた事業を休止し、又は廃止したとき。
- (3) 偽りその他不正な行為により課税免除を受けたとき。
- (4) 町税その他本町の使用料等を滞納したとき。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

白浜町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく固定資産税の特別措置に関する条例の制定の要旨

1. 制定の趣旨

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）に基づき和歌山県知事等から地域経済牽引事業計画の承認を受けた地域経済牽引事業者が、地域経済牽引事業に関する和歌山県基本計画内の促進地域である本町において設置した総務省令で定める家屋若しくは構築物又はこれらの敷地である土地に対して、新たに課することになった固定資産税の課税免除を行うため、固定資産税の特別措置に関する条例を制定する。

2. 条例の内容

課税免除に関し、次に掲げる事項を定める。

(1) 課税免除の内容（第2条関係）

ア 課税免除の対象は、和歌山県基本計画の主務大臣の同意があった日から令和10年3月31日までに設置した家屋若しくは構築物又はこれらの敷地である土地とする（同意があった日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得日の翌日から1年以内に家屋又は構築物の建設の着手があった場合に限る。）。

イ 課税免除の期間は、固定資産税を新たに課されることになった年度以降3年度分とする。

(2) 申請及び申請の内容の変更（第3条及び第4条関係）

(3) 課税免除の承認の取消し及び課税免除の措置の停止（第5条関係）

3. 施行期日

公布の日から施行する。

議案第 2 1 号

白浜町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

白浜町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定したいので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 1 0 日提出

白浜町長 大江 康弘

理 由

児童福祉法の一部改正に伴い、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めたいので、本案を提出する。

白浜町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法及び乳幼児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号。以下「基準府令」という。）において使用する用語の例による。

(乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準)

第3条 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準は、基準府令の規定（第1条第1項及び第3項の規定を除く。）の例による。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

白浜町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定の要旨

1. 制定の趣旨

児童福祉法（昭和22年法律第164号）の一部改正により、保育園などに通園していない満3歳未満の子どもを育てている家庭が、就労要件を問わず、月一定時間までの利用可能枠の中で、時間単位等で柔軟に保育園を利用できる新たな通園制度（以下「乳児等通園支援事業」という。通称「こども誰でも通園制度」）が実施されることに伴い、当該事業を行う施設の設備及び運営に関する基準について定めるものである。

2. 条例の内容

児童福祉法に規定する条例で定める乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準は、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号。以下「基準府令」という。）の例によることとし、基準府令に規定する明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員が乳児等通園支援を提供することにより、利用者が、心身ともに健やかに育成されることを保障することを最低基準とし、乳児等通園支援事業者が措置すべき基準を規定する。

3. 施行期日

令和8年4月1日から施行する。

議案第 22 号

白浜町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

白浜町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を制定したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 10 日提出

白浜町長 大江 康弘

理 由

子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めたいので、本案を提出する。

白浜町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第54条の3において準用する同法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法及び特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和7年内閣府令第95号。以下「基準府令」という。）において使用する用語の例による。

(特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準)

第3条 特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準は、基準府令の規定（第1条を除く。）の例による。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

白浜町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定の要旨

1. 制定の趣旨

児童福祉法（昭和22年法律第164号）の一部改正により、保育園などに通園していない満3歳未満の子どもを育てている家庭が、就労要件を問わず、月一定時間までの利用可能枠の中で、時間単位等で柔軟に保育園を利用できる新たな通園制度（以下「乳児等通園支援事業」という。通称「こども誰でも通園制度」）が実施されることに伴い、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の基準を満たした乳児等通園支援事業者に、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に規定する支援給付費を支給するに当たって、町が確認する当該事業者が遵守すべき運営に関する基準について定めるものである。

2. 条例の内容

子ども・子育て支援法に規定する条例で定める特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準は、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和7年内閣府令第95号。以下「基準府令」という。）の例によることとし、基準府令に規定する全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境を等しく確保することを一般原則とし、町が確認する乳児等通園支援事業者が措置すべき基準を規定する。

3. 施行期日

令和8年4月1日から施行する。

議案第 23 号

白浜町の辺地（川添辺地）に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

白浜町の辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり変更したいので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 8 項において準用する同条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 1 0 日提出

白浜町長 大江 康弘

総合整備計画書

和歌山県西牟婁郡白浜町川添辺地
(辺地の人口348人・面積56.2km²)

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する字の名称

城、小川、宇津木、大、玉伝、小房、市鹿野、里谷、上露、大瀬、北谷、竹垣内

(2) 地域の中心の位置

白浜町市鹿野

(3) 辺地度点数

132点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

(林道将軍川線局部改良事業)

当辺地地域の林道将軍川線は全延長が21キロメートルあり、隣接する古座川町との連絡道としても重要な役割を果たしているが、本路線において舗装の老朽化により、安全な通行に支障をきたすおそれが生じている。このため、林産物の搬出や資材搬送の円滑化を図るとともに、地域住民の通行車両の安全を確保するため、劣化した舗装の局部改良を行い、林道施設の保全を図る。

(林道城線改良事業)

当辺地地域の林道城線は全延長が1.8キロメートルあり、本路線において溪の増水や老朽化により、路側護岸が崩壊している箇所があり通行が困難な状態である。このため、植林の間伐等の維持管理や林産物の搬出や資材搬送の円滑化を図るとともに車両通行の安全を確保するため、その改良を行い、林道施設の保全を図る。

(林道熊野川線改良事業)

当辺地地域の林道熊野川線は全延長が2.7キロメートルあり、路側護岸の老朽化に加え、度重なる河川増水の影響から林道としての機能を失っている箇所が多数見受けられることから、車両通行が困難な状態である。このため、山林の維持管理や林産物搬出の円滑化を図るとともに車両通行の安全を確保するため、その改良を行い、林道施設の保全を図る。

(ブロードバンド電力装置更改事業)

白浜町の各施設間を直接結ぶ光ケーブルネットワーク（平成18・19年度整備のイントラネット基盤施設）と、地上デジタルテレビ放送の難視聴区域である当該地域を中心に整備した光ケーブルによるインターネット及びケーブルテレビサービス用のネット

ワーク網（平成19・20年度整備のブロードバンド基盤施設）について、住民への情報サービス維持のため、老朽化に伴う機器の更新を行う。

（ブロードバンド空調設備更改事業）

白浜町の各施設間を直接結ぶ光ケーブルネットワーク（平成18・19年度整備のイントラネット基盤施設）と、地上デジタルテレビ放送の難視聴区域である当該地域を中心に整備した光ケーブルによるインターネット・ケーブルテレビサービス用のネットワーク網（平成19・20年度整備のブロードバンド基盤施設）について、住民への情報サービス維持のため、老朽化に伴う機器冷却に必要な空調設備の更新を行う。

（ケーブルテレビ設備更改事業）

地上デジタルテレビ放送の難視聴区域である当該地域に整備したケーブルテレビサービス用の設備について、住民への情報サービス維持のため、老朽化に伴う機器の更新を行う。

3 公共的施設の整備計画

令和3年度から令和11年度までの9年間

（単位：千円）

施設名	事業主体	事業年度	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債の 予定額
				特定財源	一般財源	
林道将軍川線局部改良事業	白浜町	令和3年度～令和11年度	279,859	147,548	132,311	132,300
林道城線改良事業	白浜町	令和4年度～令和8年度	48,753	0	48,753	48,700
林道熊野川線改良事業	白浜町	令和6年度～令和8年度	23,326	0	23,326	23,300
ブロードバンド電力装置更改事業	白浜町	令和6年度～令和8年度	40,046	0	40,046	40,000
ブロードバンド空調設備更改事業	白浜町	令和7年度	1,876	0	1,876	1,800
ケーブルテレビ設備更改事業	白浜町	令和8年度	1,200	600	600	600
計			395,060	148,148	246,912	246,700

白浜町の辺地（川添辺地）に係る公共的施設の総合整備計画 新旧対照表

変 更 後	現 行
<p>2 公共的施設の整備を必要とする事情 （林道将軍川線局部改良事業） （略）</p> <p>（林道城線改良事業） （略）</p> <p>（削除）</p> <p>（林道熊野川線改良事業） （略）</p> <p>（ブロードバンド電力装置更改事業） （略）</p> <p>（削除）</p> <p>（ブロードバンド空調設備更改事業） （略）</p> <p><u>（ケーブルテレビ設備更改事業）</u> <u>地上デジタルテレビ放送の難視聴区域で</u> <u>ある当該地域に整備したケーブルテレビサ</u> <u>ービス用の設備について、住民への情報サ</u></p>	<p>2 公共的施設の整備を必要とする事情 （林道将軍川線局部改良事業） （略）</p> <p>（林道城線改良事業） （略）</p> <p><u>（川添公衆便所整備事業）</u> <u>当辺地地域に来訪者等が利用できる公衆</u> <u>便所がなく不便な状況となっているため、</u> <u>市鹿野地内の町有地に公衆便所を設置す</u> <u>ることにより、来訪者等の利便性の向上を図</u> <u>る。</u></p> <p>（林道熊野川線改良事業） （略）</p> <p>（ブロードバンド電力装置更改事業） （略）</p> <p><u>（消防用水利施設設置事業（玉伝））</u> <u>当辺地地域は、消防署から遠方であり、</u> <u>簡易水道配管を利用した消火栓 2 基及び防</u> <u>火水槽 1 基のみで消防水利が乏しい。また</u> <u>、自然水利として河川はあるが、距離、幅</u> <u>員の関係から容易に取水できない状況であ</u> <u>る。火災初期活動に不安を抱えている地域</u> <u>であるため、消防用水利施設を設置し、消</u> <u>防体制の充実及び迅速な初期消火活動の実</u> <u>現を図る。</u></p> <p>（ブロードバンド空調設備更改事業） （略）</p>

ービス維持のため、老朽化に伴う機器の更新を行う。

3 公共的施設の整備計画

令和3年度から令和11年度までの9年間

(単位：千円)

施設名	事業主体	事業年度	事業費	財源内訳		一般財源のうち 地対策事業債の 予定額
				特定財源	一般財源	
林道将軍川線局部改良事業	白浜町	令和3年度～令和11年度	279,859	147,548	132,311	132,300
林道城線改良事業 (略)						
(削除)						
林道熊野川線改良事業～ブロードバンド電力装置更改事業 (略)						

3 公共的施設の整備計画

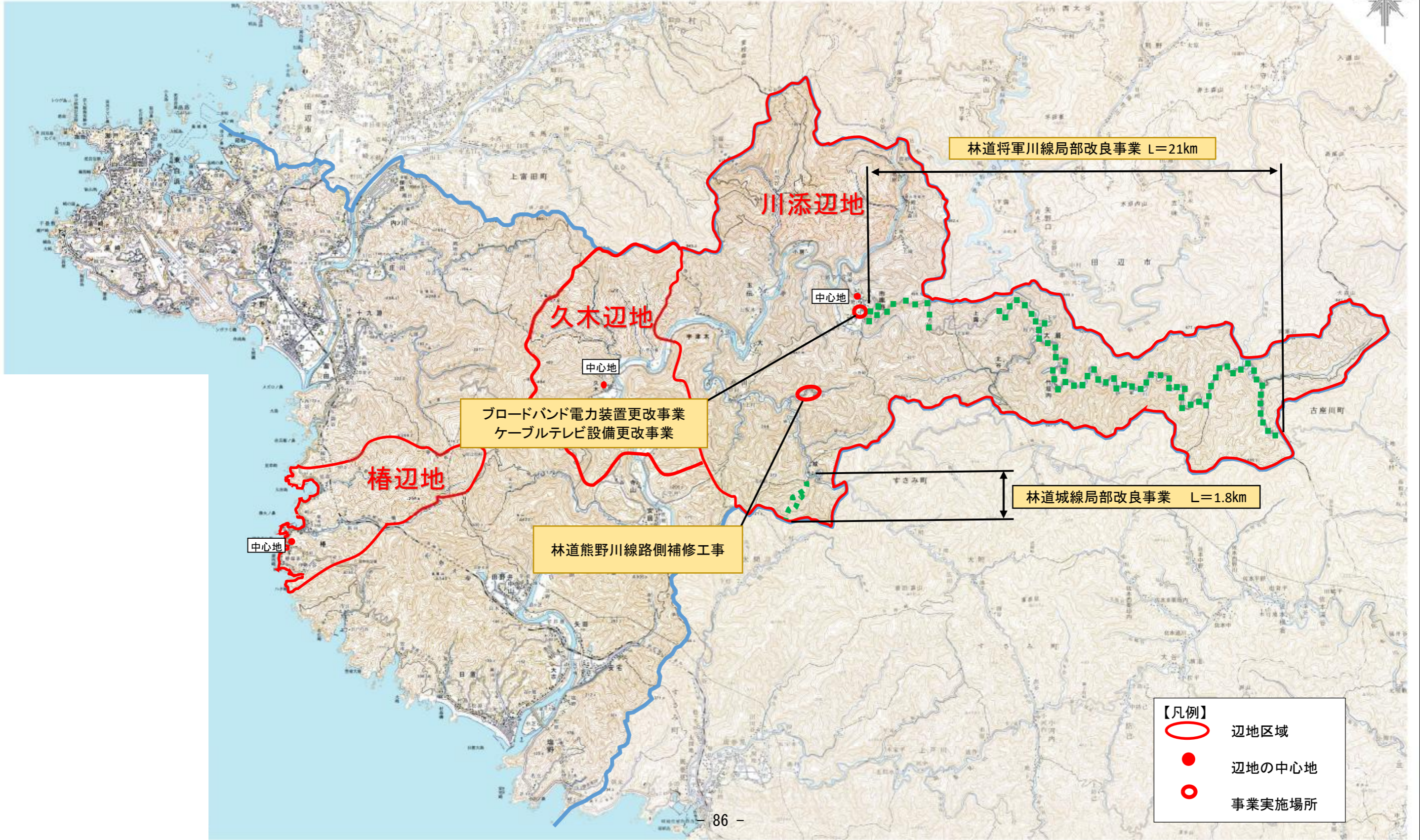
令和3年度から令和8年度までの6年間

(単位：千円)

施設名	事業主体	事業年度	事業費	財源内訳		一般財源のうち 地対策事業債の 予定額
				特定財源	一般財源	
林道将軍川線局部改良事業	白浜町	令和3年度～令和8年度	279,859	147,548	132,311	132,000
林道城線改良事業 (略)						
川添公衆便所整備事業	白浜町	令和5年度～令和6年度	27,000	0	27,000	26,900
林道熊野川線改良事業～ブロードバンド電力装置更改事業 (略)						

(削除)					消防用水利施設設置事業(玉伝)					
					白浜町					
					令和6年度					
					3,000		0		3,000	
									3,000	
ブロードバンド空調設備更改事業 (略)					ブロードバンド空調設備更改事業 (略)					
ケニブルテレビ設備更改事業										
白浜町										
令和8年度										
					1,200		600		600	
					600		600		600	
計					395,060		148,148		246,912	
					246,700					
					423,860		147,548		276,312	
									275,700	

位置図



議案第 24 号

白浜町の辺地（椿辺地）に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

白浜町の辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり変更したいので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 8 項において準用する同条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 10 日提出

白浜町長 大江 康弘

総合整備計画書

和歌山県西牟婁郡白浜町椿辺地
(辺地の人口568人・面積8.2km²)

1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する字の名称
椿
- (2) 地域の中心の位置
白浜町椿
- (3) 辺地度数
130点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

(ブロードバンド電力装置更改事業)

白浜町の各施設間を直接結ぶ光ケーブルネットワーク（平成18・19年度整備のイントラネット基盤施設）と、地上デジタルテレビ放送の難視聴区域である当該地域を中心に整備した光ケーブルによるインターネット及びケーブルテレビサービス用のネットワーク網（平成19・20年度整備のブロードバンド基盤施設）について、住民への情報サービス維持のため、老朽化に伴う機器の更新を行う。

(椿はなの湯施設修繕事業)

当辺地地域の道の駅「椿はなの湯」は、良質な温泉を堪能できる浴場と足湯を備えており、地元住民及び数多くの観光客に利用されてきたが、屋根、外壁塗装、目隠し壁、温泉設備等が著しく老朽化していることから、修繕工事を行い、施設の長寿命化を図る。

(簡易防火水槽設置事業)

当辺地地域（椿 新田地区）は消防水利が乏しく、新田踏切より西側集落に消火栓1基があるのみで、同踏切の東側地区には消防水利がない。また、直近の地下式消火栓は椿駅周辺に設置されているが、新田踏切の東側地区まで約1.5kmの距離があり、火災初期活動に不安を抱えている地域であるため、簡易防火水槽を設置し、消防体制の充実及び迅速な初期消火活動の実現を図る。

(ブロードバンド空調設備更改事業)

白浜町の各施設間を直接結ぶ光ケーブルネットワーク（平成18・19年度整備のイントラネット基盤施設）と、地上デジタルテレビ放送の難視聴区域である当該地域を中心に整備した光ケーブルによるインターネット・ケーブルテレビサービス用のネットワ

ーク網（平成19・20年度整備のブロードバンド基盤施設）について、住民への情報サービス維持のため、老朽化に伴う機器冷却に必要な空調設備の更新を行う。

（林道池の河線改良事業）

当辺地地域の林道池の河線は、全延長が1.4キロメートルあり、本路線において舗装されていない路面については、車両の通行や雨水の影響によるおうとつが生じることから、通行が困難な状態である。このため、山林の維持管理、林産物の搬出や資材搬送の円滑化を図るとともに車両通行の安全を確保するため未舗装部分の改良を行い、林道施設の保全を図る。

（消防団第13分団屯所移転事業）

現在の消防団屯所は、津波発生時、2メートル以上の浸水が想定されている区域に設置されている。消防団屯所は、大規模災害時には地域の防災拠点となる重要な施設であるため、浸水想定区域外の高台への移転を行い、消防体制の充実及び迅速な初期消火活動の実現を図る。

（椿はなの湯施設整備事業）

当辺地地域の道の駅「椿はなの湯」は、良質な温泉を堪能できる浴場と足湯を備えており、地元住民及び数多くの観光客に利用されているが、施設のバックスペースが舗装されていないことから、施設への燃料補給、その他資材の搬入等に支障を来している。また、脱衣所や駐車場など部分的な老朽箇所も複数生じていることから、これらの整備を行い、施設の利便性と利用者へのサービスを高める。

（ケーブルテレビ設備更改事業）

地上デジタルテレビ放送の難視聴区域である当該地域に整備したケーブルテレビサービス用の設備について、住民への情報サービス維持のため、老朽化に伴う機器の更新を行う。

3 公共的施設の整備計画

令和6年度から令和10年度までの5年間

（単位：千円）

施設名	事業主体	事業年度	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債の 予定額
				特定財源	一般財源	
ブロードバンド電力装置更改事業	白浜町	令和6年度 ～ 令和8年度	42,166	0	42,166	42,100
椿はなの湯施設修繕事業	白浜町	令和6年度 ～ 令和7年度	9,122	0	9,122	9,100

簡易防火水槽設置事業	白浜町	令和6年度 ～ 令和8年度	2,200	0	2,200	2,200
ブロードバンド空調設備更改事業	白浜町	令和7年度	1,980	0	1,980	1,900
林道池の河線改良事業	白浜町	令和7年度 ～ 令和10年度	4,962	2,481	2,481	2,400
消防団第13分団屯所移転事業	白浜町	令和7年度 ～ 令和9年度	49,247	0	49,247	49,200
椿はなの湯施設整備事業	白浜町	令和8年度 ～ 令和9年度	2,665	0	2,665	2,600
ケーブルテレビ設備更改事業	白浜町	令和8年度	2,400	1,200	1,200	1,200
計			114,742	3,681	111,061	110,700

白浜町の辺地（椿辺地）に係る公共的施設の総合整備計画 新旧対照表

変 更 後	現 行
<p>2 公共的施設の整備を必要とする事情 （ブロードバンド電力装置更改事業） （略）</p> <p>（椿はなの湯施設修繕事業） 当辺地地域の道の駅「椿はなの湯」は、良質な温泉を堪能できる浴場と足湯を備えており、地元住民及び数<u>多くの</u>観光客に利用されてきたが、屋根、外壁塗装、目隠し壁、温泉設備等が著しく老朽化していることから、修繕工事を行い、施設の長寿命化を図る。</p> <p>（簡易防火水槽設置事業） （略）</p> <p>（ブロードバンド空調設備更改事業） （略）</p> <p>（林道池の河線改良事業） 当辺地地域の林道池の河線は、全延長が1.4キロメートルあり、本路線において舗装されていない路面については、車両の通行や雨水の影響によるおうとつが生じることから、通行が困難な状態である。このため、山林の維持管理、林産物の搬出や資材搬送の<u>円滑化</u>を図るとともに車両通行の安全を確保するため未舗装部分の改良を行い、林道施設の保全を図る。</p> <p>（消防団第13分団屯所移転事業） （略）</p> <p><u>（椿はなの湯施設整備事業）</u> 当辺地地域の道の駅「椿はなの湯」は、良質な温泉を堪能できる浴場と足湯を備えており、地元住民及び数<u>多くの</u>観光客に利</p>	<p>2 公共的施設の整備を必要とする事情 （ブロードバンド電力装置更改事業） （略）</p> <p>（椿はなの湯施設修繕事業） 当辺地地域の道の駅「椿はなの湯」は、良質な温泉を堪能できる浴場と足湯を備えており、地元住民及び数<u>多い</u>観光客に利用されてきたが、屋根、外壁塗装、目隠し壁、温泉設備等が著しく老朽化していることから、修繕工事を行い、施設の長寿命化を図る。</p> <p>（簡易防火水槽設置事業） （略）</p> <p>（ブロードバンド空調設備更改事業） （略）</p> <p>（林道池の河線改良事業） 当辺地地域の林道池の河線は、全延長が1.4キロメートルあり、本路線において舗装されていない路面については、車両の通行や雨水の影響によるおうとつが生じることから、通行が困難な状態である。このため、山林の維持管理、林産物の搬出や資材搬送の<u>円満化</u>を図るとともに車両通行の安全を確保するため未舗装部分の改良を行い、林道施設の保全を図る。</p> <p>（消防団第13分団屯所移転事業） （略）</p>

用されているが、施設のバックスペースが舗装されていないことから、施設への燃料補給、その他資材の搬入等に支障を来している。また、脱衣所や駐車場など部分的な老朽箇所も複数生じていることから、これらの整備を行い、施設の利便性と利用客へのサービスを高める。

(ケーブルテレビ設備更改事業)

地上デジタルテレビ放送の難視聴区域である当該地域に整備したケーブルテレビサービス用の設備について、住民への情報サービス維持のため、老朽化に伴う機器の更新を行う。

3 公共的施設の整備計画

令和6年度から令和10年度までの5年間

(単位：千円)

施設名	事業主体	事業年度	事業費	財源内訳		一般財源のうち 地対策事業債の 予定額
				特定財源	一般財源	
ブロードバンド電力装置更改事業～ブロードバンド空調設備更改事業 (略)						
林道池の河線改良事業	白浜町	令和7年度～令和10年度	4,962	2,481	2,481	2,400
消防団第13分団屯所移転事業 (略)						

3 公共的施設の整備計画

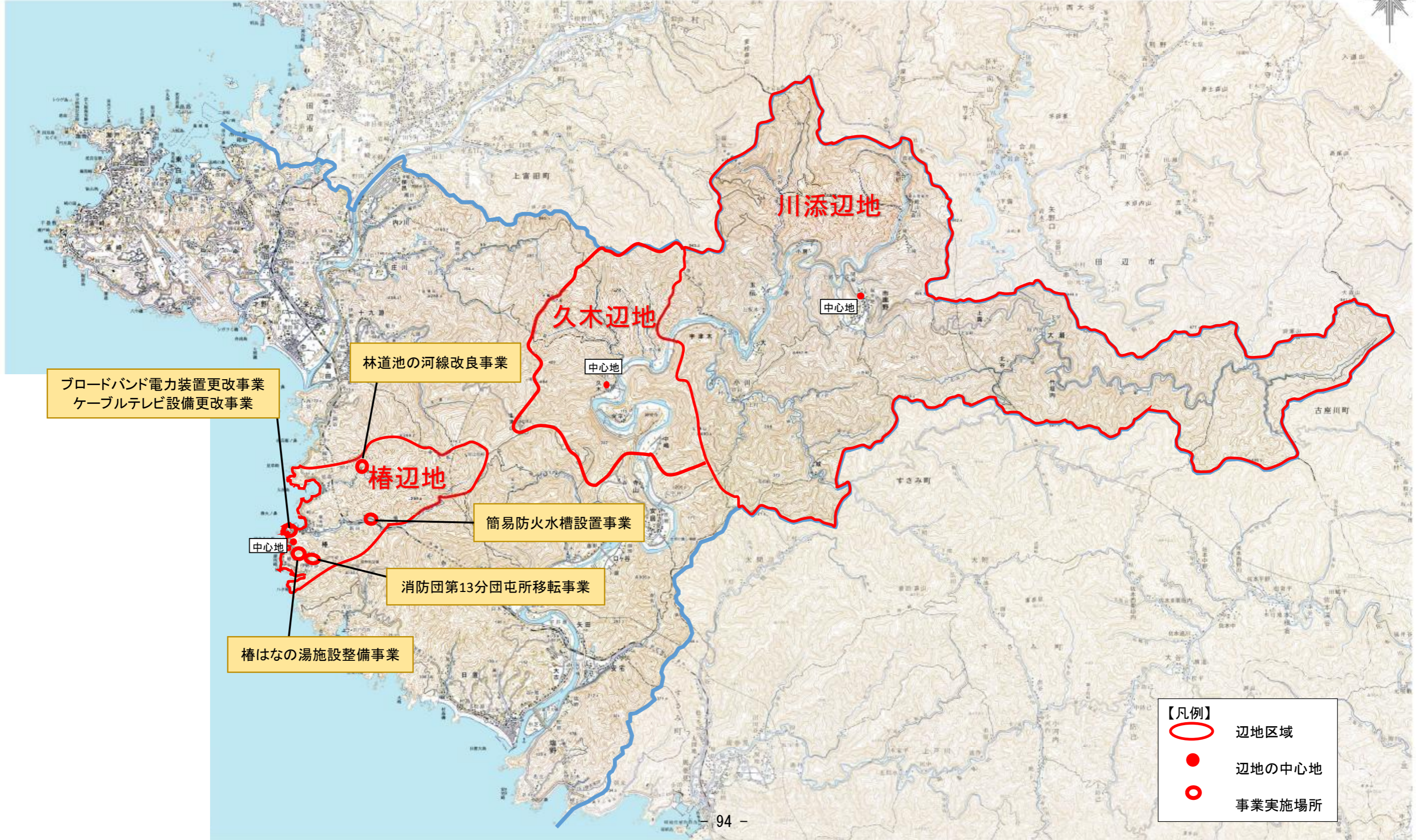
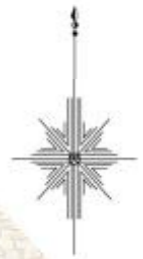
令和6年度から令和9年度までの4年間

(単位：千円)

施設名	事業主体	事業年度	事業費	財源内訳		一般財源のうち 地対策事業債の 予定額
				特定財源	一般財源	
ブロードバンド電力装置更改事業～ブロードバンド空調設備更改事業 (略)						
林道池の河線改良事業	白浜町	令和7年度～令和8年度	2,987	1,493	1,493	1,400
消防団第13分団屯所移転事業 (略)						

榎はなの湯施設整備事業	白浜町	令和8年度～令和9年度	2,665	0	2,665	2,600				
ケニブルテレビ設備更改事業	白浜町	令和8年度	2,400	1,200	1,200	1,200				
計			114,742	3,681	111,061	110,700				
	計		107,702	1,493	106,209	105,900				

位置図



ブロードバンド電力装置更改事業
ケーブルテレビ設備更改事業

林道池の河線改良事業

簡易防火水槽設置事業

消防団第13分団屯所移転事業

椿はなの湯施設整備事業

- 【凡例】
- 辺地区域
 - 辺地の中心地
 - 事業実施場所

議案第 25 号

白浜町の辺地（久木辺地）に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

白浜町の辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり変更したいので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 8 項において準用する同条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 1 0 日提出

白浜町長 大江 康弘

総合整備計画書

和歌山県西牟婁郡白浜町久木辺地
(辺地の人口69人・面積12.8km²)

1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する字の名称
向平、久木、中嶋
- (2) 地域の中心の位置
白浜町久木
- (3) 辺地度点数
143点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

(ブロードバンド電力装置更改事業)

白浜町の各施設間を直接結ぶ光ケーブルネットワーク（平成18・19年度整備のイントラネット基盤施設）と、地上デジタルテレビ放送の難視聴区域である当該地域を中心に整備した光ケーブルによるインターネット及びケーブルテレビサービス用のネットワーク網（平成19・20年度整備のブロードバンド基盤施設）について、住民への情報サービス維持のため、老朽化に伴う機器の更新を行う。

(ブロードバンド空調設備更改事業)

白浜町の各施設間を直接結ぶ光ケーブルネットワーク（平成18・19年度整備のイントラネット基盤施設）と、地上デジタルテレビ放送の難視聴区域である当該地域を中心に整備した光ケーブルによるインターネット・ケーブルテレビサービス用のネットワーク網（平成19・20年度整備のブロードバンド基盤施設）について、住民への情報サービス維持のため、老朽化に伴う機器冷却に必要な空調設備の更新を行う。

(ケーブルテレビ設備更改事業)

地上デジタルテレビ放送の難視聴区域である当該地域に整備したケーブルテレビサービス用の設備（基地局は久木辺地区域外であるが送信先は区域内）について、住民への情報サービス維持のため、老朽化に伴う機器の更新を行う。

(向平キャンプ村整備事業)

向平キャンプ村は、野外活動を通じ心身の鍛錬と自然愛護の精神を培うとともに、過疎地域の振興を図る拠点として設置された施設である。

本施設は、キャンプの利用だけではなく、教育旅行誘致や体験型観光の拠点など、地域住民と交流する場としても活用しているが、昭和63年から運営しており老朽化が進んでいることから、これらの整備を行い利便性と利用客へのサービス向上を図る。

3 公共的施設の整備計画

令和6年度から令和10年度までの5年間

(単位：千円)

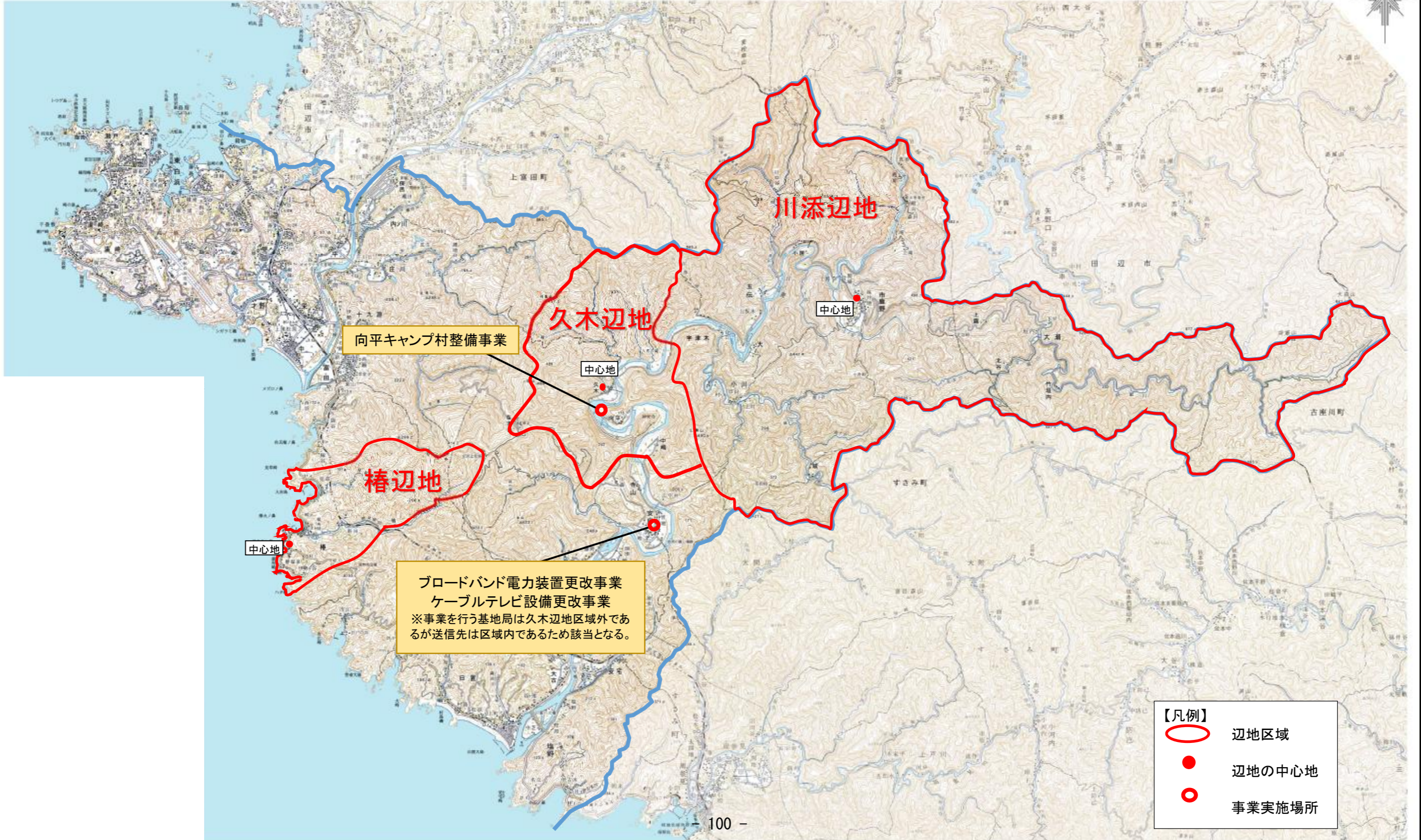
施設名	事業主体	事業年度	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債の 予定額
				特定財源	一般財源	
ブロードバンド電力装置 更改事業	白浜町	令和6年度 ～ 令和8年度	8,763	0	8,763	8,700
ブロードバンド空調設 備更改事業	白浜町	令和7年度	382	0	382	300
ケーブルテレビ設備更 改事業	白浜町	令和8年度	400	200	200	200
向平キャンプ村整備事 業	白浜町	令和8年度 ～ 令和10年度	10,989	0	10,989	10,900
計			20,534	200	20,334	20,100

白浜町の辺地（久木辺地）に係る公共的施設の総合整備計画 新旧対照表

変更後						現 行																																					
<p>2 公共的施設の整備を必要とする事情 （ブロードバンド電力装置更改事業） （略）</p> <p>（ブロードバンド空調設備更改事業） （略）</p> <p>（ケーブルテレビ設備更改事業） 地上デジタルテレビ放送の難視聴区域である当該地域に整備したケーブルテレビサービス用の設備（基地局は久木辺地区域外であるが送信先は区域内）について、住民への情報サービス維持のため、老朽化に伴う機器の更新を行う。</p> <p>（向平キャンプ村整備事業） 向平キャンプ村は、野外活動を通じ心身の鍛錬と自然愛護の精神を培うとともに、過疎地域の振興を図る拠点として設置された施設である。 本施設は、キャンプの利用だけでなく、教育旅行誘致や体験型観光の拠点など、地域住民と交流する場としても活用しているが、昭和63年から運営しており老朽化が進んでいることから、これらの整備を行い利便性と利用者へのサービス向上を図る。</p>						<p>2 公共的施設の整備を必要とする事情 （ブロードバンド電力装置更改事業） （略）</p> <p>（ブロードバンド空調設備更改事業） （略）</p>																																					
<p>3 公共的施設の整備計画 令和6年度から令和10年度までの5年間 （単位：千円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名</th> <th rowspan="2">事業主体</th> <th rowspan="2">事業年度</th> <th rowspan="2">事業費</th> <th rowspan="2">財源内訳</th> <th colspan="2">一般財源のうち辺地対策事業債の予定額</th> </tr> <tr> <th>特定財源</th> <th>一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="7">ブロードバンド電力装置更改事業～ブロードバンド空調設備更改事業（略）</td> </tr> </tbody> </table>						施設名	事業主体	事業年度	事業費	財源内訳	一般財源のうち辺地対策事業債の予定額		特定財源	一般財源	ブロードバンド電力装置更改事業～ブロードバンド空調設備更改事業（略）							<p>3 公共的施設の整備計画 令和6年度から令和8年度までの3年間 （単位：千円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名</th> <th rowspan="2">事業主体</th> <th rowspan="2">事業年度</th> <th rowspan="2">事業費</th> <th colspan="2">財源内訳</th> <th rowspan="2">一般財源のうち辺地対策事業債の予定額</th> </tr> <tr> <th>特定財源</th> <th>一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="7">ブロードバンド電力装置更改事業～ブロードバンド空調設備更改事業（略）</td> </tr> </tbody> </table>						施設名	事業主体	事業年度	事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額	特定財源	一般財源	ブロードバンド電力装置更改事業～ブロードバンド空調設備更改事業（略）						
施設名	事業主体	事業年度	事業費	財源内訳	一般財源のうち辺地対策事業債の予定額																																						
					特定財源	一般財源																																					
ブロードバンド電力装置更改事業～ブロードバンド空調設備更改事業（略）																																											
施設名	事業主体	事業年度	事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額																																					
				特定財源	一般財源																																						
ブロードバンド電力装置更改事業～ブロードバンド空調設備更改事業（略）																																											

ケニブルテレビ設備更改事業	白浜町	令和8年度	400	200	200	200					
向平キャンプ村整備事業	白浜町	令和8年度～10年度	10,989	0	10,989	10,900					
計			20,534	200	20,334	20,100	計	9,145	0	9,145	9,000

位置図



議案第26号

令和7年度

白浜町一般会計補正予算（第9号）

令和7年度白浜町一般会計補正予算（第9号）

令和7年度白浜町の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ136,600千円を追加し、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ16,422,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 既定の地方債の変更及び廃止は、「第3表 地方債補正」による。

令和8年2月10日提出

白浜町長 大江 康弘

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
11. 地方交付税		4,303,043	224,279	4,527,322
	1. 地方交付税	4,303,043	224,279	4,527,322
13. 分担金及び負担金		22,702	381	23,083
	1. 分担金	5,049	381	5,430
15. 国庫支出金		1,511,612	△12,178	1,499,434
	1. 国庫負担金	903,702	△15,436	888,266
	2. 国庫補助金	601,843	3,258	605,101
16. 県支出金		1,057,094	67,231	1,124,325
	1. 県負担金	571,603	84,384	655,987
	2. 県補助金	360,431	△17,153	343,278
19. 繰入金		1,433,896	△144,784	1,289,112
	2. 基金繰入金	1,422,221	△144,784	1,277,437
21. 諸収入		685,567	10,171	695,738
	4. 受託事業収入	338,919	437	339,356
	5. 雑入	338,231	9,734	347,965

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
22. 町債		1,899,700	△8,500	1,891,200
	1. 町債	1,899,700	△8,500	1,891,200
歳	入	16,285,400	136,600	16,422,000
	合			計

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		3,248,869	161,936	3,410,805
	1. 総務管理費	2,890,059	158,933	3,048,992
	3. 戸籍住民基本台帳費	62,792	3,003	65,795
3. 民生費		4,200,408	△20,347	4,180,061
	1. 社会福祉費	2,943,446	△2,447	2,940,999
	2. 児童福祉費	1,254,812	△17,900	1,236,912
4. 衛生費		1,864,246	4,526	1,868,772
	1. 保健衛生費	898,300	4,526	902,826
	2. 清掃費	965,946	0	965,946
6. 農林水産業費		540,112	△24,277	515,835
	1. 農業費	284,083	△9,763	274,320
	2. 林業費	141,205	△14,953	126,252
	3. 水産業費	114,824	439	115,263
7. 観光費		672,502	7,740	680,242
	1. 観光費	603,781	7,740	611,521

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
8. 土木費		1,039,496	762	1,040,258
	2. 道路橋梁費	197,456	0	197,456
	6. 急傾斜地崩壊対策費	0	762	762
9. 消防費		1,474,864	2,840	1,477,704
	1. 消防費	1,474,864	2,840	1,477,704
10. 教育費		1,399,595	3,420	1,403,015
	2. 小学校費	184,739	2,970	187,709
	5. 社会教育費	383,437	450	383,887
歳出	合計	16,285,400	136,600	16,422,000

第2表 繰越明許費

単位：千円

款	項	事業名	金額
2. 総務費	1. 総務管理費	湯崎地内法面復旧事業	37,949
2. 総務費	1. 総務管理費	生活支援商品券配付事業	246,759
2. 総務費	1. 総務管理費	標準準拠システム移行事業	59,036
2. 総務費	1. 総務管理費	事前復興計画策定事業	6,086
2. 総務費	1. 総務管理費	地籍調査事業	114,154
2. 総務費	2. 徴税費	固定資産システム改修事業	5,305
2. 総務費	3. 戸籍住民基本台帳費	戸籍附票システム改修事業	4,884
2. 総務費	3. 戸籍住民基本台帳費	住基システム改修事業	1,155
3. 民生費	2. 児童福祉費	物価高対応子育て応援手当支給事業	47,537
4. 衛生費	1. 保健衛生費	健康管理システム改修事業	10,780
4. 衛生費	1. 保健衛生費	児童家庭相談システム改修事業	4,224
4. 衛生費	1. 保健衛生費	砵湯機械室改築事業	49,837
6. 農林水産業費	1. 農業費	白浜町内産米流通事業	300
6. 農林水産業費	3. 水産業費	瀬戸漁港防潮堤改良事業	5,490
7. 観光費	1. 観光費	白浜駅前広場照明更新事業	305
7. 観光費	1. 観光費	観光パンフレット作成事業	11,000
7. 観光費	1. 観光費	宿泊割引クーポン配付等事業	45,000

款	項	事業名	金額
7. 観光費	2. 商工費	しらとり鶏肉加工共同作業場解体事業	6,732
8. 土木費	2. 道路橋梁費	町道上地1号線改良事業	850
8. 土木費	2. 道路橋梁費	町道小山線改良事業	48,785
8. 土木費	2. 道路橋梁費	立ヶ谷第2修繕事業	13,000
8. 土木費	3. 河川費	河川改修事業	35,040
8. 土木費	3. 河川費	血深川浸水対策事業	256,526
8. 土木費	4. 都市計画費	都市計画公園等見直し事業	9,300
8. 土木費	4. 都市計画費	住宅耐震改修等支援事業	6,580
9. 消防費	1. 消防費	県消防デジタル無線共通波設備更新事業	42,304
9. 消防費	1. 消防費	消防団無償貸与車両配備事業	627
10. 教育費	1. 教育総務費	教育関連施設照明LED化事業	158,000
10. 教育費	2. 小学校費	西富田小学校プール施設整備事業	2,970
10. 教育費	5. 社会教育費	児童館複合施設建設事業	86,812
11. 災害復旧費	2. 公共土木施設災害復旧費	町道小森3号線道路災害復旧事業	40,346

第3表 地方債補正

1. 変更

単位：千円

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農業施設整備事業	14,700	証書借入等の方法により政府その他より起債する。	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しをおこなった後においては、当該見直し後の利率）	借入先の融通条件に従うものとする。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	15,500	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ
林業施設整備事業	26,500	同上	同上	同上	20,600	同上	同上	同上
消防施設整備事業	494,900	同上	同上	同上	497,300	同上	同上	同上

2. 廃止

単位：千円

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
I T オフィス整備事業	5,800	証書借入等の方法により政府その他より起債する。	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しをおこなった後においては、当該見直し後の利率）	借入先の融通条件に従うものとする。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	-	-	-	-

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計
11. 地方交付税	4,303,043	224,279	4,527,322
13. 分担金及び負担金	22,702	381	23,083
15. 国庫支出金	1,511,612	△12,178	1,499,434
16. 県支出金	1,057,094	67,231	1,124,325
19. 繰入金	1,433,896	△144,784	1,289,112
21. 諸収入	685,567	10,171	695,738
22. 町債	1,899,700	△8,500	1,891,200
歳入合計	16,285,400	136,600	16,422,000

(歳 出)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2. 総務費	3,248,869	161,936	3,410,805	88,618	△5,800	10,777	68,341
3. 民生費	4,200,408	△20,347	4,180,061	△16,667			△3,680
4. 衛生費	1,864,246	4,526	1,868,772	105		1,164	3,257
6. 農林水産業費	540,112	△24,277	515,835	△17,303	△5,100	△500	△1,374
7. 観光費	672,502	7,740	680,242				7,740
8. 土木費	1,039,496	762	1,040,258			4,382	△3,620
9. 消防費	1,474,864	2,840	1,477,704		2,400	437	3
10. 教育費	1,399,595	3,420	1,403,015	300		1,315	1,805
歳出合計	16,285,400	136,600	16,422,000	55,053	△8,500	17,575	72,472

2 歳 入

(款) 11. 地方交付税

(項) 1. 地方交付税

単位：千円

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 地方交付税	4,303,043	224,279	4,527,322	1. 地方交付税	224,279	普通交付税 224,279
計	4,303,043	224,279	4,527,322			

(款) 13. 分担金及び負担金

(項) 1. 分担金

2. 土木費分担金	0	381	381	1. 土木費分担金	381	急傾斜地崩壊対策事業地元分担金 381
計	5,049	381	5,430			

(款) 15. 国庫支出金

(項) 1. 国庫負担金

1. 民生費国庫負担金	902,071	△15,436	886,635	3. 児童福祉費負担金	△15,436	児童手当交付金 △15,436
計	903,702	△15,436	888,266			

(款) 15. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

単位：千円

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 総務費国庫補助金	374,302	3,003	377,305	3. 住民基本台帳費補助金	3,003	社会保障・税番号制度システム整備費補助金（戸籍システム分） 3,003
3. 衛生費国庫補助金	26,532	105	26,637	1. 保健衛生費補助金	105	マイナンバー情報連携体制整備事業補助金 105
7. 教育費国庫補助金	32,632	150	32,782	6. 社会教育費補助金	150	子ども・子育て支援交付金（学童保育事業） 150
計	601,843	3,258	605,101			

(款) 16. 県支出金

(項) 1. 県負担金

1. 総務費県負担金	28,774	85,615	114,389	1. 総務管理費負担金	85,615	防災・安全交付金（地籍調査事業） 85,615
2. 民生費県負担金	542,014	△1,231	540,783	3. 児童福祉費負担金	△1,231	児童手当負担金 △1,231
計	571,603	84,384	655,987			

(款) 16. 県支出金

(項) 2. 県補助金

単位：千円

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
5. 農林水産業費県補助金	126,174	△17,303	108,871	1. 農業費補助金	△9,000	新規就農者育成総合対策事業補助金（経営開始資金事業） △1,500
						新規就農者育成総合対策事業補助金（経営発展支援事業） △7,500
				2. 林業費補助金	△8,303	農山漁村地域整備交付金事業補助金 △8,303
9. 教育費県補助金	100,391	150	100,541	3. 社会教育費補助金	150	子ども・子育て支援補助金（学童保育事業） 150
計	360,431	△17,153	343,278			

(款) 19. 繰入金

(項) 2. 基金繰入金

単位：千円

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 基金繰入金	1,422,221	△144,784	1,277,437	1. 財政調整基金繰入金	△150,807	財政調整基金繰入金 △150,807
				12. 財産造成基金繰入金	2,692	財産造成基金繰入金 2,692
				13. 自動車買換準備基金繰入金	1,852	自動車買換準備基金繰入金 1,852
				17. 学校教育施設整備基金繰入金	1,315	学校教育施設整備基金繰入金 1,315
				19. 環境保全基金繰入金	1,164	環境保全基金繰入金 1,164
				26. 森林環境整備基金繰入金	△1,000	森林環境整備基金繰入金 △1,000
計	1,422,221	△144,784	1,277,437			

(款) 21. 諸収入

(項) 4. 受託事業収入

2. 消防業務受託事業収入	318,618	437	319,055	1. 消防業務受託事業収入	437	すさみ消防業務受託事業収入 437
計	338,919	437	339,356			

(款) 21. 諸収入

(項) 5. 雑入

単位：千円

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3. 雑入	331,497	9,734	341,231	2. その他	9,734	デジタル基盤改革支援補助金（標準化・共通化） △12,200 湯崎地区法面復旧工事負担金 22,434 経営継承・発展支援事業補助金 △500
計	338,231	9,734	347,965			

(款) 22. 町債

(項) 1. 町債

1. 総務債	315,100	△5,800	309,300	16. ITオフィス整備事業債	△5,800	ITオフィス整備事業債 △5,800
4. 農林水産業債	51,800	△5,100	46,700	1. 農業施設整備事業債	800	農業施設整備事業債 800
				2. 林業施設整備事業債	△5,900	林業施設整備事業債 △5,900
7. 消防債	494,900	2,400	497,300	1. 消防施設整備事業債	2,400	消防施設整備事業債 2,400
計	1,899,700	△8,500	1,891,200			

歳入合計	16,285,400	136,600	16,422,000			
------	------------	---------	------------	--	--	--

3 歳 出

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

単位：千円

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
5. 財産管理費	146,689	39,906	186,595			22,977	16,929	10. 需用費	1,414	庁舎修繕料	1,414
								14. 工事請負費	37,949	町有地等整備工事費	37,949
								24. 積立金	543	財政調整基金積立金	543
6. まちづくり 推進費	1,403,033	3,728	1,406,761				3,728	18. 負担金、補助 及び交付金	3,728	生活交通路線バス維持費補助金	3,728
9. ITビジネス オフィス管 理費	23,922	0	23,922		△5,800		5,800			財源更正	
10. 電算情報費	266,129	0	266,129			△12,200	12,200			財源更正	
15. 地籍調査費	78,025	114,154	192,179	85,615			28,539	12. 委託料	114,154	地籍調査委託料	114,154
17. 諸費	16,771	1,145	17,916				1,145	12. 委託料	1,145	浄化槽管理委託料	1,145
計	2,890,059	158,933	3,048,992	85,615	△5,800	10,777	68,341				

(款) 2. 総務費

(項) 3. 戸籍住民基本台帳費

1. 戸籍住民基 本台帳費	62,792	3,003	65,795	3,003				12. 委託料	3,003	戸籍附票システム改修委託料	1,848
										住基システム改修委託料	1,155
計	62,792	3,003	65,795	3,003							

(款) 3. 民生費

(項) 1. 社会福祉費

単位：千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 社会福祉総務費	1,750,351	△2,709	1,747,642				△2,709	27. 繰出金	△2,709	国民健康保険事業特別会計三舞診療施設勘定繰出金 △2,709
4. 社会福祉施設費	8,782	262	9,044				262	10. 需用費	262	施設修繕料 262
計	2,943,446	△2,447	2,940,999				△2,447			

(款) 3. 民生費

(項) 2. 児童福祉費

2. 児童措置費	391,769	△17,900	373,869	△16,667			△1,233	19. 扶助費	△17,900	児童手当 △17,900
計	1,254,812	△17,900	1,236,912	△16,667			△1,233			

(款) 4. 衛生費

(項) 1. 保健衛生費

単位：千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 保健衛生総務費	384,449	4,367	388,816				4,367	18. 負担金、補助及び交付金	3,155	公立紀南病院組合負担金 特別交付税分 3,100 移築企業債償還分 55
								22. 償還金、利子及び割引料	1,212	過年度国庫支出金精算償還金(妊娠・出産包括支援事業) 1,212
2. 予防費	76,316	159	76,475	105			54	12. 委託料	159	システム改修委託料 159
5. 環境衛生費	164,663	0	164,663			1,000	△1,000			財源更正
計	898,300	4,526	902,826	105		1,000	3,421			

(款) 4. 衛生費

(項) 2. 清掃費

1. 塵芥処理費	728,537	0	728,537			164	△164			財源更正
計	965,946	0	965,946			164	△164			

(款) 6. 農林水産業費 (項) 1. 農業費

単位：千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
3. 農業振興費	88,744	△10,000	78,744	△9,000		△500	△500	18. 負担金、補助及び交付金	△10,000	経営継承・発展支援事業補助金 △1,000 新規就農者育成総合対策事業補助金（経営発展支援事業） △7,500 新規就農者育成総合対策事業補助金（経営開始資金事業） △1,500
4. 農地費	65,992	237	66,229		800		△563	18. 負担金、補助及び交付金	237	県営ため池等整備事業負担金 237
計	284,083	△9,763	274,320	△9,000	800	△500	△1,063			

(款) 6. 農林水産業費 (項) 2. 林業費

2. 林業振興費	64,607	△1,000	63,607				△1,000	18. 負担金、補助及び交付金	△1,000	高性能林業機械等整備事業補助金 △1,000
3. 林道維持費	61,799	△14,316	47,483	△8,303	△5,900		△113	12. 委託料	△383	林道橋点検診断委託料 △383
								14. 工事請負費	△13,933	林道将軍川線舗装工事費 △13,933
7. 山村振興対策費	6,894	363	7,257				363	10. 需用費	363	施設修繕料 363
計	141,205	△14,953	126,252	△8,303	△5,900		△750			

(款) 6. 農林水産業費 (項) 3. 水産業費

単位：千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
2. 水産業振興費	43,194	439	43,633				439	10. 需用費	439	器具修繕料 439
計	114,824	439	115,263				439			

(款) 7. 観光費 (項) 1. 観光費

8. 健康交流拠点施設事業費	38,637	7,740	46,377				7,740	10. 需用費	7,740	電気料 4,810 施設修繕料 2,930
計	603,781	7,740	611,521				7,740			

(款) 8. 土木費 (項) 2. 道路橋梁費

1. 道路橋梁総務費	18,517	0	18,517			1,852	△1,852			財源更正
3. 道路新設改良費	75,531	0	75,531			2,149	△2,149			財源更正
計	197,456	0	197,456			4,001	△4,001			

(款) 8. 土木費

(項) 6. 急傾斜地崩壊対策費

単位：千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 急傾斜地崩壊対策費	0	762	762			381	381	18. 負担金、補助及び交付金	762	県営事業負担金 762
計	0	762	762			381	381			

(款) 9. 消防費

(項) 1. 消防費

1. 常備消防費	1,206,335	2,840	1,209,175		2,400	437	3	18. 負担金、補助及び交付金	2,840	県消防デジタル無線共通波設備整備負担金 2,840
計	1,474,864	2,840	1,477,704		2,400	437	3			

(款) 10. 教育費

(項) 2. 小学校費

1. 学校管理費	177,169	2,970	180,139			1,315	1,655	14. 工事請負費	2,970	施設整備工事費 2,970
計	184,739	2,970	187,709			1,315	1,655			

(款) 10. 教育費

(項) 5. 社会教育費

単位：千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
6. 学童保育費	119,028	450	119,478	300			150	10. 需用費	315	消耗品費 315
								17. 備品購入費	135	備品購入費 135
計	383,437	450	383,887	300			150			
歳出合計	16,285,400	136,600	16,422,000	55,053	△8,500	17,575	72,472			

財産管理費 湯崎地内法面復旧工事



湯崎地内で発生した土砂崩れについての法面復旧工事

工事概要：法面整形、かご枠工 延長17m
（ふとんかご 幅120cm、高さ50cm）
植生シート 308㎡、暗渠排水管 延長21m
工事用道路一式

議案第27号

令和7年度

白浜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）

令和7年度白浜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）

令和7年度白浜町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,709千円を追加し、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ2,761,719千円と定める。

2 事業勘定、直営三舞診療施設勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年2月10日提出

白浜町長 大江 康弘

事業勘定

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 県支出金		1,996,788	2,709	1,999,497
	1. 県補助金	1,996,788	2,709	1,999,497
歳入合計		2,759,010	2,709	2,761,719

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
9. 諸支出金		20,968	2,709	23,677
	2. 繰出金	8,398	2,709	11,107
歳 出 合 計		2,759,010	2,709	2,761,719

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計
4. 県支出金	1,996,788	2,709	1,999,497
歳入合計	2,759,010	2,709	2,761,719

(歳出)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
9. 諸支出金	20,968	2,709	23,677	2,709			
歳出合計	2,759,010	2,709	2,761,719	2,709			

2 歳 入

(款) 4. 県支出金

(項) 1. 県補助金

単位：千円

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 保険給付費等交付金	1,993,218	2,709	1,995,927	2. 特別交付金	2,709	特別調整交付金分 2,709
計	1,996,788	2,709	1,999,497			
歳入合計	2,759,010	2,709	2,761,719			

3 歳 出

(款) 9. 諸支出金

(項) 2. 繰出金

単位：千円

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1. 直営診療施設勘定繰出金	8,398	2,709	11,107	2,709				27. 繰出金	2,709	直営三舞診療施設勘定繰出金 2,709
計	8,398	2,709	11,107	2,709						
歳出合計	2,759,010	2,709	2,761,719	2,709						

直 營 三 舞 診 療 施 設 勘 定

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 繰入金		8,620	0	8,620
	1. 繰入金	8,620	0	8,620
歳入合計		8,700	0	8,700

1 総括

歳入歳出補正予算事項別明細書

(歳入)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計
1. 繰入金	8,620	0	8,620
歳入合計	8,700	0	8,700

2 歳 入

(款) 1. 繰入金

(項) 1. 繰入金

単位：千円

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 一般会計繰入金	8,619	△2,709	5,910	1. 一般会計繰入金	△2,709	一般会計繰入金 △2,709
2. 事業勘定繰入金	1	2,709	2,710	1. 事業勘定繰入金	2,709	事業勘定繰入金 2,709
計	8,620	0	8,620			
歳入合計	8,700	0	8,700			

議案第 28 号 令和 8 年度白浜町一般会計予算議定について

議案第 29 号 令和 8 年度白浜町国民健康保険事業特別会計予算議定について

議案第 30 号 令和 8 年度白浜町後期高齢者医療特別会計予算議定について

議案第 31 号 令和 8 年度白浜町介護保険特別会計予算議定について

議案第 32 号 令和 8 年度白浜町土地取得特別会計予算議定について

議案第 33 号 令和 8 年度白浜町簡易水道事業特別会計予算議定について

議案第 34 号 令和 8 年度白浜町農業集落排水事業特別会計予算議定について

議案第 35 号 令和 8 年度白浜町下水道事業特別会計予算議定について

議案第 36 号 令和 8 年度白浜町水道事業特別会計予算議定について

令和 8 年 2 月 10 日提出

白浜町長 大江 康弘

令和8年度

白 浜 町 予 算

和歌山県西牟婁郡白浜町

令和8年度

白 浜 町 公 営
企 業 会 計 予 算

和歌山県西牟婁郡白浜町

令和 8 年度

白浜町当初予算参考資料

令和8年度 当初予算の概要

1. 予算の規模

(単位：千円)

会 計 名	令和8年度	令和7年度	比 較	増減比 (%)	備考
一般会計	13,679,000	14,639,000	△ 960,000	△ 6.6	

(特別会計)

(単位：千円)

会 計 名	令和8年度	令和7年度	比 較	増減比 (%)	備考
1 国民健康保険事業特別会計（事業勘定）	2,602,000	2,720,000	△ 118,000	△ 4.3	
2 " （直営日置診療施設勘定）	17,000	16,700	300	1.8	
3 " （直営三舞診療施設勘定）	8,300	8,700	△ 400	△ 4.6	
4 " （直営川添診療施設勘定）	30,000	28,900	1,100	3.8	
5 後期高齢者医療特別会計	765,800	748,200	17,600	2.4	
6 介護保険特別会計	3,311,000	3,346,000	△ 35,000	△ 1.0	
7 土地取得特別会計	20,100	20,100	0	0.0	
8 簡易水道事業特別会計	203,936	64,541	139,395	216.0	支出へ→ス
9 農業集落排水事業特別会計	23,768	23,703	65	0.3	支出へ→ス
10 下水道事業特別会計	523,419	511,118	12,301	2.4	支出へ→ス
11 水道事業特別会計	1,982,975	1,161,789	821,186	70.7	支出へ→ス
合 計	9,488,298	8,649,751	838,547	9.7	

2. 予算の概要等

日本経済の状況は、内閣府が公表した月例経済報告(令和7年12月)によると、「景気は、米国の通商政策による影響が自動車産業を中心にみられるものの、緩やかに回復している。」と報告され、先行きについては、「雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるが、米国の通商政策の影響による景気の下振れリスクには留意が必要である。加えて、物価上昇の継続が個人消費に及ぼす影響なども、我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、金融資本市場の変動等の影響に引き続き注意する必要がある。」と判断されています。一方、県内経済については、和歌山県内経済情勢報告(令和7年10月)において、「持ち直しのテンポが緩やかになっている」との判断がされ、先行きについては、「雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、持ち直して行くことが期待される。ただし、物価上昇の継続、米国の通商政策、金融資本市場の変動等に注意する必要がある。」としています。

また、令和8年度の国の地方財政対策では、物価高の中で、経済・物価動向等を適切に反映するとともに、社会保障関係費や人件費、いわゆる教育無償化に係る地方負担の増等を歳出に計上し、地方公共団体が様々な行政課題に対応し行政サービスを安定的に提供できるよう、地方交付税等の一般財源総額については、前年度を上回る額が確保されています。地方交付税総額については、対前年度比+6.5%、約1.2兆円の増額となっています。

こうした中、当町では令和8年度予算において、国の地方財政対策を踏まえ、地方交付税等を増額し、また普通建設事業に係る地方債の活用等を予定したものの、十分な財源を確保するまでには至らず、財政調整基金からの取崩しを予定するなど、歳入状況は引き続き厳しい状況となりました。また、歳出については、給与改定等による人件費の増や物価高に伴う光熱費や委託料の増に加えて、社会保障に係る給付費等の扶助費や公債費についても高水準となっていることから、財政構造の硬直化が懸念され、引き続き、厳しい財政状況が続くものと予測しています。

令和8年度の予算編成にあたっては、こうした状況を踏まえ、緊急性、必要性、優先度の観点から、事務事業の選択と集中に取り組み、限られた財源を効果的に活用しながら、「第2次白浜町長期総合計画」の一層の実現に向け、子ども・子育て施策を中心として、防災、福祉、医療、産業、観光、環境及び教育等の各種行政施策推進のために効果的な予算を編成しました。

一般会計の予算総額は、大型事業が減少したことが影響し、対前年度比の6.6%減の136億7,900万円となっています。

【令和8年度において取り組む主な事業等】

- 庁舎整備基本計画策定事業
- 事前復興計画策定事業
- 衛星携帯電話更新事業
- 防犯カメラ設置事業
- 保育園おむつ無償化事業
- 保育料無償化事業
- 保育園給食費無償化事業
- 新規就農者経営支援奨励金
- 林道補修等事業(将軍川線他)
- 漁港整備事業(瀬戸漁港他)
- 漁礁設置事業
- 河川改良事業
- 街なみ環境整備事業
- 消防団第13分団屯所建設事業
- 地域活性化起業人事業(教育委員会)
- 小学校体育館空調設備工事設計事業

3. 一般会計歳入の状況

歳入のうち、町民税については、課税実績等から個人住民税で対前年度比+2.4%、法人町民税で対前年度比+0.8%を見込んでいます。また、固定資産税については、地価の下落や家屋の新築等の増加を考慮し、対前年度比△0.1%と見込み、町税全体としては、対前年度比+0.4%、1,300万円増の32億2,300万円を予定しています。

また、税収と並んで基幹収入である地方交付税は、令和8年度地方財政対策において増額とされ、普通交付税において、委託料等の物価高対応に必要となる財源措置の増加、地方公務員の給与改定に対応した増加を見込み、交付実績等も踏まえ、対前年度比+6.8%、2億8,000万円増の44億2,000万円を見込みました。

国庫支出金は、障害者自立支援給付費の増加や道路メンテナンス補助金等の増加を見込み、対前年度比+10.0%、1億100万円の増加となっています。

町債では、令和7年度の血深川河川改良事業やはしご付消防自動車更新事業、消防通信指令共同整備事業等の大型事業に係る地方債が減少したことから、対前年度比△70.3%、10億8,300万円減の4億5,800万円となりました。起債の活用については、財政負担の軽減を図るため、緊急防災・減災事業債、辺地対策事業債及び過疎対策事業債など、元利償還金に対し交付税算入措置のある有利な地方債の活用を努めたところです。

寄附金については、ふるさと納税制度による寄附金実績等を踏まえ、前年度と同額の8億円を見込んでいます。

また、財源不足を補うため、財政調整基金からの繰入金6億1,800万円をはじめ、各種基金から10億8,200万円の繰入れを予定しています。

歳入全体の構成割合は、自主財源が42.8%（対前年度構成比+0.5%）、依存財源が57.2%（対前年度構成比△0.5%）となっており、町税や使用料等の増加を見込んだことなどから、自主財源の比率が増加しました。

4. 一般会計歳出の状況

歳出面では、性質別で見ると義務的経費については、職員の給与改定等に伴う人件費の増加、また障害者自立支援給付費等の扶助費、借入金の返済である公債費の増加により、対前年度比+3.4%、2億1,400万円増の64億6,900万円となりました。

投資的経費では、普通建設事業費において、東白浜防災施設整備事業や血深川河川改良事業、はしご付消防自動車更新事業等の大型事業の減少に伴い、対前年度比△51.5%、9億7,700万円減の9億2,000万円となっています。

その他の経費として、物件費では、ふるさと白浜応援寄附金受付等業務委託料や地籍調査委託料等の増加により、対前年度比+3.4%、9,800万円増の30億2,300万円、補助費等では、消防通信指令事務協議会共同整備負担金等が減少したことから、対前年度比△18.1%、3億2,200万円減の14億5,800万円となり、その他経費全体としては、対前年度比△3.0%、1億9,700万円減の62億8,900万円となりました。

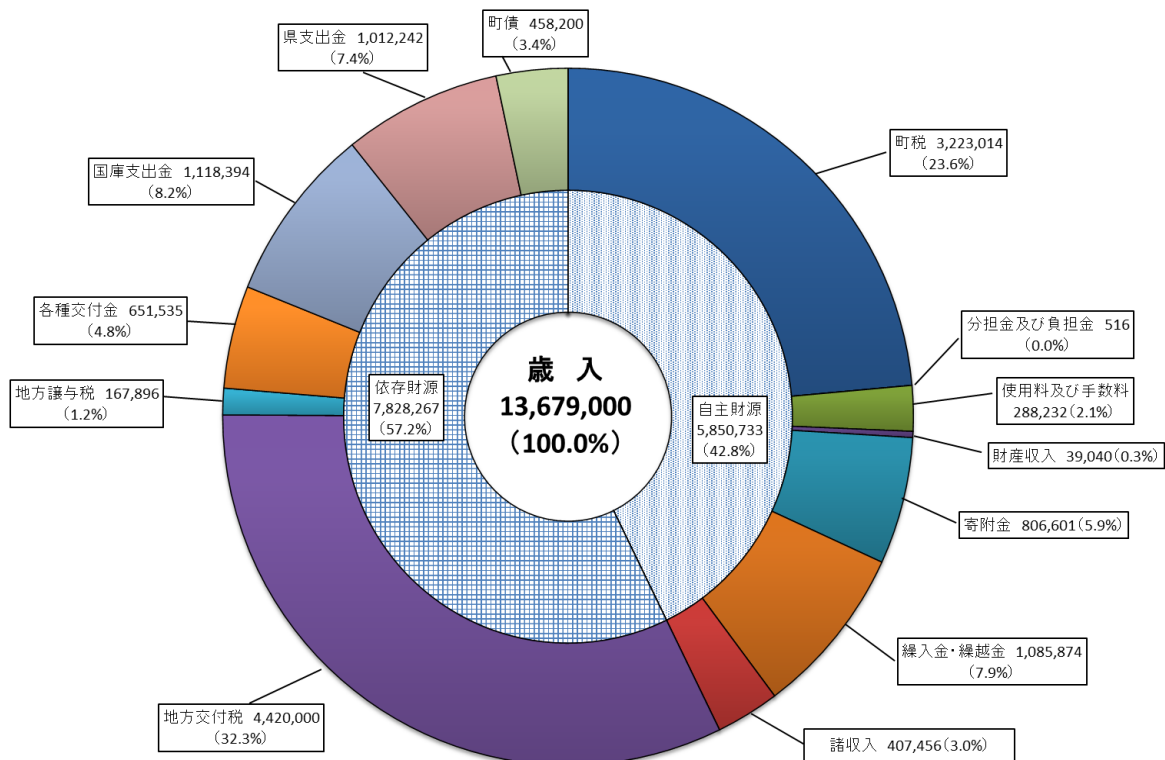
歳出全体の構成割合は、義務的経費が47.3%（対前年度構成比+4.6%）、投資的経費が6.7%（対前年度構成比△6.3%）、その他経費が46.0%（対前年度構成比+1.7%）となり、前年度に比べ、義務的経費とその他の経費の占める割合が増加し、投資的経費の占める割合が減少しました。

5. 一般会計 歳入款別内訳表

(単位：千円)

区分	款	令和8年度		令和7年度		比較	
		予算額 (A)	構成比 (%)	予算額 (B)	構成比 (%)	増減額 (A-B)	伸率 (%)
自主財源	町 税	3,223,014	23.6	3,209,219	21.9	13,795	0.4
	分担金・負担金	516	0.0	22,702	0.2	△ 22,186	△ 97.7
	使用料・手数料	288,232	2.1	275,393	1.9	12,839	4.7
	財産収入	39,040	0.3	32,403	0.2	6,637	20.5
	寄附金	806,601	5.9	806,602	5.5	△ 1	△ 0.0
	繰入金	1,085,873	7.9	1,192,406	8.1	△ 106,533	△ 8.9
	繰越金	1	0.0	1	0.0	0	0.0
	諸収入	407,456	3.0	655,206	4.5	△ 247,750	△ 37.8
小 計	5,850,733	42.8	6,193,932	42.3	△ 343,199	△ 5.5	
依存財源	地方譲与税	167,896	1.2	164,696	1.1	3,200	1.9
	利子割交付金	1,723	0.0	890	0.0	833	93.6
	配当割交付金	18,683	0.1	16,979	0.1	1,704	10.0
	株式等譲渡所得割交付金	25,395	0.2	22,868	0.2	2,527	11.1
	法人事業税交付金	37,911	0.3	36,225	0.3	1,686	4.7
	地方消費税交付金	526,514	3.8	495,202	3.4	31,312	6.3
	ゴルフ場利用税交付金	7,494	0.1	6,996	0.0	498	7.1
	環境性能割交付金	665	0.0	14,063	0.1	△ 13,398	△ 95.3
	地方特例交付金	32,000	0.2	13,000	0.1	19,000	146.2
	地方交付税	4,420,000	32.3	4,140,000	28.3	280,000	6.8
	交通安全対策特別交付金	1,150	0.0	1,500	0.0	△ 350	△ 23.3
	国庫支出金	1,118,394	8.2	1,016,816	6.9	101,578	10.0
	県支出金	1,012,242	7.4	974,533	6.7	37,709	3.9
	町 債	458,200	3.4	1,541,300	10.5	△ 1,083,100	△ 70.3
小 計	7,828,267	57.2	8,445,068	57.7	△ 616,801	△ 7.3	
歳入合計	13,679,000	100.0	14,639,000	100.0	△ 960,000	△ 6.6	

令和8年度一般会計歳入予算構成比 (単位：千円)



町税 3, 223, 014千円【対前年度比+13, 795千円(+0. 4%)】

収入実績等から個人住民税や法人税の増収を見込んだことなどから、町税全体としては、対前年度比+0.4%、13,795千円の増加となっています。

- 町民税(個人) +19,145千円(R8:803,141千円 ← R7:783,996千円)
- 町民税(法人) +1,367千円(R8:176,605千円 ← R7:175,238千円)
- 固定資産税 △1,065千円(R8:1,705,979千円 ← R7:1,707,044千円)

使用料・手数料 288, 232千円【対前年度比+12, 839千円(+4. 7%)】

浴場施設使用料や都市公園使用料等の増収を見込んだことなどから、使用料・手数料全体としては、対前年度比+4.7%、12,839千円の増加となっています。

- 浴場施設使用料 +5,000千円(R8:39,000千円 ← R7:34,000千円)
- 都市公園使用料 +6,200千円(R8:15,763千円 ← R7:9,563千円)

寄附金 806, 601千円【対前年度比△1千円(△0. 0%)】

ふるさと白浜応援寄附金の実績等を踏まえ前年度同額を見込んだことから、寄附金全体としては、対前年度比△0.0%、1千円の減少となっています。

- ふるさと白浜応援寄附金 ±0千円(R8:800,000千円 ← R7:800,000千円)

繰入金 1, 085, 873千円【対前年度比△106, 533千円(△8. 9%)】

財源不足を補うための財政調整基金繰入金及びふるさと白浜応援基金繰入金が減額したことから、繰入金全体としては、対前年度比△8.9%、106,533千円の減少となっています。

- 財政調整基金繰入金 △33,724千円(R8:618,015千円 ← R7:651,739千円)
- ふるさと白浜応援基金繰入金 △42,000千円(R8:400,000千円 ← R7:442,000千円)

諸収入 407, 456千円【対前年度比△247, 750千円(△37. 8%)】

県消防デジタル無線共通波設備整備等に伴うすさみ消防業務受託事業収入やはしご付消防自動車購入に係る負担金、デジタル基盤改革支援補助金が減少し、諸収入全体としては、対前年度比△37.8%、247,750千円の減少となっています。

- すさみ消防業務受託事業収入 △101,806千円(R8:216,812千円 ← R7:318,618千円)

地方譲与税 167, 896千円【対前年度比+3, 200千円(+1. 9%)】

国が示す地方財政対策における地方譲与税総額及び交付実績等を踏まえ、地方譲与税全体としては、対前年度比+1.9%、3,200千円の増額となっています。

- 自動車重量譲与税 +3,000千円(R8:77,000千円 ← R7:74,000千円)
- 航空機燃料譲与税 +2,200千円(R8:10,200千円 ← R7:8,000千円)

各種交付金 651, 535千円【対前年度比+43, 812千円(+7. 2%)】

国が示す地方財政対策や交付実績等を踏まえ、地方特例交付金の増額等を見込んだことなどから、各種交付金全体としては、対前年度比+7.2%、43,812千円の増額となっています。

- 地方消費税交付金 +31,312千円(R8:526,514千円 ← R7:495,202千円)

地方交付税 4, 420, 000千円【対前年度比+280, 000千円(+6. 8%)】

国が示す地方財政対策における地方交付税総額及び交付実績等を踏まえ、地方交付税全体としては、対前年度比+6.8%、280,000千円の増加となっています。

- 普通交付税 +210,000千円(R8:3,870,000千円 ← R7:3,660,000千円)
- 特別交付税 +70,000千円(R8:550,000千円 ← R7:480,000千円)

国庫支出金 1, 118, 394千円【対前年度比101, 578千円(+10. 0%)】

障害者自立支援給付事業費や道路メンテナンス補助金、空調設備整備臨時特例交付金の増加により、国庫支出金全体としては、対前年度比+10.0%、101,578千円の増加となっています。

- 障害者自立支援給付費負担金 +41,974千円(R8:448,772千円 ← R7:406,798千円)
- 道路メンテナンス補助金 +40,392千円(R8:44,880千円 ← R7:4,488千円)

県支出金 1, 012, 242千円【対前年度比+37, 709千円(+3. 9%)】

地籍調査事業費関連負担金や学校給食費無償化事業補助金等が増額となった一方、参議院選挙費委託金等の減額により、県支出金全体としては、対前年度比+3.9%、37,709千円の増加となっています。

- 地籍調査事業費関連負担金 +61,807千円(R8:90,581千円 ← R7:28,774千円)
- 学校給食費無償化事業補助金 +19,566千円(R8:48,283千円 ← R7:28,717千円)
- 参議院選挙費委託金 △23,996千円(R8:0千円 ← R7:23,996千円)

町債 458, 200千円【対前年度比△1, 083, 100千円(△70. 3%)】

防災対策整備事業や河川整備事業、消防施設整備事業等に係る地方債が減少したことから、町債全体としては、対前年度比△70.3%、1,083,100千円の減少となっています。

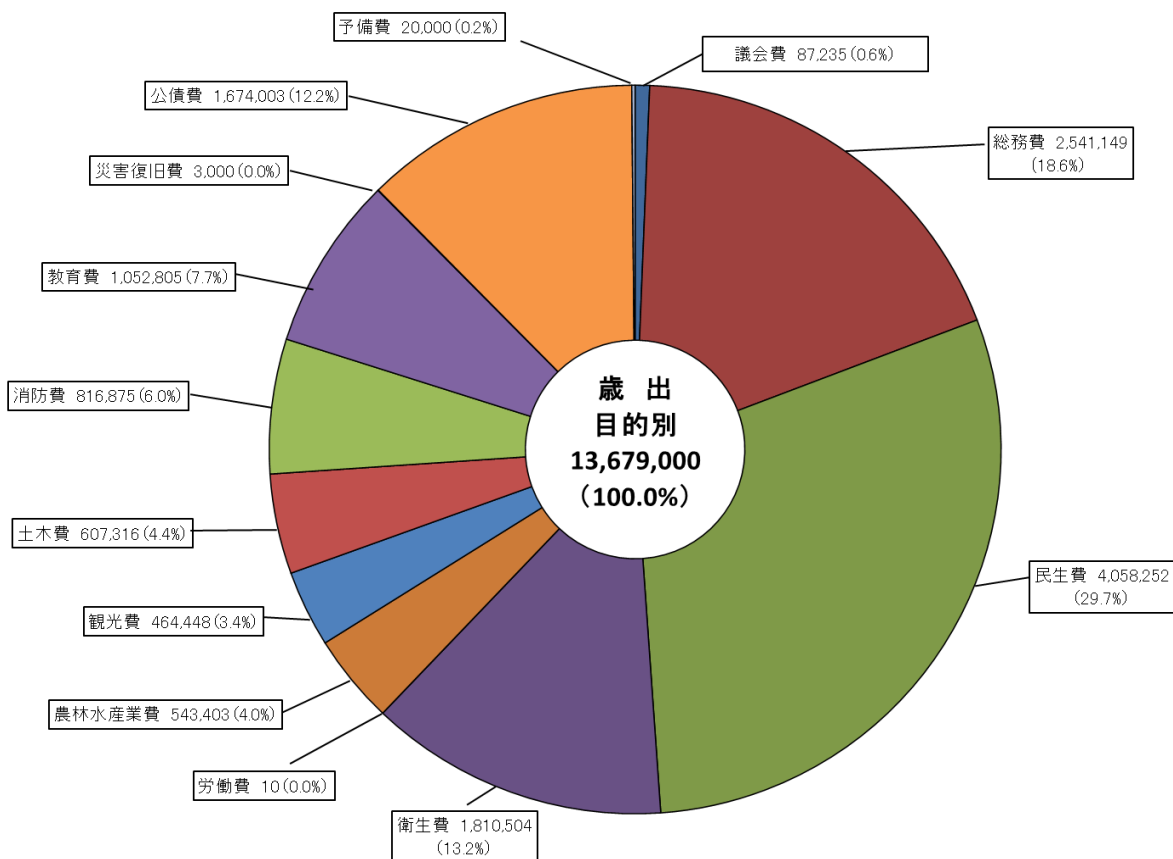
- 防災対策整備事業債△200,100千円(R8:0千円 ← R7:200,100千円)
- 河川整備事業債 △359,400千円(R8:60,600千円 ← R7:420,000千円)
- 消防施設整備事業債 △475,800千円(R8:19,100千円 ← R7:494,900千円)

6. 一般会計 歳出款別(目的別)内訳表

(単位：千円)

款	令和8年度		令和7年度		比較	
	予算額 (A)	構成比 (%)	予算額 (B)	構成比 (%)	増減額 (A-B)	伸率 (%)
議 会 費	87,235	0.6	85,188	0.6	2,047	2.4
総 務 費	2,541,149	18.6	2,686,190	18.3	△ 145,041	△ 5.4
民 生 費	4,058,252	29.7	3,904,488	26.7	153,764	3.9
衛 生 費	1,810,504	13.2	1,835,717	12.5	△ 25,213	△ 1.4
労 働 費	10	0.0	10	0.0	0	0.0
農 林 水 産 業 費	543,403	4.0	514,025	3.5	29,378	5.7
観 光 費	464,448	3.4	469,132	3.2	△ 4,684	△ 1.0
土 木 費	607,316	4.4	936,890	6.4	△ 329,574	△ 35.2
消 防 費	816,875	6.0	1,457,606	10.0	△ 640,731	△ 44.0
教 育 費	1,052,805	7.7	1,081,834	7.4	△ 29,029	△ 2.7
災 害 復 旧 費	3,000	0.0	4,200	0.0	△ 1,200	△ 28.6
公 債 費	1,674,003	12.2	1,648,720	11.3	25,283	1.5
予 備 費	20,000	0.2	15,000	0.1	5,000	33.3
歳 出 合 計	13,679,000	100.0	14,639,000	100.0	△ 960,000	△ 6.6

令和8年度一般会計歳出予算(目的別)構成比 (単位：千円)



議会費 87,235千円【対前年度比+2,047千円(+2.4%)】

議会事務局職員人件費の増加により、議会費全体としては、対前年度比+2.4%、2,047千円の増加となっています。

- 一般職給料 +307千円(R8:8,782千円 ← R7:8,475千円)
- 職員手当 +744千円(R8:16,625千円 ← R7:15,881千円)

総務費 2,541,149千円【対前年度比△145,041千円(△5.4%)】

地籍調査費が増加した一方、東白浜防災施設整備事業や標準化準拠システム移行事業の減少により、総務費全体としては、対前年度比△5.4%、145,041千円の減少となっています。

- 東白浜防災施設整備事業 △206,365千円(R8:0千円 ← R7:206,365千円)
- 標準準拠システム移行事業 △58,002千円(R8:0千円 ← R7:58,002千円)
- 地籍調査費+100,146千円(R8:176,660千円 ← R7:76,514千円)

民生費 4,058,252千円【対前年度比+153,764千円(+3.9%)】

障害者自立支援給付事業費や国民健康保険事業特別会計繰出金、紀南老人福祉施設組合負担金が増加したことなどから、民生費全体としては、対前年度比+3.9%、153,764千円の増加となっています。

- 障害者自立支援給付事業 +82,882千円(R8:897,545千円 ← R7:814,663千円)
- 国民健康保険事業特別会計繰出金 +11,321千円(R8:296,155千円 ← R7:284,834千円)
- 紀南地方老人福祉施設組合負担金 +9,410千円(R8:101,865千円 ← R7:92,455千円)

衛生費 1,810,504千円【対前年度比△25,213千円(△1.4%)】

清掃センター施設補修等事業や砒湯機械室改修改築事業が減少した一方、富田川衛生施設組合負担金が増加したことなどから、衛生費全体としては、対前年度比△1.4%、25,213千円の減少となっています。

- 清掃センター施設補修等事業 △12,745千円(R8:317,255千円 ← R7:330,000千円)
- 砒湯機械室改修改築事業 △49,848千円(R8:0千円 ← R7:49,848千円)

農林水産業費 543,403千円【前年度比+29,378千円(+5.7%)】

林道補修等事業や漁礁設置事業等が増加したことなどから、農林水産業費全体としては、対前年度比+5.7%、29,378千円の増加となっています。

- 林道補修等事業(将軍川線等) +17,071千円(R8:65,111千円 ← R7:48,040千円)
- 農業水路等長寿命化防災減災事業(口ヶ谷揚水施設) △40,040千円(R8:0千円 ← R7:40,040千円)
- 漁礁設置事業 +19,690千円(R8:19,690千円 ← R7:0千円)

観光費 464,448千円【対前年度比△4,684千円(△1.0%)】

各種イベント補助金等が増加した一方、健康交流拠点施設事業費や大型共同作業場解体撤去事業等が減少したことなどから、観光費全体としては、対前年度比△1.0%、4,684千円の減少となっています。

- 各種イベント補助金 +30,900千円(R8:36,861千円 ← R7:5,961千円)
- 健康交流拠点施設事業費 △36,904千円(R8:1,733千円 ← R7:38,637千円)
- 大型共同作業場解体撤去事業 △26,282千円(R8:0千円 ← R7:26,282千円)

土木費 607,316千円【対前年度比△329,574千円(△35.2%)】

橋梁修繕工事費や街並み環境整備事業等が増加した一方、血深川河川改良事業等が減少したことなどから、土木費全体としては、対前年度比△35.2%、329,574千円の減少となっています。

- 橋梁修繕工事費 +27,000千円(R8:35,000千円 ← R7:8,000千円)
- 血深川河川改良事業 △390,000千円(R8:0千円 ← R7:390,000千円)
- 街並み環境整備事業 +22,034千円(R8:23,034千円 ← R7:1,000千円)

消防費 816,875千円【対前年度比△640,731千円(△44.0%)】

はしご付消防自動車更新事業費や県消防デジタル無線共通波設備整備に係る負担金等が減少したことなどから、対前年度比△44.0%、640,731千円の減少となっています。

- はしご付消防自動車更新事業費 △166,888千円(R8:0千円 ← R7:166,888千円)
- 県消防デジタル無線共通波設備整備負担金 △170,283千円(R8:0千円 ← R7:170,283千円)
- 消防通信指令事務協議会共同整備負担金 △336,199千円(R8:0千円 ← R7:336,199千円)

教育費 1,052,805千円【対前年度比△29,029千円(△2.7%)】

GIGAスクール学習用端末購入事業や総合体育館照明改修工事費等の減少により、教育費全体としては、対前年度比△2.7%、29,029千円の減少となっています。

- 空調設備整備事業 +18,700千円(R8:18,700千円 ← R7:0千円)
- GIGAスクール学習用端末購入事業 △77,000千円(R8:0千円 ← R7:77,000千円)
- 総合体育館照明改修工事費 △35,596千円(R8:0千円 ← R7:35,596千円)

災害復旧費 3,000千円【対前年度比△1,200千円(△28.6%)】

道路災害復旧工事費(現年単独災害)の減少により、災害復旧費全体としては、対前年度比△28.6%、1,200千円の減少となっています。

- 道路災害復旧工事費(現年単独災害) △1,500千円(R8:1,500千円 ← R7:3,000千円)

公債費 1,674,003千円【対前年度比+25,283千円(+1.5%)】

合併特例債等を活用した事業に係る元利償還金が減少した一方、緊急防災・減災事業債等を活用した事業に係る元利償還金の増加や繰上償還を見込んでいることにより、公債費全体としては、対前年度比+1.5%、25,283千円の増加となっています。

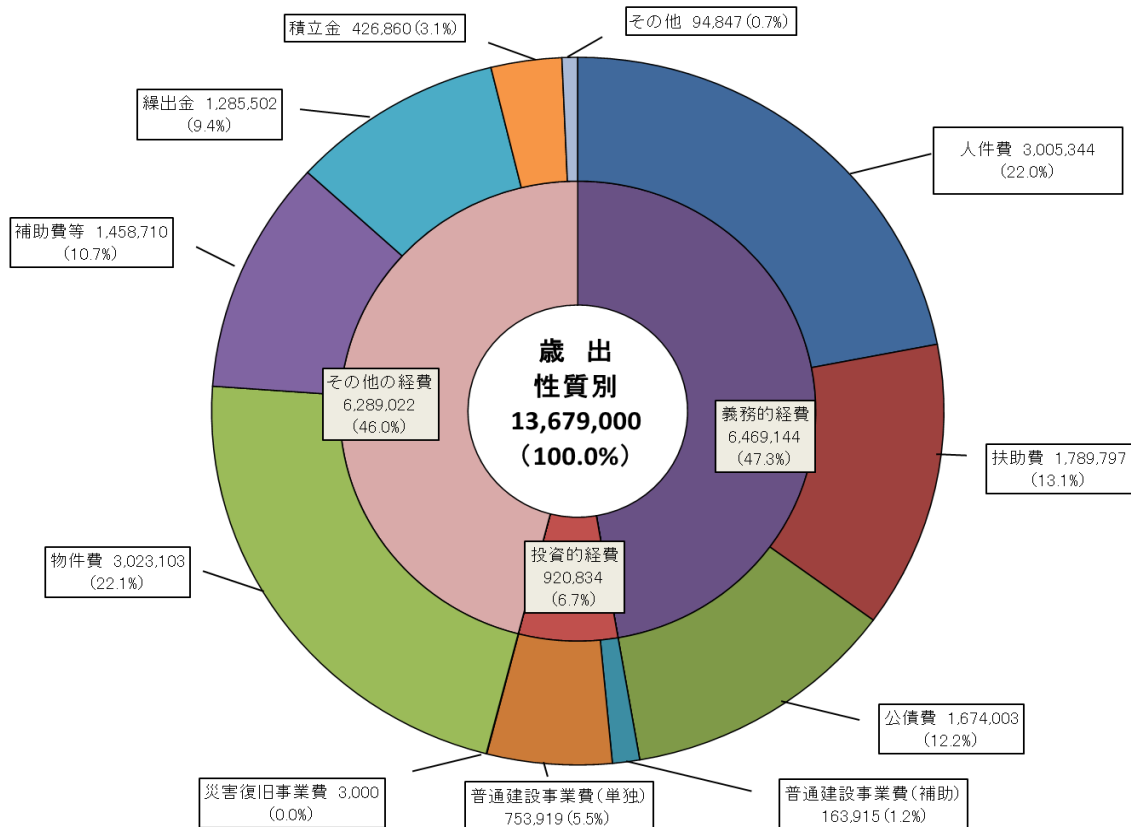
- 長期償還元金 △2,713千円(R7:1,558,135千円 ← R7:1,560,848千円)
- 長期償還利子 +27,996千円(R8:113,868千円 ← R7:85,872千円)

7. 一般会計 歳出性質別内訳表

(単位：千円)

区分	款	令和8年度		令和7年度		比較	
		予算額 (A)	構成比 (%)	予算額 (B)	構成比 (%)	増減額 (A-B)	伸率 (%)
義務的経費	人件費	3,005,344	22.0	2,918,999	19.9	86,345	3.0
	扶助費	1,789,797	13.1	1,686,477	11.5	103,320	6.1
	公債費	1,674,003	12.2	1,648,720	11.3	25,283	1.5
	小計	6,469,144	47.3	6,254,196	42.7	214,948	3.4
投資的経費	普通建設事業費	917,834	6.7	1,894,435	13.0	△ 976,601	△ 51.6
	補助事業費	163,915	1.2	168,275	1.2	△ 4,360	△ 2.6
	単独事業費	753,919	5.5	1,726,160	11.8	△ 972,241	△ 56.3
	災害復旧費	3,000	0.0	4,200	0.0	△ 1,200	△ 28.6
	補助事業費	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	単独事業費	3,000	0.0	4,200	0.0	△ 1,200	△ 28.6
	小計	920,834	6.7	1,898,635	13.0	△ 977,801	△ 51.5
その他	物件費	3,023,103	22.1	2,924,819	20.0	98,284	3.4
	維持補修費	55,238	0.4	60,582	0.4	△ 5,344	△ 8.8
	補助費等	1,458,710	10.7	1,780,805	12.2	△ 322,095	△ 18.1
	繰出金	1,285,502	9.4	1,279,253	8.7	6,249	0.5
	積立金	426,860	3.1	425,560	2.9	1,300	0.3
	投資及び出資金	13,459	0.1	0	0.0	13,459	0.0
	貸付金	6,150	0.0	150	0.0	6,000	4,000.0
	予備費	20,000	0.2	15,000	0.1	5,000	33.3
	小計	6,289,022	46.0	6,486,169	44.3	△ 197,147	△ 3.0
歳出合計	13,679,000	100.0	14,639,000	100.0	△ 960,000	△ 6.6	

令和8年度一般会計歳出予算(性質別)構成比 (単位:千円)



人件費 3,005,344千円【対前年度比+86,345千円(+3.0%)】

一般職員や会計年度任用職員に係る給与改定等に伴い、人件費全体としては、対前年度比+3.0%、86,345千円の増加となっています。

- 給料・手当(一般職) +68,208千円(R8:1,880,539千円 ← R7:1,812,331千円)
- 報酬・手当(会計年度任用職) +15,254千円(R8:500,617千円 ← R7:485,363千円)

扶助費 1,789,797千円【対前年度比+103,320千円(+6.1%)】

利用実績等から障害者自立支援給付費の増や放課後デイサービス給付費の増を見込んだため、扶助費全体としては、対前年度比+6.1%、103,320千円の増加となっています。

- 障害者自立支援給付費等事業 +82,882千円(R8:897,545千円 ← R7:814,663千円)
- 放課後デイサービス給付費 +6,972千円(R8:108,972千円 ← R7:102,000千円)

公債費 1,674,003千円【対前年度比+25,283千円(+1.5%)】

合併特別債等を活用した事業に係る元利償還金が減少した一方、緊急防災・減災事業債等を活用した事業に係る元利償還金の増加や繰上償還を見込んでいることにより、公債費全体としては、対前年度比+1.5%、25,283千円の増加となっています。

- 長期償還元金 Δ 2,713千円(R7:1,558,135千円 ← R7:1,560,848千円)
- 長期償還利子 +27,996千円(R8:113,868千円 ← R7:85,872千円)

普通建設事業費 917,834千円【対前年度比 Δ 976,601千円(Δ 51.6%)】

東白浜防災施設整備事業や血深川河川改良事業、はしご付消防自動車更新事業などの大型事業が減少したため、普通建設事業費全体としては、対前年度比 Δ 51.6%、976,601千円の減少となっています。

- 東白浜防災施設整備事業 Δ 206,365千円(R8:0千円 ← R7:206,365千円)
- 血深川河川改良事業 Δ 390,000千円(R8:0千円 ← R7:390,000千円)
- はしご付消防自動車更新事業 Δ 166,888千円(R8:0千円 ← R7:166,888千円)
- 県消防デジタル無線共通波設備整備負担金 Δ 170,283千円(R8:0千円 ← R7:170,283千円)
- 瀬戸漁港防潮堤改良事業 +15,303千円(R8:39,001千円 ← R7:23,698千円)
- 橋梁修繕工事費 +27,000千円(R8:35,000千円 ← R7:8,000千円)
- 河川維持補修事業 +25,110千円(R8:61,910千円 ← R7:36,800千円)

物件費 3,023,103千円【対前年度比+98,284千円(+3.4%)】

ふるさと白浜応援寄附金受付等業務委託料、地籍調査委託料等が増加したことから、対前年度比+3.4%、98,284千円の増加となっています。

- ふるさと白浜応援寄附金受付等業務委託料 +16,439千円(R8:395,200千円 ← R7:378,761千円)
- 地籍調査委託料 +79,190千円(R8:109,204千円 ← R7:30,014千円)
- 標準準拠システム移行事業 Δ 58,002千円(R8:0千円 ← R7:58,002千円)
- ガバメントクラウド利用料 +25,577千円(R8:25,577千円 ← R7:0千円)
- 健康交流拠点施設光熱水費 Δ 34,900千円(R8:1,500千円 ← R7:36,400千円)
- 街並み環境整備計画策定業務委託料 +23,034千円(R8:23,034千円 ← R7:0千円)

補助費等 1,458,710千円【対前年度比 Δ 322,095千円(Δ 18.1%)】

富田川衛生施設組合負担金や地域活性化起業人負担金が増加した一方、消防通信指令事務協議会共同整備負担金等が減少したことから、補助費等全体としては、対前年度比 Δ 18.1%、322,095千円の減少となっています。

- 消防通信指令事務協議会共同整備負担金 Δ 336,199千円(R8:0千円 ← R7:336,199千円)
- 富田川衛生施設組合負担金 +24,783千円(R8:171,937千円 ← R7:147,154千円)
- 地域活性化起業人負担金 +23,374千円(R8:46,572千円 ← R7:23,198千円)

繰出金 1,285,502千円【対前年度比+6,249千円(+0.5%)】

介護保険特別会計や後期高齢者医療特別会計等への繰出金が減少した一方、国民健康保険事業特別会計等の繰出金が増加したため、繰出金全体としては、対前年度比+0.5%、6,249千円の増加となっています。

- 国民健康保険事業特別会計事業勘定繰出金 +10,268千円(R8:249,281千円 ← R7:239,013千円)
- 介護保険特別会計繰出金 Δ 4,857千円(R8:540,017千円 ← R7:544,874千円)
- 後期高齢者医療特別会計繰出金 Δ 215千円(R8:449,330千円 ← R7:449,545千円)

積立金 426,860千円【対前年度比+1,300千円(+0.3%)】

ふるさと白浜応援基金積立金が減少した一方、跡地利用施設整備基金積立金や基金利子等が増加したため、積立金全体としては、対前年度比+0.3%、1,300千円の増加となっています。

- ふるさと白浜応援基金積立金 Δ 15,405千円(R8:367,153千円 ← R7:382,558千円)
- 跡地利用施設整備基金積立金 +10,000千円(R8:10,000千円 ← R7:0千円)
- 基金利子積立金 +6,886千円(R8:15,386千円 ← R7:8,500千円)

(参考) 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 使途等

(単位:千円)

歳入	地方消費税交付金(社会保障財源化分)	279,958
歳出	社会保障経費及びその他社会保障施策に要する経費	3,685,029

(単位:千円)

事業名	経費	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国(県)支出金	地方債	その他	地方消費税交付金(社会保障財源化分)	その他	
社会福祉	障害者福祉事業	1,156,550	838,307		18,000	42,801	257,442
	高齢者福祉事業	157,318	683	7,200	11,143	19,714	118,578
	児童福祉事業	920,369	473,151		36,208	58,593	352,417
	母子福祉事業	27,108	15,850			1,605	9,653
	社会福祉事業	114,732	14,547	24,400	2,805	10,404	62,576
	小計	2,376,077	1,342,538	31,600	68,156	133,117	800,666
社会保険	介護保険事業	466,832	29,935			62,282	374,615
	国民健康保険事業	296,155	103,066			27,526	165,563
	小計	762,987	133,001			89,808	540,178
保健衛生	高齢者医療事業	449,330	95,502			50,440	303,388
	疾病予防対策事業	96,635	2,590		47,797	6,593	39,655
	小計	545,965	98,092		47,797	57,033	343,043
合計	3,685,029	1,573,631	31,600	115,953	279,958	1,683,887	

※地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分し、充当しています。

(参考) 都市計画税使途等

(単位:千円)

事業区分	事業費
都市計画事業	227,377
街路	
公園	
下水道	240,092
その他	
地方債償還額	106,406
合計	346,498

(単位:千円)

財源内訳	金額
国(県)支出金	22,735
地方債	22,400
その他	139,990
都市計画税	130,395
一般財源等	30,978

※都市計画税は、各対象事業費に係る一般財源の比率等に応じて按分し、充当しています。

(参考) 入湯税使途等

(単位:千円)

事業区分	事業費
環境衛生施設の整備	95,000
鉱泉源の保護管理施設	14,217
消防施設等の整備	2,100
観光施設の整備	11,193
観光振興	157,311
合計	279,821

(単位:千円)

財源内訳	金額
国(県)支出金	0
地方債	1,500
その他	9,000
入湯税	175,388
一般財源等	93,933

※入湯税は、各対象事業費に係る一般財源の比率等に応じて按分し、充当しています。

(参考) 航空機燃料譲与税使途等

(単位:千円)

事業区分	事業費
航空機による騒音等により生ずる障害の防止	
市町村又は都道府県が設置し、又は管理する空港の整備及び維持管理	
空港に関連する上下水道、排水施設、清掃施設、道路、河川、駐車場及び公園の整備	10,325
空港又は航空機の災害に備えるため、空港又はその周辺に設置される消防施設の整備	3,050
合計	13,375

(単位:千円)

財源内訳	金額
国(県)支出金	
地方債	
その他	
航空機燃料譲与税	10,200
一般財源等	3,175

※航空機燃料譲与税は、各対象事業費に係る一般財源の比率等に応じて按分し、充当しています。

(参考) 交通安全対策特別交付金使途等

(単位:千円)

事業区分	事業費
交通安全施設整備事業	4,000
合計	4,000

(単位:千円)

財源内訳	金額
国(県)支出金	
地方債	
その他	
交通安全対策特別交付金	1,150
一般財源等	2,850

※四捨五入により、各表において合計等が一致しない場合があります。

令和8年度白浜町一般会計予算等における主要事業別予算

(単位：千円)

款等別	事業名称	事業概要	予算額	財源内訳					予算書 頁番号
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
一般会計									
総務費									
新規	庁舎整備基本計画策定事業 【総務課】	庁舎等整備についての基本計画の検討・策定を行う。 【主な内容】 庁舎整備基本計画策定委託料 13,398千円 【特定財源】 庁舎等整備基金繰入金	13,398				13,398	0	61
	地域おこし協力隊推進事業 【日置川事務所】	地域力の維持・強化に継続して取り組むため、地域おこし協力隊員(4人)を雇用し、地域活動に従事してもらいながら定着・定住を図る。 【主な内容】 会計年度任用職報酬 9,473千円 期末・勤勉手当(会計年度任用職) 3,674千円	21,147					21,147	62 63 64
	集落支援員推進事業 【日置川事務所】	日置川地域において、地域の実情に詳しく集落対策の推進に関してノウハウ・知見を有した人材を集落支援員(1人)として雇用し、集落の自主活動の支援、推進を行う。 【主な内容】 会計年度任用職報酬 2,396千円 期末・勤勉手当(会計年度任用職) 930千円	5,000					5,000	62 63 64
	日置川コミュニティバス運行事業 【日置川事務所】	既存路線バスの廃止に伴い、日置川上流域を中心とした公共交通空白地を解消するため、コミュニティバスを運行する。 【主な内容】 コミュニティバス運行委託料 17,666千円	18,215					18,215	62 63
	地域活性化事業 【日置川事務所】	海来館、テニスコート、志原小公園など道の駅志原海岸を中心とした日置川地域の活性化を図るため、総務省の「地域力創造アドバイザー」制度を活用し、地域おこし協力隊(1人)と共に、地域資源を活用した新商品開発や販路拡大等の取り組みを行い、地域活性化を推進する。 【主な内容】 地域力創造アドバイザー謝礼 3,000千円 地域おこし協力隊支援等業務委託料 5,400千円	8,400					8,400	62 63
	ふるさと白浜応援寄附金事業 【総務課】	ふるさと白浜応援寄附金(ふるさと納税)の寄附者に対して、町の特産品を贈呈することにより、町の魅力を発信するとともに、自主財源の確保を図る。 【主な内容】 ふるさと白浜応援寄附金受付等業務委託料 395,200千円 ふるさと白浜応援基金積立金 367,153千円 【特定財源】 ふるさと白浜応援寄附金	800,000				800,000	0	62 63 64 65

令和8年度白浜町一般会計予算等における主要事業別予算

(単位：千円)

款等別	事業名称	事業概要	予算額	財源内訳					予算書 頁番号
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
	保育園留学事業 【総務課】	都市部の子育て世帯を家族ごと受け入れ、中期間の田舎体験を提供し関係人口の創出・拡大から定住へと繋げることを目的とするワーケーション事業を行う。 【主な内容】ダイバーシティインストラクター事業委託料 19,500千円	25,490					25,490	62 63
	地域活性化起業人 事業 【総務課】	都市部に所在する企業等の社員を、その人脈やノウハウを活かし地域活性化起業人として地域で課題解決のために受け入れ、関係人口の創出・拡大に寄与するとともに地域活性化の取り組みを効果的・効率的に展開する。 【主な内容】地域活性化起業人負担金 40,500千円	40,500					40,500	64
	地域おこし協力隊 推進事業 【日置川事務所】	地域おこし協力隊の任期終了後の起業を促し、地域への定着を図る。 【主な内容】地域おこし協力隊起業支援補助金(1名分) 1,000千円	1,000					1,000	65
新規	合併20周年記念 事業 【総務課】	旧白浜町と旧日置川町の合併20周年を記念した事業に対する事業費補助を行う。 【主な内容】合併20周年記念事業補助金 3,000千円	3,000					3,000	65
新規	地方就職学生支援 事業 【総務課】	東京圏内の大学を卒業した学生の白浜町内への移住を伴う県内就職を支援することを目的に、就職活動に要した交通費や移転費を補助する。 【主な内容】地域就職学生支援事業補助金 372千円 【特定財源】地方就職学生支援補助金(県1/2)	372		186			186	65
	ブロードバンド設 備更新事業 【総務課】	老朽化したブロードバンドの電力装置設備とケーブルテレビ設備の更改を行う。 【主な内容】電力設備等更改委託料 46,782千円 ケーブルテレビ設備更改委託料 13,436千円 【特定財源】すさみ町共同利用負担金 辺地対策事業債、過疎対策事業債	60,218			53,300	6,718	200	67

令和8年度白浜町一般会計予算等における主要事業別予算

(単位：千円)

款等別	事業名称	事業概要	予算額	財源内訳					予算書 頁番号
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
	事前復興計画策定事業 【地域防災課】	南海トラフの地震・津波災害による被災後において、早期に「復興まちづくり」や「生活・事業再建」等に取り組むことができるよう、あらかじめ復興に必要な手順等の策定を行う。 【主な内容】事前復興計画策定委託料 11,583千円 ※債務負担行為 期間：R7-R9 限度額：26,951千円 【特定財源】わかやま防災力パワーアップ補助金(県1/2)	12,503		6,251			6,252	74 76
	白浜町総合防災訓練 【地域防災課】	発生が危惧されている南海トラフに起因する大規模地震及び津波・土砂災害等の広域的な災害に備え、町内一斉の防災訓練を実施し、町民の防災意識の高揚と防災行動力の向上及び防災関係機関の連携を図るため総合防災訓練を実施する。 【主な内容】防災訓練会場設営委託料 400千円 食料費 150千円 【特定財源】わかやま防災力パワーアップ補助金(県1/2)	1,350		425			925	74 75
	津波ハザードマップ作成業務 【地域防災課】	令和7年3月に南海トラフ地震にかかる国の被害想定が見直されたことに伴い、県が新たに作成する浸水想定区域図に基づき、津波ハザードマップの作成を行う。 【主な内容】ハザードマップ作成委託料 8,320千円 【特定財源】わかやま防災力パワーアップ補助金(県1/2)	8,423		4,160			4,263	75 76
	衛星携帯電話更新事業 【地域防災課】	孤立集落における通信手段として、衛星携帯電話を導入しているが、経年劣化および後継機種への移行に伴う更新を行い、孤立集落における安定的な通信手段を確保する。 【主な内容】衛星携帯電話購入費 10,377千円 【特定財源】わかやま防災力パワーアップ補助金(県1/2)	10,424		5,188			5,236	75 76
	防災対策事業費補助金 【地域防災課】	自主防災組織等が行う防災活動に係る費用の一部を補助する。 【主な内容】防災対策事業費補助金 8,000千円 【補助率】避難路整備 9/10以内 防災施設整備 7/10以内 講演会、訓練等 1/2以内 ※事業毎に補助上限額あり 【特定財源】わかやま防災力パワーアップ補助金(県1/2) ふるさと白浜応援基金繰入金	8,000		1,000		2,000	5,000	77
	ブロック塀撤去費等補助金 【地域防災課】	地震等における道路に面するブロック塀等の倒壊等による被害の軽減及び避難路の寸断を防ぐことを目的とし、撤去及び設置費用の一部を補助する。 【主な内容】ブロック塀撤去費等補助金 2,000千円 【補助率】撤去9/10以内 ※120千円上限 改善1/2以内 ※100千円上限 【特定財源】社会資本整備総合交付金(国1/2)	2,000	1,000				1,000	77

令和8年度白浜町一般会計予算等における主要事業別予算

(単位：千円)

款等別	事業名称	事業概要	予算額	財源内訳					予算書 頁番号
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
	防犯カメラ設置事業 【総務課】	町内における防犯対策及び犯罪抑止を目的に、町内の幹線道路沿い等に防犯カメラの設置を行う。 【主な内容】防犯カメラ設置工事費 5,500千円 【特定財源】地域振興基金繰入金	5,551				5,500	51	80
	固定資産評価更新事業 【税務課】	令和9年度評価替えに向け、標準宅地・路線価の分析、用途地区・状況類似地域の設定及び見直しを行う。 【主な内容】固定資産税評価更新業務委託料 9,999千円 ※債務負担行為 期間：R7-R8 限度額：16,700千円	9,999					9,999	83
	デジタル航空写真撮影業務委託料 【税務課】	令和9年度評価替えに向け、現況の課税客体を把握し、課税業務を円滑に行うための資料として、撮影業務を行う。 【主な内容】デジタル航空写真撮影業務委託料 8,060千円	8,060					8,060	83
民生費									
	身体障害児(者)医療扶助事業 【住民保健課】	重度心身障害児(者)の保険診療に係る医療費自己負担分への助成を行う。 【主な内容】身体障害児(者)医療扶助費 41,314千円 身体障害児(者)医療食事療養扶助費 3,300千円 【特定財源】重度心身障害児(者)医療費補助金(県1/2) 重度心身障害児(者)医療審査支払手数料補助金(県1/2) 重度心身障害児(者)医療事務費補助金(県1/2)	45,429		21,013			24,416	92 93 94
	障害者相談支援事業 【民生課】	障害者総合支援法に定める相談支援事業として、専門職員による障害を抱えた人に対する相談支援を行う。 【主な内容】障害者相談支援事業委託料 10,586千円 【特定財源】ふるさと白浜応援基金繰入金	10,586				9,000	1,586	93
	基幹相談支援センター等機能強化事業 【民生課】	専門的職員による相談支援事業に加え、専門的な指導・助言、人材育成の支援、地域移行に向けた取組み等を実施することにより、相談支援機能の強化を図る。 【主な内容】基幹相談支援センター等機能強化事業委託料 4,058千円 【特定財源】地域生活支援事業費補助金(国1/2) 地域生活支援事業費補助金(県1/4)	4,058	2,029	1,014			1,015	93

令和8年度白浜町一般会計予算等における主要事業別予算

(単位：千円)

款等別	事業名称	事業概要	予算額	財源内訳					予算書 頁番号
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
	ひきこもりサポート事業 【民生課】	ひきこもり状態にある人に対する社会参加のためのサポート事業を行う。 【主な内容】 ひきこもり支援ステーション事業委託料 1,624千円 【特定財源】 生活困窮者自立相談支援事業補助金(国1/2)	1,624	812				812	93
	自発的活動支援事業 【民生課】	障害者及び家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動(ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動等)を支援する。 【主な内容】 自発的活動支援事業委託料 1,496千円 【特定財源】 地域生活支援事業費補助金(国1/2) 地域生活支援事業費補助金(県1/4)	1,496	784	374			338	93
	障害者(児)福祉計画策定事業 【民生課】	障がいのある人のための施策に関する基本的事項を定める「第5期白浜町障害者計画」と障害福祉サービスや地域生活支援事業の見込み量や提供体制を定める「白浜町第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画」を一体的な計画として策定する。 【主な内容】 障害者(児)福祉計画策定委託料 5,720千円	5,720					5,720	93
	高齢者タクシー券助成事業 【民生課】	高齢者がタクシーを利用する場合にその運賃の一部を助成することにより、高齢者の社会活動の範囲を広げ、外出支援の促進を図る。 【主な内容】 高齢者タクシー券助成業務委託料 3,980千円 【特定財源】 高齢者タクシー助成券売払収入	3,980				2,160	1,820	96 97
	地域子育て支援拠点事業 【民生課】	乳幼児及びその保護者が相互の交流を促進し、子育てについての相談、情報の提供、助言等を目的として、地域子育て支援拠点事業を実施する。 【主な内容】 地域子育て支援拠点事業委託料 9,636千円 【特定財源】 子ども・子育て支援交付金(国1/3) 子ども・子育て支援補助金(県1/3)	9,636	3,212	3,212			3,212	104
	子ども医療扶助事業 【住民保健課】	町内に住所を有する児童等の保険診療に係る医療費自己負担分への助成を行う。 【主な内容】 子ども医療扶助費 59,072千円 ※助成対象：満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで 【特定財源】 乳幼児医療医療費補助金(県1/2) 乳幼児医療審査支払手数料補助金(県1/2) 乳幼児医療事務費補助金(県1/2) ふるさと白浜応援基金繰入金	60,770		8,647		25,000	27,123	105

令和8年度白浜町一般会計予算等における主要事業別予算

(単位：千円)

款等別	事業名称	事業概要	予算額	財源内訳					予算書 頁番号
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
新規	送迎車両運行管理 事業 【民生課】	椿地域及び市鹿野地域から日置保育園まで通園する園児の送迎を行う。 【主な内容】送迎車両運行管理委託料 10,361千円	10,361					10,361	108
	おむつ無償化事業 【民生課】	町内の認可保育施設において、保護者の利便性の向上及び経済的負担の軽減、保育士等の業務負担の軽減を目的として、町内の認可保育施設で使用する紙おむつ等の無償提供を実施する。 【主な内容】おむつ無償化事業委託料 3,848千円	3,848					3,848	108
	認可外保育施設利用 料助成事業 【民生課】	保育の必要性があると認定された子どもに係る認可外保育施設等利用料を助成する。 【主な内容】認可外保育施設利用料助成事業費負担金 1,296千円 【特定財源】子育てのための施設等利用給付交付金(国1/2) 子育てのための施設等利用給付負担金(県1/4)	1,296	648	324			324	109
	第二子以降に係る 保育料及び食材料 費助成事業 【民生課】	第二子以降に係る保育料及び食材料費を補助する。 【主な内容】第二子以降に係る保育料及び食材料費助成事業費補助金 2,070千円 【特定財源】第二子以降に係る保育料及び食材料費助成事業費補助金(県1/2)	2,070		1,035			1,035	109
	保育体制充実促進 事業補助金 【民生課】	町内私立保育園において、年度当初の0歳児園児数が利用定員に満たない場合に保育施設に対し補助を行う。 【主な内容】保育体制充実促進事業補助金 1,584千円	1,584					1,704	109
	保育補助者雇上強 化事業費補助金 【民生課】	保育士資格を持たない保育士の補助を行う者(保育補助者)を雇い上げる保育施設に補助を行う。 【主な内容】保育補助者雇上強化事業費補助金 4,882千円 【特定財源】保育対策総合支援事業費補助金(国3/4)	4,882	3,661				1,221	109
新規	給食無償化助成金 【民生課】	給食費等を無償化することで、子育て世帯の経済的負担の軽減を図る。 【主な内容】給食無償化助成金 4,709千円	4,709					4,709	109

令和8年度白浜町一般会計予算等における主要事業別予算

(単位：千円)

款等別	事業名称	事業概要	予算額	財源内訳					予算書 頁番号
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
	ひとり親家庭医療 扶助事業	ひとり親家庭等の保険診療に係る医療費自己負担分への助成を行う。 【主な内容】 ひとり親家庭医療扶助費 19,561千円 ひとり親家庭医療食事療養扶助費 100千円	20,158		10,025			10,133	109
	【住民保健課】	【特定財源】 ひとり親家庭医療費補助金(県1/2) ひとり親家庭医療費審査支払手数料補助金(県1/2) ひとり親家庭医療事務費補助金(県1/2)							110
衛生費									
	利用者支援事業 (子ども・子育て 支援交付金事業)	保健師等の専門職を配置し、妊娠期から子育て期にわたるまでの育児に関する相談に応じるとともに、必要な支援の情報提供やサポートプランの作成、関係機関との連携等を切れ目なく継続的に実施する。 【主な内容】 会計年度任用職報酬 2,138千円 【特定財源】 子ども・子育て支援交付金 利用者支援事業(国2/3) 妊婦等包括相談支援事業(国1/2) 乳児家庭全戸訪問事業(国1/3) 子ども・子育て支援補助金 利用者支援事業(県1/6) 妊婦等包括相談支援事業(県1/4) 乳児家庭全戸訪問事業(県1/3)	2,643	1,708	467			468	111
	【住民保健課】								112
									113
	母子保健医療対策 総合支援事業	妊産婦及び乳幼児等に対して、各種相談や健康の保持・増進に関する事業(産前・産後サポート事業、1か月児健康診査支援事業、産婦健康診査事業等)を実施することにより、地域における切れ目のない妊娠・出産等の支援の充実を図る。 【主な内容】 1か月健診委託料 450千円、産婦健診委託料 750千円 【特定財源】 母子保健衛生費国庫補助金(国1/2) アクセス支援事業費補助金(県1/2)	2,598	1,059	262			1,277	111
	【住民保健課】								112
									113
									114
	妊婦のための支援 給付金事業	妊婦に対して、面談等により情報提供や相談支援等の伴走型相談支援を行う「妊婦等包括相談支援事業」と組み合わせて、「妊婦のための支援給付金」を支給することにより、妊婦等の身体的・精神的ケア及び経済的支援を実施する。 【主な内容】 妊婦のための支援給付金 8,000千円 【特定財源】 妊婦のための支援給付交付金(国10/10) 妊婦のための支援給付費補助金 事務費(国1/2) 妊婦のための支援給付費補助金 システム改修費(国2/3) 妊婦のための支援給付費補助金(県1/4) 妊婦のための支援給付費補助金 システム改修費(県1/6)	8,710	8,454	135			121	111
	【住民保健課】								112
									113

令和8年度白浜町一般会計予算等における主要事業別予算

(単位：千円)

款等別	事業名称	事業概要	予算額	財源内訳					予算書 頁番号
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
	産後ケア事業（子ども・子育て支援交付金事業） 【住民保健課】	出産後1年を経過しない母子に対して、居宅訪問、通所又は短期入所により、心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施し、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する。 【主な内容】産後ケア委託料 1,274千円 【特定財源】子ども・子育て支援交付金(国1/2) 子ども・子育て支援補助金(県1/4)	1,535	767	383			385	112 113
	妊婦健康診査事業 【住民保健課】	妊婦の健康管理の充実と経済的負担の軽減を図るため、健診に係る費用の一部を補助する。 【主な内容】妊婦健診委託料 7,792千円 妊婦健康診査費助成金 298千円	8,090					8,090	112 114
	公益財団法人白浜医療福祉財団補助金 【住民保健課】	救急医療及び地域医療体制の充実を図るため、救急医療及び新本館建設等に係る費用の一部を補助する。 【主な内容】公益財団法人白浜医療福祉財団補助金 110,468千円 ※救急医療財源補填分 10,000千円 新本館建設償還分 37,617千円 H26-R15(債務負担行為) 通院支援事業分 2,500千円	50,117					50,117	113
	予防接種事業（小児関係） 【住民保健課】	伝染の恐れがある疾病の発生及び蔓延を防止し、町民の健康保持に寄与するため予防接種を実施し、防疫対策の推進と健康の保持増進を図る。 【主な内容】小児予防接種委託料 32,821千円 ※日本脳炎・五種混合・小児肺炎球菌・B型肝炎・子宮頸がん等	34,355					34,355	114
	予防接種事業(高齢者等関係) 【住民保健課】	感染の恐れがある疾病の発生及び蔓延を防止し、町民の健康保持に寄与するため予防接種を実施し、防疫対策の推進と健康の保持増進を図る。 【主な内容】高齢者予防接種委託料 41,000千円 【特定財源】ふるさと白浜応援基金繰入金	42,877				18,000	24,877	114
	健康増進事業 【住民保健課】	町民の健康増進を図るため、運動教室、栄養教室、禁煙教室等の健康増進事業を行う。 【主な内容】検診委託料 708千円 栄養指導委託料 248千円 食生活改善推進委託料 155千円 【特定財源】健康増進事業費補助金(県2/3)	1,946		1,295			651	115 116

令和8年度白浜町一般会計予算等における主要事業別予算

(単位：千円)

款等別	事業名称	事業概要	予算額	財源内訳					予算書 頁番号
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
新規	各種検診事業 【住民保健課】	町民の健康増進を図るため、各種がん(胃、大腸、肺、子宮、乳がん)検診等を行う。 【主な内容】 検診委託料 21,000千円 【特定財源】 検診手数料 797千円	21,313				797	20,516	116
	がん検診推進事業 【住民保健課】	がん検診の受診促進を図るため、検診案内を送付する。また、特定の年齢に達した者に子宮頸がん、乳がん検診無料クーポン券の配布を行う。検診未受診の者には再勧奨を行う。 【主な内容】 印刷製本費 479千円 郵便料 1,015千円 検診委託料 214千円 【特定財源】 がん検診推進事業補助金(国1/2)	1,978	991				987	116
	合併処理浄化槽設置整備事業費補助金 【生活環境課】	海や川の水質汚濁を防止し、生活環境の保全を図るため、浄化槽の設置費用及び単独処理浄化槽撤去(合併処理浄化槽への転換時)に係る費用の一部を補助する。 【主な内容】 合併処理浄化槽設置整備事業費補助金(浄化槽設備分) 10,590千円 合併処理浄化槽設置整備事業費補助金(配管設備分) 4,290千円 【特定財源】 循環型社会形成推進交付金(浄化槽設備分)(国1/3) 循環型社会形成推進交付金(配管設備分)(国1/3) 浄化槽設置整備事業費補助金(浄化槽設備分)(県1/3) 浄化槽設置整備事業費補助金(配管設備分)(県1/3)	14,880	4,960	4,960			4,960	118
	太陽光発電設備・蓄電池導入支援事業 【生活環境課】	再生可能エネルギーの導入、省エネルギー化の促進により本町における脱炭素化を図ることを目的として、太陽光発電設備等を設置する者に対し、補助金を交付する。 【主な内容】 太陽光発電設備・蓄電池導入支援事業補助金 4,100千円 【特定財源】 太陽光発電設備・蓄電池導入支援事業補助金(県10/10)	4,100		4,100			0	118
	白浜斎場火葬炉設備改修事業 【生活環境課】	経年劣化等に伴い、火葬炉設備及び火葬動力制御盤等の改修を行う。 【主な内容】 火葬炉設備改修費 3,850千円 【特定財源】 ふるさと白浜応援基金繰入金	3,850					3,850	119
	跡地利用施設整備基金積立金 【生活環境課】	富田川衛生施設組合施設の跡地利用を目的とした事業に係る財源を年次的に積み立てる。令和8年度から10,000千円/年を15年間積立。 【主な内容】 跡地利用施設整備基金積立金 10,000千円	10,000					10,000	119

令和8年度白浜町一般会計予算等における主要事業別予算

(単位：千円)

款等別	事業名称	事業概要	予算額	財源内訳					予算書 頁番号
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
	日置川斎場火葬炉設備改修事業 【生活環境課】	経年劣化等に伴い、火葬炉設備(再燃炉バーナー、炉圧計等)の改修を行う。 【主な内容】火葬炉設備改修費 9,422千円 【特定財源】過疎対策事業債	9,422			9,400		22	121
	砵湯源泉水中ポンプ入替事業 【観光課】	経年劣化した砵湯源泉水中ポンプの更新を行う。 【主な内容】水中ポンプ入替業務委託料 10,641千円	10,641					10,641	122
	源泉調査負担金 【観光課】	白浜町温泉資源調査会(町及び白浜温泉土地連盟(温泉事業者が加盟))が行う温泉保護を目的とした調査事業に係る負担金 【主な内容】温泉資源調査負担金 980千円	980					980	122
	牟婁の湯浴場施設改修事業 【観光課】	老朽化に伴い、牟婁の湯の外壁・雨樋等の改修工事を実施する。 【主な内容】浴場施設改修工事費 3,314千円	3,314					3,314	123
	清掃センター施設修繕等事業 【生活環境課】	清掃センター施設の適正な維持管理のため、定期修繕、計画修繕及び清掃点検等を行う。 【主な内容】施設修繕料 95,000千円 施設修繕料(長期整備計画分) 222,255千円 焼却施設清掃点検委託料 33,000千円 設計審査委託料 3,173千円 【特定財源】一般廃棄物処理事業債	353,428			166,600		186,828	125 126
	ごみ焼却施設精密検査事業 【生活環境課】	白浜町清掃センター(ごみ焼却施設等)について精密機能検査を行う。(法定検査：3年に1回) 【主な内容】焼却施設精密検査委託料 4,670千円	4,670					4,670	126

令和8年度白浜町一般会計予算等における主要事業別予算

(単位：千円)

款等別	事業名称	事業概要	予算額	財源内訳					予算書 頁番号
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
	ショベルローダー 購入事業 【生活環境課】	清掃センターで使用しているショベルローダーの経年劣化に伴い、買替を行う。 【主な内容】 ショベルローダー購入費 9,570千円	9,570					9,570	126
	最終処分場施設修 繕事業 【生活環境課】	最終処分場の水処理施設等の部分修繕を行う。 【主な内容】 施設修繕料 9,185千円	9,185					9,185	128
	最終処分場閉鎖対 策検討支援事業 【生活環境課】	最終処分場の閉鎖にあたり、問題点を整理し必要な措置を施したうえで、施設が 廃止できる状態にすることを目的として行う。 【主な事業】 処分場閉鎖対策検討支援業務委託料 1,551千円	1,551					1,551	128
農林水産業費									
	鳥獣被害対策実施 隊事業 【農林水産課】	有害鳥獣の捕獲、追払い活動を目的とした鳥獣被害対策実施隊を設置し、有害鳥 獣による農作物被害の防止を図る。 【主な内容】 鳥獣被害対策実施隊活動報酬 1,000千円 【特定財源】 鳥獣被害対策実施隊活動費助成金	1,000				1,000	0	132
	多面的機能支払事 業 【農林水産課】	地域主体の農地・農業用施設の保全管理を図るため、交付金を支給する。 【主な内容】 多面的機能支払事業交付金 16,383千円 ※17組織 多面的機能支払推進事業交付金 302千円 【特定財源】 多面的機能支払事業補助金(県3/4) 多面的機能支払推進事業補助金(県10/10)	16,685		12,586			4,099	132 133 134
	中山間地域等直接 支払事業 【農林水産課】	急傾斜地等の耕作条件が厳しい農地における継続的な農業生産活動を確保するた め、交付金を支給する。 【主な内容】 中山間地域等直接支払事業交付金 7,942千円 ※日置川地域:4集落、対象面積86.3192ha 中山間地域等直接支払推進事業交付金 211千円 【特定財源】 中山間地域等直接支払事業交付金(県3/4) 中山間地域等直接支払推進事業交付金(県10/10)	8,153		6,166			1,987	132 133 134

令和8年度白浜町一般会計予算等における主要事業別予算

(単位：千円)

款等別	事業名称	事業概要	予算額	財源内訳					予算書 頁番号
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
拡充	農地流動化促進特別対策事業 【農業委員会】	農地の流動化を促し、耕作放棄地増加の抑制及び解消を目的として、利用権(3年以上)を設定した耕作者に対し、助成金を支給する。 【主な内容】農地流動化促進特別対策助成金 1,500千円 ※新規設定 10千円/10a 再設定 5千円/10a 荒廃農地加算 10千円/10a	1,000					1,000	133
	経営継承・発展支援事業 【農林水産課】	地域の中心経営体等の後継者が経営継承後の経営発展に関する計画を策定し、同計画に基づく取組みに必要となる経費を支援する。 【主な内容】経営継承・発展支援事業補助金 1,000千円 【特定財源】経営継承・発展支援事業補助金	1,000				500	500	133
	新規就農者育成総合対策事業 (経営発展支援事業) 【農林水産課】	認定新規就農者(経営開始時に49歳以下)に対して、就農後の経営発展のために必要な機械、施設の導入等の取組みに係る費用を補助する。 【主な内容】新規就農者育成総合対策事業補助金 7,500千円 ※補助対象事業費(最大) 10,000千円 (経営開始資金の交付対象者は5,000千円) 【特定財源】新規就農者育成総合対策事業補助金(県10/10)	7,500		7,500			0	134
	新規就農者育成総合対策事業 (経営開始資金事業) 【農林水産課】	認定新規就農者(経営開始時に49歳以下)に対して、経営確立に係る費用を補助する。 【主な内容】新規就農者育成総合対策事業補助金 8,250千円 ※1人あたり 125千円/月上限(1,500千円/年上限) 最長3年間 【特定財源】新規就農者育成総合対策事業補助金(県10/10)	8,250		8,250			0	134
	新規就農者受入事業補助金 【農林水産課】	県が実施している新規就農者研修生受入農家への謝金等経費事業に合わせ、上乗せ補助する。 【主な内容】新規就農者受入事業補助金 1,440千円 受入れ研修生1人あたり 60,000円/月 【特定財源】わかやま版新規就農者産地受入体制強化事業補助金 受入れ研修生1人あたり 10,000円/月	1,440		240			1,200	134
	新規	新規就農者経営支援奨励金 【農林水産課】	経営開始直後の新規就農者(新規就農者育成総合対策事業(経営開始資金事業)支給対象者)に奨励金を支給する。 【主な内容】新規就農者経営支援奨励金 1,440千円 1人あたり 20千円/月(240千円/年上限) 最長2年間	1,440					1,440

令和8年度白浜町一般会計予算等における主要事業別予算

(単位：千円)

款等別	事業名称	事業概要	予算額	財源内訳					予算書 頁番号
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
	有害鳥獣駆除事業 【農林水産課】	人畜への危害及び農畜産物の被害を防除するたね、有害鳥獣の駆除に係る補助金を支給する。 【主な内容】 有害鳥獣駆除奨励費補助金 22,000千円 【補助額】 野生サル30千円/頭・イノシシ15千円/頭 シカ15千円/頭・アライグマ3千円/頭 アナグマ3千円/頭・タヌキ3千円/頭 ハクビシン3千円/頭・カラス1.5千円/頭 【特定財源】 有害鳥獣捕獲支援事業補助金（県） 鳥獣被害防止対策事業補助金（県）	22,000		11,183			10,817	134
	鳥獣被害防止対策事業 【農林水産課】	有害鳥獣による農作物被害を防止するために設置する防護柵等の資機材購入に係る費用の一部を補助する。 【主な内容】 有害鳥獣防護柵設置補助金 1,000千円 【補助率】 1/2 ※100千円上限	1,000					1,000	134
	鳥獣被害防止対策事業 【農林水産課】	農業協同組合、農業者団体(2戸以上の農業者により組織する団体)及びこれらの団体が含まれる組織が設置する防護柵等に係る費用の一部を補助する。 【主な内容】 防護柵等設置支援事業補助金 1,200千円 【補助率】 1/3 【特定財源】 防護柵等設置支援事業補助金(県1/2)	1,200		600			600	134
	農業用ため池事業 計画概要書改訂事業 【農林水産課】	防災重点農業用ため池である多々良池（奥）において、県営改修工事を行うために必要な事業計画概要書の更新を行う。 【主な内容】 多々良池（奥）事業計画概要書更新業務委託料 11,465千円	11,465					11,465	135
	農業用ため池改修 測量設計事業 【農林水産課】	防災重点農業用ため池である露浦池の改修工事を行うための測量・設計・調査業務。 【主な内容】 露浦池改修測量設計業務委託料 13,512千円 【特定財源】 ふるさと水と土保全基金繰入金	13,512				12,648	864	135
	農業水路等長寿命 化防災減災事業 【農林水産課】	受益者がいない老朽化した農業用ため池を廃止し下流域の安全を確保する。 【主な内容】 間者池廃止工事費 10,977千円 【特定財源】 農業水路等長寿命化防災減災事業補助金（県10/10） 一般補助施設整備等事業債	10,977		5,500	2,000		3,477	135

令和8年度白浜町一般会計予算等における主要事業別予算

(単位：千円)

款等別	事業名称	事業概要	予算額	財源内訳					予算書 頁番号
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
	地域振興事業補助金 【農林水産課】	農業経営の合理化と農業の生産力の発展を図るため、土地改良区等が実施する公共工事の対象となり難い農業生産基盤整備事業に対し、補助金を交付する。 【主な内容】 地域振興事業補助金 4,000千円 【特定財源】 ふるさと白浜応援基金繰入金	4,000				3,000	1,000	135
	森林環境整備事業 【農林水産課】	森林環境譲与税を活用し、森林環境整備に係る間伐及び測量などを実施する。 【主な内容】 森林環境整備業務委託料 40,930千円 集積計画 100.00ha 測量業務 20.00km 間伐業務 48.00ha ※実施区域 (久木、神宮寺、椿)	40,930					40,930	137
	森林病虫害等防除事業 【農林水産課】	カシノナガキイムシによるウバメガシ(紀州備長炭原木)被害の拡散防止を図るため、伐倒駆除を実施する。 【主な内容】 森林病虫害等防除事業委託料 230千円 【特定財源】 紀の国森林環境保全林整備事業補助金(県10/10)	230		230			0	137
	森林整備活動等促進事業 【農林水産課】	森林環境譲与税を活用し、森林組合、林業事業者が実施する各種森林環境整備事業に対して、補助金を交付する。 【主な内容】 森林整備活動等促進事業補助金 17,590千円	17,590					17,590	138
	林道整備等事業 【農林水産課】	森林施業の効率化、生産性の向上等、林業振興等から林道の舗装工事を行い、通行時の安全確保を図る。 【主な内容】 林道城線改良工事費 7,980千円 林道熊野川線改良工事費 6,727千円 林道池の河線舗装工事費 1,003千円 林道将軍川線舗装工事費 47,801千円 【特定財源】 農山漁村地域整備交付金事業補助金(県11/20) 林道整備事業地元分担金 辺地対策事業債 森林環境整備基金繰入金	65,111		26,290	36,600	2,101	120	138

令和8年度白浜町一般会計予算等における主要事業別予算

(単位：千円)

款等別	事業名称	事業概要	予算額	財源内訳					予算書 頁番号
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
新規	松林保全対策事業 【農林水産課】	松林保全のため、伐倒駆除等を実施する。 【主な内容】 薬剤地上散布委託料（補助分） 1,187千円 伐倒駆除委託料（補助分） 1,780千円 伐倒駆除委託料（単独分） 2,670千円 樹幹注入委託料（単独分） 4,393千円 薬剤地上散布委託料（単独分） 170千円 松林伐倒補助金 1,200千円 【特定財源】 松くい虫防除事業（地上散布）損失補償金 松くい虫防除事業（伐倒駆除）損失補償金 森林環境整備基金繰入金	11,400		2,967		7,539	894	138 139
	沿岸漁場場再生事業 【農林水産課】	対象海域の母藻移植により、磯焼けからの再生を図る。 【主な内容】 沿岸漁業再生委託料 1,541千円 ※江津良地区・湯崎地区・瀬戸地区・網地区 【特定財源】 沿岸漁業再生事業補助金	1,514		279			1,235	141
	漁礁設置事業 【農林水産課】	廃船を漁礁として再利用することにより、水産資源の保護、観光白浜の魅力を発信し、町の発展につなげる。 【主な内容】 漁礁設置業務委託料 19,690千円	19,690					19,690	141
	水産振興事業補助金 【農林水産課】	水産業の振興を図るため、水産業団体が行う水産振興事業に要する経費に対し、補助金を交付する。 【主な内容】 水産増殖事業費補助金 12,400千円 水産業施設改修補助金 3,136千円 アユ産卵場整備事業補助金 500千円 漁場監視・川鶺等駆除事業補助金 200千円 有害水産動物駆除補助金 1,000千円 【特定財源】 過疎対策事業債 ふるさと白浜応援基金繰入金	17,236			2,400	6,000	8,836	141 142
	漁業担い手育成支援事業 【農林水産課】	漁村の活性化や新規漁業就業者の確保育成を支援するため、補助金等を交付する。 【主な内容】 漁業担い手育成支援事業補助金 3,407千円 漁業担い手育成研修生給付金 3,600千円 【特定財源】 漁業担い手育成支援事業補助金(県10/10) 漁業担い手育成研修生給付金(県10/10)	7,007		7,007			0	142

令和8年度白浜町一般会計予算等における主要事業別予算

(単位：千円)

款等別	事業名称	事業概要	予算額	財源内訳					予算書 頁番号
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
新規	漁港浚渫事業 【農林水産課】	円滑な船舶の航行を確保するため、漁港内に堆積した土砂を撤去する。 【主な内容】 漁港整備工事費 15,000千円 【特定財源】 ふるさと白浜応援基金繰入金	15,000				13,000	2,000	143
	漁港建設事業 【農林水産課】	波浪による被害の防止等を図り、漁港施設における安全を確保するため、施設改修事業を実施する。 【主な内容】 瀬戸漁港防潮堤改良工事費 39,501千円 【特定財源】 水産物供給基盤整備事業補助金（国1/2） 公共事業等債	39,502	19,500		17,500		2,502	143
観光費									
	地域おこし協力隊 推進事業 【観光課】	白良浜を活用した事業の検討や、白良浜海水浴場等の安心・安全対策活動に取り組むため、地域おこし協力隊員(1人)を雇用し、観光振興事業に従事してもらいながら、地域への定着・定住を図る。 【主な内容】 会計年度任用職報酬 2,379千円	5,500					5,500	144 145 146
	体験型観光事業 【日置川事務所】	南紀州の自然環境と農林業の生業を活かした「ほんまもん体験」の受入事業及び農山漁村生活体験(民泊)事業を行う。 【主な内容】 体験型観光事業委託料 6,300千円	6,300					6,300	145
	公衆無線LAN構築事業 【観光課】	観光客の利便性の向上を図るため、町内の観光スポット等に公衆無線LAN環境を整備する。 【主な内容】 無線LAN構築委託料 3,234千円	3,234					3,234	146
	白浜町・九度山町・高野町広域観光協議会負担金 【観光課】	「白浜町・九度山町・高野町広域観光協議会」において、3町連携による観光振興施策を推進する。 【主な内容】 白浜町・九度山町・高野町広域観光協議会負担金 5,000千円 【特定財源】 ふるさと白浜応援基金繰入金	5,000				5,000	0	147

令和8年度白浜町一般会計予算等における主要事業別予算

(単位：千円)

款等別	事業名称	事業概要	予算額	財源内訳					予算書 頁番号
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
	観光振興等特別宣伝補助金 【観光課】	南紀白浜観光協会等が行う観光振興事業等に対し、補助を行う。 【主な内容】 観光振興等特別宣伝補助金 41,000千円	41,000					41,000	147
	インバウンド受入体制強化事業補助金 【観光課】	外国人観光客受入環境の整備を図り、満足度の向上に資するため、南紀白浜観光協会が行う外国人観光客受入のための体制充実及び強化事業に要する費用の一部を補助する。 【主な内容】 インバウンド受入体制強化事業補助金 1,000千円	1,000					1,000	147
	各種イベント補助金 【観光課】	観光誘客及び地域活性化に係る各種イベントの実施に対し、補助を行う。 【主な内容】 各種イベント補助金 36,861千円	36,861					36,861	147
	スポーツ合宿等誘致事業補助金 【観光課】	スポーツ合宿等(スポーツ合宿及びMICE等)の誘致により、交流人口の増加及び町内経済の活性化を図るため、スポーツ合宿等の実施に係る費用の一部を補助する。 【主な内容】 スポーツ合宿等誘致事業補助金 15,000千円	15,000					15,000	147
	南紀白浜観光バスツアー誘致促進事業補助金 【観光課】	白浜町内の観光施設等を貸切バスにより周遊する観光バスツアーに対し、補助を行う。 【主な内容】 南紀白浜観光バスツアー誘致促進事業補助金 4,500千円 【特定財源】 ふるさと白浜応援基金繰入金	4,500				2,000	2,500	147
	新規	観光特産品開発事業補助金 【観光課】	町の地域資源を活用した観光特産品の開発事業に対し、補助を行う。 【主な内容】 観光特産品開発事業補助金 900千円	900					900
	白浜会館施設補修事業 【観光課】	白浜会館駐車場の区画線補修工事等を実施する。 【主な内容】 施設補修工事費 1,769千円	1,769					1,769	148

令和8年度白浜町一般会計予算等における主要事業別予算

(単位：千円)

款等別	事業名称	事業概要	予算額	財源内訳					予算書 頁番号
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
	白浜会館備品購入事業 【観光課】	白浜会館フロアシートの更新を行う。 【主な内容】 器具購入費 1,650千円	1,650					1,650	148
	向平キャンプ村施設整備事業 【日置川事務所】	向平キャンプ村内にある炊事棟及び東屋3棟の老朽箇所の修繕工事を実施する。 【主な内容】 施設整備工事費 10,989千円 【特定財源】 辺地対策事業債	10,989			10,900		89	148
	観光案内看板更新事業 【観光課】	経年劣化等に伴い観光案内看板(9箇所)を更新する。 【主な内容】 観光案内看板更新工事費 3,392千円 【特定財源】 地域の賑わいづくり整備支援補助金(県1/2)	3,392		1,696			1,696	151
	芝刈りトラクター更新事業 【観光課】	白浜球場芝刈りトラクターの更新を行う。 【主な内容】 器具購入費 5,423千円	5,423					5,423	151
	平草原公園内トイレ洋式化改修事業 【観光課】	平草原公園内公衆トイレの洋式化改修工事を実施する。 【主な内容】 施設改修工事費 3,447千円 【特定財源】 公共施設等適正管理推進事業債	3,447			2,500		947	151
	商店街等活性化促進事業補助金 【観光課】	商店街の活力や賑わいの創出に資するため、商店街団体等が実施するイベント、販売促進、環境整備事業等に係る費用の一部を補助する。 【主な内容】 商店街等活性化促進事業補助金 1,000千円	1,000					1,000	154
	小規模事業者等貸付利子補給補助金 【観光課】	小規模事業者等の経営の安定と発展を図るため、経営改善等のための資金融資に係る利子の一部を補給する。 【主な内容】 小規模事業者等貸付利子補給補助金 2,000千円 【補給率】 1%以内/年	2,000					2,000	154

令和8年度白浜町一般会計予算等における主要事業別予算

(単位：千円)

款等別	事業名称	事業概要	予算額	財源内訳					予算書 頁番号
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
	商店街開業等支援 事業補助金 【観光課】	賑わいの創出及び地域経済の活性化を図るため、町内の対象地区にある空き店舗等を活用して新たに事業を開始するための費用の一部を補助する。 【主な内容】 商店街開業等支援事業補助金 2,000千円	2,000					2,000	154
	大型共同作業場修 繕費補助事業 【日置川事務所】	産業の振興を図り、就労の機会を増大させ、住民の生活の安定と向上に資するため、白浜町共同作業場を運営する事業者が行う共同作業場の改修に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。 【主な内容】 大型共同作業場修繕費補助金 3,000千円 【特定財源】 大型共同作業場整備基金繰入金	3,000				3,000	0	154
土木費									
	環境維持作業用車 購入事業 【生活環境課】	環境維持作業用トラックの経年劣化に伴い、買替を行う。 【主な内容】 公用車購入費 11,000千円	11,000					11,000	159
	道路維持補修事業 【建設課】	地域住民の生活環境の向上及び利用者の安全性の確保を図るため、道路補修工事等を実施する。 【主な内容】 道路維持補修工事費 55,000千円 【特定財源】 ふるさと白浜応援基金繰入金	55,000				40,000	15,000	159
	道路新設改良事業 【建設課】	地域住民の生活環境の向上及び利用者の安全性の確保を図るため、道路改良工事等を実施する。 【主な内容】 測量設計委託料 4,000千円 登記事務委託料 500千円 道路新設改良工事費 31,000千円 【特定財源】 ふるさと白浜応援基金繰入金	35,500				20,000	15,500	159
	橋梁修繕事業 【建設課】	安全で円滑な通行の確保を図るため、橋梁の長寿命化を目的に修繕工事を実施する。 【主な内容】 橋梁点検委託料 45,000千円 橋梁修繕附帯工事 1,000千円 橋梁修繕工事費 35,000千円 【特定財源】 道路メンテナンス補助金(国56.1/100) 公共事業等債	81,000	44,880		13,800		22,320	159

令和8年度白浜町一般会計予算等における主要事業別予算

(単位：千円)

款 等 別	事業名称	事業概要	予算額	財源内訳					予算書 頁番号
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
新 規	橋梁維持補修事業 【建設課】	地域住民の生活環境の向上及び利用者の安全性の確保を図るため、橋梁補修工事等を実施する。 【主な内容】 橋梁補修工事費 1,000千円	1,000					1,000	159
	交通安全対策事業 【建設課】	交通安全施設（ガードレール、カーブミラー、区画線、照明等）の設置工事を実施する。 【主な内容】 交通安全施設設置工事費 4,000千円	4,300					4,300	159
	河川維持補修事業 【建設課】	地域住民の生活環境の向上及び利用者の安全性の確保を図るため、河川補修工事等を実施する。 【主な内容】 測量委託料 15,610千円 河川補修工事費 46,300千円 【特定財源】 緊急自然災害防止対策事業債 緊急浚渫推進事業債	61,910			60,600		1,310	161
	住宅耐震診断事業 (木造) 【建設課】	木造住宅(平成12年5月31日以前に建築された木造住宅等)の耐震診断を実施する。 【主な内容】 住宅耐震診断委託料 1,440千円 【特定財源】 住宅耐震診断補助金(国1/2) 住宅耐震診断補助金(県1/4)	1,440	720	360			360	163
	住宅耐震改修補強 設計審査事業 【建設課】	耐震診断の結果、耐震性が十分でなかった住宅等の耐震改修工事に係る設計内容を審査する。 【主な内容】 住宅耐震改修設計審査委託料 320千円 【特定財源】 住宅耐震補強設計審査補助金(国1/2)	320	160				160	163
	景観計画策定事業 【建設課】	白浜町の活性化につながる景観計画を策定し景観施策に取り組む。 【主な内容】 景観計画策定業務委託料 6,580千円 【特定財源】 景観改善推進事業補助金(国1/3)	6,580	2,193				4,387	163

令和8年度白浜町一般会計予算等における主要事業別予算

(単位：千円)

款等別	事業名称	事業概要	予算額	財源内訳					予算書 頁番号
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
	住宅耐震改修補助金 【建設課】	耐震診断の結果、耐震性が十分でなかった住宅等の耐震改修工事の設計費用及び工事費用の一部を補助する。 【主な内容】住宅耐震改修補助金 13,160千円 【補助率】工事費の40% (上限500千円) + 定額 (上限666千円) + 上乗せ補助 (上限150千円) 【特定財源】住宅耐震改修補助金(国) 住宅耐震改修補助金(県)	13,160	5,750	3,705			3,705	163
	住宅耐震診断補助金(非木造) 【建設課】	非木造住宅等(昭和56年5月31日以前に建築された非木造住宅等)の耐震診断費用の一部を補助する。 【主な内容】住宅耐震診断補助金 89千円 【補助率】診断費の1/2以内 ※上限89千円/件 【特定財源】住宅耐震診断補助金(国1/2) 住宅耐震診断補助金(県1/4)	89	44	22			23	163
	住宅耐震除却補助金 【建設課】	耐震診断の結果、耐震性が十分でなかった住宅(昭和56年5月31日以前に建築された住宅)を除却して別の場所に新築又は耐震性のある所に移転する場合、除却費用の一部を補助する。 【主な内容】住宅耐震除却補助金 2,500千円 【補助率】工事費の11.5% (上限250千円) + 定額 (上限250千円) 【特定財源】住宅耐震除却補助金(国1/2) 住宅耐震除却補助金(県1/4)	2,500	1,250	625			625	163
	住宅耐震ベッド・耐震シェルター設置補助金 【建設課】	耐震診断の結果、耐震性が十分でなかった住宅等に耐震ベッド又は耐震シェルターを設置する費用の一部を補助する。 【主な内容】住宅耐震ベッド・耐震シェルター設置補助金 266千円 【特定財源】住宅耐震ベッド・耐震シェルター設置補助金(県10/10)	266		266			0	163
	土砂災害特別警戒区域内住宅改修補助金 【建設課】	土砂災害特別計画区域内の既存住宅に対して、対策工事費用の一部を補助する。 【主な内容】土砂災害特別警戒区域内住宅改修補助金 773千円 【特定財源】土砂災害特別警戒区域内住宅改修補助金(国1/2) 土砂災害特別警戒区域内住宅改修補助金(県1/4)	773	386	193			194	163
	不良空家等除却補助 【建設課】	住宅等の空家で倒壊等の恐れのある危険な建物を解体する所有者等に対し、除却費用の一部を補助する。 【主な内容】不良空家等除却補助金 6,000千円 【補助率】除却費の2/3(上限600千円) 【特定財源】空き家再生等推進事業補助金(国1/2)	6,000	3,000				3,000	163

令和8年度白浜町一般会計予算等における主要事業別予算

(単位：千円)

款等別	事業名称	事業概要	予算額	財源内訳					予算書 頁番号
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
新規	都市下水道事業 【建設課】	排水路改良工事を実施し、住民の生活環境の向上を図る。 【主な内容】 測量設計委託料 5,000千円 下排水路工事費 13,000千円 【特定財源】 ふるさと白浜応援基金繰入金	18,000				10,000	8,000	164
	街なみ環境整備事業 【建設課】	白浜銀座通り周辺の街なみ環境の整備に向け、街なみ環境整備事業計画を策定し、道路美装化や交流施設の改修等に取り組む。 【主な内容】 街なみ環境整備事業計画策定業務委託料 23,034千円 【特定財源】 社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）（国1/2）	23,034	11,517				11,517	164
	阪田新団地地外壁改修事業 【建設課】	築後23年が経過し外壁部分が劣化している阪田新団地の長寿命化を図るため、外壁塗装等の設計を行う。 【主な内容】 阪田新団地外壁改修設計委託料 1,846千円 【特定財源】 社会資本整備総合交付金（町営住宅改修等事業）（国1/2） 公営住宅建設事業債	1,846	923		900		23	165
消防費									
	指令車更新事業 【消防本部】	日置川消防署配備車両の経年劣化に伴い、指令車を更新する。 【主な内容】 公用車購入費 8,316千円	8,365					8,365	167 168
	消防団小型動力ポンプ積載車更新事業 【消防本部】	消防団日置川支団第14分団配備車両の経年劣化に伴い、小型動力ポンプ積載車両(1台)を更新する。 【主な内容】 小型動力ポンプ積載車購入費 11,533千円 【特定財源】 過疎対策事業債	11,558			11,500		58	170 171
	高規格救急自動車更新事業 【消防本部】	すさみ消防署配備車両の経年劣化に伴い、高規格救急自動車を更新する。 【主な内容】 高規格救急車購入費 44,717千円 【特定財源】 すさみ消防受託費	44,775				44,775	0	172

令和8年度白浜町一般会計予算等における主要事業別予算

(単位：千円)

款等別	事業名称	事業概要	予算額	財源内訳					予算書 頁番号
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
新規	消防団車庫移転事業 【消防本部】	消防団白浜支団第13分団車庫を浸水想定外の高台に移転する。 【主な内容】 設計委託料 4,848千円 【特定財源】 緊急防災・減災事業債	7,632			7,600		32	173
教育費									
新規	地域活性化起業人 受入事業 【教育委員会】	地域活性化起業人制度を活用し、小学校1年生から中学校3年生までの9年間の英語教育における一貫したカリキュラム作成及び授業支援等に従事する人材を受け入れる。 【主な内容】 地域活性化起業人負担金 6,072千円	6,072					6,072	178
	GIGAスクール管理 事業 (小中学校) 【教育委員会】	児童生徒、教職員、校務用アカウント管理、GIGAスクールサポート業務。 【主な内容】 GIGAスクール管理業務委託料 8,964千円 【特定財源】 ふるさと白浜応援基金繰入金	8,964				5,000	3,964	180
新規	小学校体育館空調 設備工事設計事業 【教育委員会】	避難所指定されている小学校5校(白一小・白二小・西富田小・富田小・旧椿小)の体育館への空調設備設置に向けた工事設計を行う。 【主な内容】 空調設備工事設計委託料 18,700千円 【特定財源】 空調設備整備臨時特例交付金 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債	18,700	9,350		9,300		50	183
	小学校施設整備事 業 【教育委員会】	各小学校の老朽箇所の修繕工事等を実施する。 【主な内容】 施設整備工事費 15,000千円 給食施設整備工事費 500千円 【特定財源】 ふるさと白浜応援基金繰入金 学校教育施設等整備事業債	15,500			5,600	9,500	400	184
	ランドセル購入費 補助事業 【教育委員会】	令和8年度の新小学1年生を対象にランドセル購入費の一部を補助する。 【主な内容】 ランドセル購入費補助金 2,200千円	2,200					2,200	185

令和8年度白浜町一般会計予算等における主要事業別予算

(単位：千円)

款等別	事業名称	事業概要	予算額	財源内訳					予算書 頁番号
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
	中学校施設整備事業 【教育委員会】	各中学校の老朽箇所の修繕工事等を実施する。 【主な内容】 施設整備工事費 7,100千円 【特定財源】 ふるさと白浜応援基金繰入金	7,100				5,000	2,100	187
	日神社保存修理事業 【教育委員会】	管内唯一の県指定建造物日神社本殿及び町指定文化財日神社脇宮（若宮神社・稲荷神社）の保存修理事業費を負担する。 【主な内容】 日神社保存修理事業補助金 10,300千円	10,300					10,300	196
	図書館システムパソコン等更新事業 【教育委員会】	図書館システムのリース契約終了に伴い、本館・白浜分室・富田分室・日置分室のシステムパソコン等の更新を行う。 【主な内容】 システム用パソコン等更新業務委託料 2,486千円	2,486					2,486	200
	学童保育所ネットワーク整備事業 【教育委員会】	学童指導員と保護者間や学童指導員間の情報共有を円滑に行い業務の効率化を図るため、学童保育所のネットワーク環境整備を行う。 【主な内容】 ネットワーク設計委託料 1,400千円	1,400					1,400	204
	公用車購入事業 【教育委員会】	青少年センター公用車の買替を行う。 【主な内容】 公用車購入費2,149千円	2,270					2,270	207 208
	南紀日置川リバーサイドマラソン大会補助金 【教育委員会】	南紀日置川リバーサイドマラソン大会実施に係る費用を補助する。 【主な内容】 南紀日置川リバーサイドマラソン大会補助金 4,400千円	4,400					4,400	210
	学校給食費無償化事業 【教育委員会】	子育て世帯における経済的負担を軽減するため、学校給食費無償化事業を実施する。 【主な内容】 学校給食無償化事業に係る材料費等 87,380千円 【特定財源】 学校給食費無償化事業補助金（県1/2） 学校給食徴収金	87,380		48,283		14,521	24,576	214

令和8年度白浜町一般会計予算等における主要事業別予算

(単位：千円)

款等別	事業名称	事業概要	予算額	財源内訳					予算書 頁番号
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
下水道事業特別会計									
	下水道接続促進補助金 【上下水道課】	公共下水道への接続を促進するため、接続工事に係る費用の一部を補助する。 【主な内容】 接続促進補助金	1,000					1,000	別冊 63
	白浜浄化センター再構築事業 【上下水道課】	白浜浄化センター再構築のための実施設計を実施する。 【主な内容】 設計業務 1式 【特定財源】 社会資本整備総合交付金（国1/2） 下水道事業債	43,000	21,500		21,500		0	別冊 66
	大浦処理分区枝線取付管築造工事 【上下水道課】	公共下水道管渠築造事業のための工事を実施する。 【主な内容】 管渠築造工事 1式 【特定財源】 社会資本整備総合交付金（国1/2） 下水道事業債	1,888	944		900		44	別冊 66
水道事業特別会計									
	旧南紀白浜空港跡地耐震性貯水槽整備事業 [上下水道課]	旧南紀白浜空港跡地に災害時の飲料水確保を目的として耐震性貯水槽整備工事を実施する。 【主な内容】 耐震性貯水槽 40m ³ 1式 配管工事 1式 舗装復旧工事 1式	210,000					210,000	別冊 101
	平浄水場電気・機械設備更新事業 [上下水道課]	平浄水場の老朽化した電気・機械設備の更新工事を実施する。(3箇年事業) 【主な内容】 電気室・ポンプ室棟建築 鉄筋コンクリート造2階建て 1式 電気設備工事 1式 機械設備工事 1式	620,000					620,000	別冊 101
	配水管布設替事業 [上下水道課]	老朽化した水道管の取替工事を実施する。 【主な内容】 配水管布設替工事 L=1,200m 舗装復旧工事 1式	220,000					220,000	別冊 101

令和8年度白浜町一般会計予算等における主要事業別予算

(単位：千円)

款等別	事業名称	事業概要	予算額	財源内訳					予算書 頁番号
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
	深紫外線ろ過装置 搭載車両購入事業 [上下水道課]	災害時にプール等に貯水している水をろ過して飲料水にするため、深紫外線ろ過装置搭載車両を購入する。 【主な内容】深紫外線ろ過装置搭載車両 1台	13,860					13,860	別冊 101

議案第 37 号

令和 8 年度白浜町土地開発公社事業計画及び会計予算の提出について

白浜町土地開発公社から別紙のとおり令和 8 年度事業計画及び会計予算の提出があったので、白浜町土地開発公社定款第 16 条第 3 項の規定により、議会の承認を求める。

令和 8 年 2 月 10 日提出

白浜町長 大江 康弘

令和8年度

白浜町土地開発公社事業計画

令和8年度において実施しようとする事業計画を、次のとおり定める。

1. 事業目的

- (1) 公有地の維持・管理業務及び土地造成事業による分譲地の分譲等の業務を行うことにより、地域の秩序ある整備と住民福祉の増進に寄与する。
- (2) 長期保有地の早期処分に取り組み、経営の効率化を図る。

2. 事業内容

(1) 土地造成事業	0 千円
(2) その他	20,080 千円
計	20,080 千円

令和8年度 白浜町土地開発公社 会計予算

(総則)

第1条 令和8年度白浜町土地開発公社会計の予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 収益的収入及び支出の予算は、次のとおりとする。

収入	第1款	事業収益	28,687 千円
		第1項 土地造成事業収益	22,387 千円
		第2項 附帯等事業収益	6,300 千円
	第2款	事業外収益	903 千円
		第1項 受取利息	30 千円
		第2項 雑収益	873 千円
		収入合計	29,590 千円
支出	第1款	事業原価	15,948 千円
		第1項 土地造成事業原価	15,948 千円
	第2款	販売費及び一般管理費	5,591 千円
		第1項 販売費及び一般管理費	5,591 千円
	第3款	事業外費用	1,497 千円
		第1項 支払利息	1,497 千円
	第4款	予備費	500 千円
		第1項 予備費	500 千円
		支出合計	23,536 千円

(資本的収入及び支出)

第3条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に不足する額10,080千円は、当年度分事業原価及び準備金で補てんするものとする。)

収入	第1款	資本的収入	10,000 千円
		収入合計	10,000 千円
支出	第1款	資本的支出	20,080 千円
		第1項 借入金償還金	20,000 千円
		第2項 法人税等	80 千円
		支出合計	20,080 千円

(長期借入金)

第4条 長期借入金の限度額は、10,000千円と定める。

令和8年1月26日

白浜町土地開発公社
理事長 愛須 康徳

令和8年度白浜町土地開発公社会計予算実施計画

収益の収入及び支出

収 入

(単位:千円)

款	項	目	予定額	備 考
1.事業収益			28,687	
	1.土地造成事業収益		22,387	
		1.土地造成事業収益	22,387	
	2.附帯等事業収益		6,300	
		1.附帯事業収益	6,300	
2.事業外収益			903	
	1.受取利息		30	
		1.受取利息	30	
	2.雑収益		873	
		1.雑収益	873	
収 入 合 計			29,590	

支 出

(単位:千円)

款	項	目	予定額	備 考
1.事業原価			15,948	
	1.土地造成事業原価		15,948	
		1.土地造成事業原価	15,948	
2.販売費及び一般管理費			5,591	
	1.販売費及び一般管理費		5,591	
		1.経費	2,864	
		2.白浜駅前駐車場経費	2,727	
3.事業外費用			1,497	
	1.支払利息		1,497	
		1.支払利息	1,497	

支 出

(単位:千円)

款	項	目	予定額	備 考
4.予備費			500	
	1.予備費		500	
		1.予備費	500	
支 出 合 計			23,536	

資本的收入及び支出

収 入

(単位:千円)

款	項	目	予定額	備 考
1.資本的收入			10,000	
	1.長期借入金		10,000	
		1.長期借入金	10,000	
収 入 合 計			10,000	

支 出

(単位:千円)

款	項	目	予定額	備 考
1.資本的支出			20,080	
	1.借入金償還金		20,000	
		1.借入金償還金	20,000	
	2.法人税等		80	
		1.法人税等	80	
支 出 合 計			20,080	

令和8年度 白浜町土地開発公社資金計画 (単位:千円)

区 分	当年度予定額	前年度決算見込額	増 減	備 考
受 入 資 金	73,663	49,032	24,631	
1.土地造成事業収益	22,387	0	22,387	
2.附帯等事業収益	6,070	5,986	84	
3.事業外収益	903	1,330	△ 427	
4.長期借入金	10,000	0	10,000	
5.前受収益	230	230	0	
6.その他預り金	0	37	△ 37	
7.前年度繰越金	34,073	41,449	△ 7,376	
8.退職手当戻入金	0	0	0	
支 払 資 金	27,669	14,959	12,710	
1.費用	5,931	3,621	2,310	
2.土地取得費	0	0	0	
3.土地造成費	0	0	0	
4.長期借入金償還金	20,000	10,000	10,000	
5.法人税等	0	0	0	
6.支払利息	1,497	1,069	428	
7.未払費用	161	161	0	
8.未払法人税等	80	71	9	
9.その他預り金	0	37	△ 37	
差 引	45,994	34,073	11,921	

令和8年度 白浜町土地開発公社会計予算基礎資料

収益の収入及び支出
収入

(単位:千円)

款	項	目	本年度予定額	前年度予定額	差引増減	節		説明
						区分	予定額	
1. 事業収益			28,687	28,327	360			
	1. 土地造成 事業収益		22,387	22,387	0			
		1. 土地造成 事業収益	22,387	22,387	0	1. 土地売却収益	22,387	峠碓、中田
	2. 附帯等 事業収益		6,300	5,940	360			
		1. 附帯 事業収益	6,300	5,940	360	1. 白浜駅前駐車 場事業収益	6,300	月極・一時預り
	3. 公有地取得事業収益		0	0	0		0	
2. 事業外収益			903	874	29			
	1. 受取利息		30	1	29			
		1. 受取利息	30	1	29	1. 預金利息	30	定期預金等利息
	2. 雑収益		873	873	0			
		1. 雑収益	873	873	0	1. 雑収益	873	公社有地一時使用料、占用料
計			29,590	29,201	389			

支 出

(単位:千円)

款	項	目	本年度予定額	前年度予定額	差引増減	節		説 明	
						区分	予定額		
1. 事業原価			15,948	15,948	0				
	1. 土地造成事業原価		15,948	15,948	0				
		1. 土地造成事業原価	15,948	15,948	0	1. 土地売却原価	15,948	峠砦、中田	
	2. 公有地取得事業原価		0	0	0		0		
2. 販売費及び一般管理費			5,591	5,563	28				
	1. 販売費及び一般管理費		5,591	5,563	28				
		1. 経費		2,864	2,842	22	1. 旅費	5	普通旅費
	2. 需用費		2				消耗品費	2	
	3. 役務費		250				郵便料・その他手数料	250	
	4. 委託料		697				税理士委託業務費	396	
							草刈委託料	301	
	5. 使用料及び賃借料		410				会計システムリース料	410	
	6. 負担金補助及び交付金		1,200				基礎補強工事費補助金	1,000	
							地盤調査費補助金	200	
7. 租税公課	200	固定資産税・都市計画税	200						
8. 雑費	100	諸費用等	100						

支 出

(単位:千円)

款	項	目	本年度予定額	前年度予定額	差引増減	節		説明
						区分	予定額	
		2. 白浜駅前 駐車場経費	2,727	2,721	6	1. 需用費	400	消耗品・電気料等
						2. 役務費	44	統合賠償責任保険 34 郵便料 10
						3. 委託料	1,568	運営管理業務委託料 1,568
						4. 工事請負費	500	駐車場修繕工事費 500
						5. 租税公課	115	消費税 115
						6. 雑費	100	諸費用等 100
3. 事業外費用			1,497	1,069	428			
	1. 支払利息		1,497	1,069	428			
		1. 支払利息	1,497	1,069	428	1. 長期借入金 利息	1,497	完成土地等・公有用地
4. 予備費			500	500	0			
	1. 予備費		500	500	0			
		1. 予備費	500	500	0	1. 予備費	500	
計			23,536	23,080	456			

資本の収入及び支出

収入

(単位:千円)

款	項	目	本年度予定額	前年度予定額	差引増減	節		説明
						区分	予定額	
1. 資本の収入			10,000	10,000	0			
	1. 長期借入金		10,000	10,000	0			
		1. 長期借入金	10,000	10,000	0	1. 長期借入金	10,000	
	計		10,000	10,000	0			

支出

(単位:千円)

款	項	目	本年度予定額	前年度予定額	差引増減	節		説明
						区分	予定額	
1. 資本の支出			20,080	20,080	0			
	1. 借入金償還金		20,000	20,000	0			
		1. 借入金償還金	20,000	20,000	0	1. 長期借入金 償還金	20,000	
	2. 法人税等		80	80	0			
		1. 法人税等	80	80	0	1. 法人税等	80	法人県民税均等割額 法人町民税均等割額
	計		20,080	20,080	0			

令和7年度白浜町土地開発公社予定損益計算書

(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

(単位：円)

1. 事業収益			
(1) 土地造成事業収益	0		
(2) 付帯等事業収益	6,108,400	6,108,400	
2. 事業原価			
(1) 土地造成事業原価		0	
事業総利益			6,108,400
3. 販売及び一般管理費			
(1) 販売及び一般管理費	3,781,915	3,781,915	
事業収益			2,326,485
4. 事業外収益			
(1) 受取利息	51,514		
(2) 雑収益	1,278,140		
(3) 退職給与引当金戻入益	0	1,329,654	
5. 事業外費用			
(1) 支払利息	1,068,820	1,068,820	
経営利益			2,587,319
6. 法人税等			
(1) 法人税等	71,000	71,000	
当期純利益			<u>2,516,319</u>

令和7年度白浜町土地開発公社予定貸借対照表

(令和8年3月31日)

(単位：円)

	資産の部		負債の部
1. 流動資産		1. 流動負債	
(1) 現金及び預金	34,072,412	(1) 未払費用	161,095
(2) 未収金	400,000	(2) 未払法人税等	71,000
(3) 前払費用	22,006		
(4) 公有用地	28,480,799	(3) 前受収益	230,000
(5) 完成土地等	<u>149,960,462</u>	(4) その他の流動負債	<u>0</u>
流動資産合計	<u>212,935,679</u>	流動負債合計	462,095
資産合計	<u><u>212,935,679</u></u>	2. 固定負債	
		(1) 長期借入金	189,000,000
		(2) 引当金	<u>0</u>
		固定負債合計	<u>189,000,000</u>
		負債合計	<u><u>189,462,095</u></u>
		資本の部	
		1. 資本金	
		(1) 基本財産	10,000,000
		資本金合計	10,000,000
		2. 準備金	
		(1) 前期繰越準備金	10,957,265
		(2) 当期純利益	<u>2,516,319</u>
		準備金合計	<u>13,473,584</u>
		資本合計	<u><u>23,473,584</u></u>
		負債 資本合計	<u><u>212,935,679</u></u>

令和8年度白浜町土地開発公社予定貸借対照表

(令和9年3月31日)

(単位：円)

資産の部		負債の部	
1. 流動資産		1. 流動負債	
(1) 現金及び預金	45,994,352	(1) 未払費用	161,095
(2) 未収金	400,000	(2) 未払法人税等	80,000
(3) 公有用地	28,480,799	(3) 前受収益	230,000
(4) 完成土地等	134,013,221	(4) その他の流動負債	0
流動資産合計	<u>208,888,372</u>	流動負債合計	471,095
資産合計	<u><u>208,888,372</u></u>	2. 固定負債	
		(1) 長期借入金	179,000,000
		(2) 引当金	0
		固定負債合計	<u>179,000,000</u>
		負債合計	<u><u>179,471,095</u></u>
		資本の部	
		1. 資本金	
		(1) 基本財産	10,000,000
		資本金合計	10,000,000
		2. 準備金	
		(1) 前期繰越準備金	13,473,584
		(2) 当期純利益	5,943,693
		準備金合計	<u>19,417,277</u>
		資本合計	<u><u>29,417,277</u></u>
		負債 資本合計	<u><u>208,888,372</u></u>

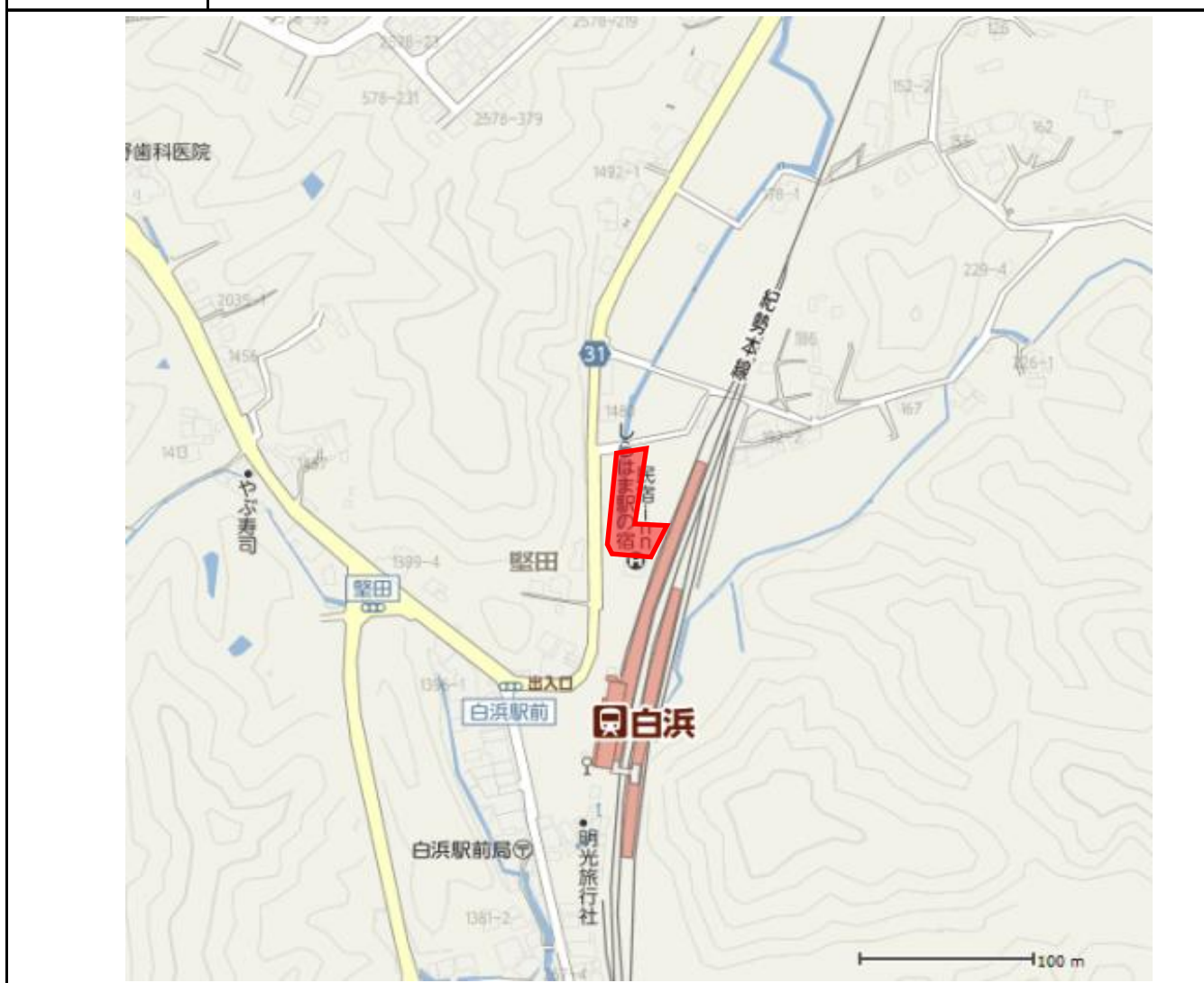
参考資料

令和8年2月10日現在

No.	用地名
1	白浜駅前土地

所在地	地目	面積(m ²)
白浜町堅田字満願寺196-9外1筆	宅地	919.05

位置図



参考資料

令和8年2月10日現在

No.	用地名
2	峠砦土地

所在地	地目	面積(m ²)
白浜町字七ツ砦2459-31外13筆	宅地外	5,860.05

位置図



参考資料

令和8年2月10日現在

No.	用地名
3	中田土地

所在地	地目	面積(m ²)
白浜町日置字中田982-13外6筆	宅地	1,244.57

位置図



議案第 38 号

田辺周辺広域市町村圏組合の共同処理する事務の変更及び田辺周辺広域市町村圏組合規約の変更に関する協議について

地方自治法第 286 条第 1 項の規定に基づく田辺周辺広域市町村圏組合の共同処理する事務の変更及び田辺周辺広域市町村圏組合規約の変更に関する協議について、同法第 290 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 10 日提出

白浜町長 大江 康弘

理 由

新たなごみ処理施設の整備に関する事務の追加及び当該事務に伴う負担金の割合の規定並びに事務所の位置の変更に伴い、田辺周辺広域市町村圏組合の共同処理する事務及び規約を変更したいので、本案を提出する。

田辺周辺広域市町村圏組合規約の一部を改正する規約

田辺周辺広域市町村圏組合規約（昭和46年規約第1号）の一部を次のように改正する

。

第3条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 新たなごみ処理施設の整備に関する計画の策定及び調整に関する事務

第4条中「朝日ヶ丘23番1号、西牟婁総合庁舎内」を「高雄一丁目23番1号、田辺市民総合センター内」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第12条関係）

区分		経費の支弁方法		
規約第3条に 規定する事務	第1号 計画策定	均等割 $\frac{15}{100}$	人口割 $\frac{85}{100}$	
	第2号 紀南文化会館	組合議会の議決を経て定める割合		
	第3号 病院群輪番制	均等割 $\frac{10}{100}$	人口割 $\frac{90}{100}$	
	第4号 新たなごみ処理 施設	均等割 $\frac{15}{100}$	人口割 $\frac{85}{100}$	
	第5号 ふるさと市町村 圏計画策定	均等割 $\frac{15}{100}$	人口割 $\frac{85}{100}$	
	第6号 休日急患診療所	均等割 $\frac{5}{100}$	人口割 $\frac{45}{100}$	利用割 $\frac{50}{100}$

備考 人口割に用いる人口は、当該予算の属する年度の前年度の属する9月30日現在の住民基本台帳人口による。

附 則

この規約は、令和8年4月1日から施行する。

田辺周辺広域市町村圏組合規約の一部改正 新旧対照表

改正後	現 行																										
<p>(共同処理する事務)</p> <p>第3条 組合は、次に掲げる事務を共同処理する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>新たなごみ処理施設の整備に関する計画の策定及び調整に関する事務</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(事務所の位置)</p> <p>第4条 組合の事務所は、田辺市高雄一丁目2番1号、田辺市民総合センター内に置く。</p> <p>別表第1 (第12条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>経費の支弁方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1号 計画策定</td> <td>均等割 $\frac{15}{100}$ 人口割 $\frac{85}{100}$</td> </tr> <tr> <td>第2号 紀南文化会館</td> <td>組合議会の議決を経て定める割合</td> </tr> <tr> <td>第3号 病院群輪番制</td> <td>均等割 $\frac{10}{100}$ 人口割 $\frac{90}{100}$</td> </tr> <tr> <td>第4号 新たなごみ処理施設</td> <td>均等割 $\frac{15}{100}$ 人口割 $\frac{85}{100}$</td> </tr> <tr> <td>第5号 ふるさと市町村圏計画策定</td> <td>均等割 $\frac{15}{100}$ 人口割 $\frac{85}{100}$</td> </tr> <tr> <td>第6号 休日急患診療所</td> <td>均等割 $\frac{5}{100}$ 人口割 $\frac{45}{100}$ 利用割 $\frac{50}{100}$</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 <u>人口割に用いる人口は、当該予算の属する年度の前年度の属する9月30日現在の住民基本台帳人口による。</u></p>	区 分	経費の支弁方法	第1号 計画策定	均等割 $\frac{15}{100}$ 人口割 $\frac{85}{100}$	第2号 紀南文化会館	組合議会の議決を経て定める割合	第3号 病院群輪番制	均等割 $\frac{10}{100}$ 人口割 $\frac{90}{100}$	第4号 新たなごみ処理施設	均等割 $\frac{15}{100}$ 人口割 $\frac{85}{100}$	第5号 ふるさと市町村圏計画策定	均等割 $\frac{15}{100}$ 人口割 $\frac{85}{100}$	第6号 休日急患診療所	均等割 $\frac{5}{100}$ 人口割 $\frac{45}{100}$ 利用割 $\frac{50}{100}$	<p>(共同処理する事務)</p> <p>第3条 組合は、次に掲げる事務を共同処理する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(事務所の位置)</p> <p>第4条 組合の事務所は、田辺市朝日ヶ丘2番1号、西牟婁総合庁舎内に置く。</p> <p>別表第1 (第12条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>経費の支弁方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1号 計画策定</td> <td>均等割 $\frac{15}{100}$ 人口割 $\frac{85}{100}$</td> </tr> <tr> <td>第2号 紀南文化会館</td> <td>組合議会の議決を経て定める割合</td> </tr> <tr> <td>第3号 病院群輪番制</td> <td>均等割 $\frac{10}{100}$ 人口割 $\frac{90}{100}$</td> </tr> <tr> <td>第4号 ふるさと市町村圏計画策定</td> <td>均等割 $\frac{15}{100}$ 人口割 $\frac{85}{100}$</td> </tr> <tr> <td>第5号 休日急患診療所</td> <td>均等割 $\frac{5}{100}$ 人口割 $\frac{45}{100}$ 利用割 $\frac{50}{100}$</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 <u>人口割に用いる人口は、当該予算の属する年度の前年度の属する9月30日現在の住民基本台帳人口による。</u></p>	区 分	経費の支弁方法	第1号 計画策定	均等割 $\frac{15}{100}$ 人口割 $\frac{85}{100}$	第2号 紀南文化会館	組合議会の議決を経て定める割合	第3号 病院群輪番制	均等割 $\frac{10}{100}$ 人口割 $\frac{90}{100}$	第4号 ふるさと市町村圏計画策定	均等割 $\frac{15}{100}$ 人口割 $\frac{85}{100}$	第5号 休日急患診療所	均等割 $\frac{5}{100}$ 人口割 $\frac{45}{100}$ 利用割 $\frac{50}{100}$
区 分	経費の支弁方法																										
第1号 計画策定	均等割 $\frac{15}{100}$ 人口割 $\frac{85}{100}$																										
第2号 紀南文化会館	組合議会の議決を経て定める割合																										
第3号 病院群輪番制	均等割 $\frac{10}{100}$ 人口割 $\frac{90}{100}$																										
第4号 新たなごみ処理施設	均等割 $\frac{15}{100}$ 人口割 $\frac{85}{100}$																										
第5号 ふるさと市町村圏計画策定	均等割 $\frac{15}{100}$ 人口割 $\frac{85}{100}$																										
第6号 休日急患診療所	均等割 $\frac{5}{100}$ 人口割 $\frac{45}{100}$ 利用割 $\frac{50}{100}$																										
区 分	経費の支弁方法																										
第1号 計画策定	均等割 $\frac{15}{100}$ 人口割 $\frac{85}{100}$																										
第2号 紀南文化会館	組合議会の議決を経て定める割合																										
第3号 病院群輪番制	均等割 $\frac{10}{100}$ 人口割 $\frac{90}{100}$																										
第4号 ふるさと市町村圏計画策定	均等割 $\frac{15}{100}$ 人口割 $\frac{85}{100}$																										
第5号 休日急患診療所	均等割 $\frac{5}{100}$ 人口割 $\frac{45}{100}$ 利用割 $\frac{50}{100}$																										